

人、因<sup>レ</sup>茲先有<sup>ニ</sup>明制、不<sup>レ</sup>許<sup>ニ</sup>屠殺、今聞國郡未<sup>レ</sup>能<sup>ニ</sup>禁止、百姓猶有<sup>ニ</sup>屠殺、云々と宣へり。斯く五畜に止まりしを、天平寶<sup>六</sup>二年七月、皇太后寢膳安からざりし爲に、猪、鹿の類永く進御を止めらるゝことゝなりぬ。然れども、これ未だ、治く行はれず。仁明天皇に、鹿肉の御贄を奉りしこと、續後紀に見え。陽成天皇は、鹿腊を御膳に加ふるを停め玉へり。延喜式に、正月元日より、三日に至る御節供に、鹿<sup>六</sup>猪<sup>六</sup>宍<sup>六</sup>あり。これは厨事類記に、御産御膳に、鹿猪の肉を召し給ふ如く、御藥の料なれば、其の限りにあらずと云はんも、正月と雖、忌み給はざりしことは知らるゝなり。(後には之を雉に替へられたり)延喜式には、六畜を喫ふ穢は、三日と定めらる。元來殺生を禁じ、肉食を止め給へるは、佛教信仰の爲め(佛經に肉食七十日、魚肉三十日、鳥食五十日等の禁忌あり)なれども、牛馬の如きは、農事の助けとなるものなれば、古語拾遺に見ゆる如く、御年の神は其宍を疎み給ひしなり。以上は人の上のことなれども、神祇には如何

と云ふに、春日の若宮へ、狐狸を献り、諏訪神へ鹿を供するが如き例あり。また延喜式祝詞は、古文のまゝ唱ふるならめど、毛の和物、毛の荒物あり。古來献り來りし神社には、古來の慣例によるべく、現今は現今の制度(神社祭式)に従ふを、可とす。又神職は、獸肉を食すること、これも各社の傳へ來れる舊法に従ひて、齋戒中は喫はざるを可とす。

二〇一問、神饌には、魚鳥菜蔬の類は何を用ゐてもよろしきや。

答、可成古來の慣例によられたし。何品は禁忌なり、と云ふことはなれども、古人は、引出物にても、祝言其の他の進物にても、詞の唱への悪しきものを遠慮し、又其場合によりて、禁忌したり。例令は移徒に、赤き色のものを忌みたるが如し。菅公を祭るに雞を献するが如きは、斟酌あるべき也。祈雨に白馬を献るが如き古人の深き注意を思ふべし。

二〇二問、新年の供物に、大根を用ゐるは何故なりや。

答、延喜式、また江家次第に、元日より三日までの天皇の供御は、大根、芹、鮎、猪突、鹿突なること見ゆ。大根は、野菜中の主なるものにて、其根の雪白は、精神の潔白を表し、且、其名の大なる根の義が、將來の發展を意味す。新年の食物として、ふさはしきものなり。仍りて、朝儀に用ゐられ、民間にても、松飾にも、神供にも、齒固にも、又雑煮にも用ゐるなり。別に深き理由あるべからず。

二〇三問、神饌物を、モリモノと稱するものあり。佛供をオモリなど云ふが、うつりたるならん。改むべきか。

答、古は、神にも人にも供するものは盛備へたり。麩乃上高知、襲比高盛、横山乃如久置足志、など云へるにても知るべし。神宮儀式帳に、盛殿と云ふがあるは、直會などに賜へる食物を、盛り備ふる殿の名なり。佛者の言をまねたるものにあらずして、却て古言の彼に残れるなり。

二〇四問、強飯を御饌に献すること、また之を高盛にして献るはいか。

答、上古の常食は、強飯なり。飯に置簀を敷き、木葉藁などにて、湯氣を洩らさぬやうにして蒸し、それを葉、又は筥子に盛りて食ふなり。椀を用ゐしことは後也。延喜大炊式に、宴會雜給の飯器は、參議以上並朱漆椀、五位以上葉椀命婦三位以上菌筒、五位以上命婦陶椀、大歌、立歌、國栖、笛工、並葉椀、(五月五日青柏、七月廿五日荷葉、餘節干柏)と見ゆ。此頃より、木椀、陶椀も用ゐしなり。日本紀竟宴歌に、「玉柏、をが玉の木のかみ葉に神のひもろぎ云々とよめり。強飯を盛りたる状思ふべし。今吉凶式正の禮に、必強飯を用ゐるは古風の残れるなり。舊曆の正月二日の下に、「ひめはじめ」と掲げたり。編練とは、或説云非米非粥ともありて、今の常の飯のことにて、その炊き方に依りて、強と弱と云ふなり。専ら弱飯を食ふ世となりて、昔食ひし飯を、強飯と云ふに至れり。元日は、古風のまゝに、おこはを食へども、二日よりは、

ひめを食ひ始むるなり。神祇に仕ふるは、古意を重ずれば、成るべくは強飯を献るべし、襲ひ高盛するも古意也。

二〇五問、糰餅、餠黏とはいかなる菓子なりや。水菓子とはいか。

答、此等は唐菓子なり。唐菓子とは、支那の製に倣ひたるなり。元來菓子とは、もと草木の果實にて、桃、柿、瓜の如きものを云ふを、後に唐菓子に對して、果物を木菓子又水菓子とも云ふなり。餠餅は、伏兔とも書く、餠餅の轉聲なりと云ふ。和名抄に、油煎餅名也とあり。糰餅は同書に、如藤葛者也、和名萬加利とあり。其形曲りたるより名く。東雅に云へる如く、環餅、捻頭、饅饅、團喜、黏臍、餠餅、餠子の如き、その本家たる支那にては、却て其名もさたかならざるものが、我國にて、今も猶、其製の遺りぬるは、めづらしきこと也。樂器の筚篥の如き、また此例也。これ國體の不變なるに據れるなり。

二〇六問、神饌にバナ、バイナツブル、カステイラ等を献りてもよろしきか。

答、珍果、珍味を献するは、よろしきことなり、昔にも餠餅、糰餅等を献じたり。此れ等は當時に於ては、新しき菓子たりしなり。併しながら、祖靈祭などに、南洋の果物、西洋の菓子など、心盡したるものを、美しく盛り備へて、献るは其の真情も見ゆる心路してよろしきを、神社の神饌に、此を用ゐたるを見る時は、何となくその神職までも、淺ましく思はるゝ感あり。況や古來の儀式以て行ふ祭祀に於てをや。予曾て、某大社の地鎮祭に參列し手長のものが、バナ、を堆高く盛りたる神饌を、撃くるを見たり。技師技手まで素襖を着し、凡て古儀古式によりたるに、神饌のみは、大正式とも云ふべきものなり。予が傍に居りし人は、それと氣付きて予が袖を引きたりき。神饌は誠に重きものなれば、古儀古式の存する神社にては、古來のまゝの物品を、供ふるをよろしと思ふなり。其他普通にありては、臨機應變たるべし。其盛方に注意すれば、南蠻菓子を献するも、必ずしも悪しと云ふにあらず。凡て神饌は祭神を考慮し時節

を考慮し、その行はるゝ祭典の趣旨をも考慮して調理すべきなり。近來凶祭に吉祭の神饌を用ゐるをさへ見るは、あさましき限なり。

二〇七問、散米とて、社前に米を打まきて献るは、不敬ならずや。

答、散米、また散供とも、打まきとも云ふ。神社啓蒙に、散米、散錢何義、蓋解除也とあれど非也。神家採用に神前に詣して、米打散らす事も、其所の神に奉るにてはなし。其社に従ひ居る邪神に、食はしめん料也。誠に神に奉る心ならば、恭しく捧ぐべきに、古より投散する事は、眷屬の邪神を、みあへ申さん爲と知るべし。然るに大方の人、其社に奉る物と、思ふは甚違へり、と云へるは、却りて違へり、これは問者の如く、不敬とするより出たる説なり。思ふにわざと強く打撒けば、そは不敬にもあらん。備へ盛るべき器の仕構もなさず、假初ならんには、自ら斯る状ともなる也。旅行の奴佐も、幣袋より出して打撒らしつゝ、神に奉る也。儀式大殿祭の條に、忌部が酒と米とを散くも、屋舟の

神に献るなり。俗に上棟式に、餅錢などを散くも同じく屋舟の神に奉るなり。

(祓祈禱の時の打散も、切麻の如きも、最初には献るものなりけんを、打散することの祓の意と通へば、これを散せば、魔の類恐れて退散するものと、人も吾も心得るに至りたるが如し、このこと、別に云へるものあり)斯く打蒔くが、本義ならねど。祓祈禱などに強く打散けば、打散と云ひ、散きて供すれば散供と云ふなり。散供の稱は、源平盛衰記に見えたり、「散錢の條合見るべし。」

二〇八問、御供米、また洗米のこと承りたし。

答、供米は假字にて、クマシネの略言なり。倭名抄に、精米、和名久萬之禰とあり。精の字は、精米所以享神也とあり。懸久眞と云ふも、懸精米の略なり。持統紀に、奠の字をクマと訓せり。神代と云ふ地名も、精代の義なり。クマシネは神に奉る米なるより、精の字を宛て用ゐたり。精の字は、精米を云ふ字なれば、字鏡に志止支と注せり。白浙なり。浙ぎ洗ひたる米なれば、洗米と云ふ

なり。然れども、我にては洗米にても、精米にても、黒米にても、神に献ずる米をクマシネと云ふが如し。懸久米は、懸税カケチカラと同じく、稻穂を云ふにや、又は後世のハナシネと云ふもの、如く、米を物に包みて、捻りたるを懸くるにてもあらんか。猶考ふべし。

二〇九問、桑餅シトキとはいかなるものなりや。

答、精米を水に漬して、粉にして、蒸して作る。白磨餅シトキモチの義と云ふ。昔は普通の餅は、玄米なり。これを黒色餅とも黒米餅とも云へりき。

二一〇問、餅を鏡餅、また御鏡とも云ふは如何。又何故に大小を重ねるや。

答、鏡の如く、丸く作るより云ふ也。漢籍にも、餅云々麥、米粉、倣ニ成形ニ如ク鏡と云へば、圓形に作りしにや、正月元旦に齒固と云ひて君父に供し、また人毎に向ひ見せしめて、嘉祝すれば、餅の鏡と云ふべきを、御鏡とも、鏡とも、鏡餅とも云ふなり。二つ重ねるは、福を重ねるよし也。斯くて、神前に備へ

たる餅をば、四日に撒して切斷す。之を鏡開といふ。切るといふを忌みて、缺くといふ。切りたる餅を、カキモチと云ふは、この故なり。オスワリと云ふも、据えて見するより云ふ。オカチンは、御搗餅の轉也、楊塵を着て賣りしに始ると云ふは非也。

二一一問、紅白餅を用ゐるは、近來の事なりや。

答、延喜式、(陰陽)庭火、并 平野竈神祭の條に、赤白餅三十六枚と見ゆ。陰陽家などより始まりしにや。赤餅は、小豆餅かと思へど、これは赤色を着けたるが如し、小豆餅は、踐祚大嘗嘗式に見えたり。吾妻鏡に、黒色餅、赤色餅、白色餅の三色の餅見ゆ。黒餅は玄米にて、赤色は小豆を和し、白色餅は白米にて作るは、通例のことなり。

二一二問、神饌に献る水を、神水と云ひて戴かしむることは、宗教者のわざめきたり。止むべきか。神水の起源承りたし。

答、撒下の水を戴かしむるは、神饌に献りしものを戴かしむるも、同じ理なれど、若し行へる神社あらば、止むべし。神水のことは、源平盛衰記、古今著聞集等に見えたれど、それは神文を書き、又は之を呑みて誓ひしなり。その用法異なれり。又其神水と云へるも、必しも撒下物に限らざりしが如し。かの源氏物語の葵上の歌などにみゆる、「よるべの水」と云ふものは神水なりや否やは知らねど、奥儀抄に、「神社に瓶を置きて、其れなる水を、なきことなど負ひたるものは、神水とてこれを飲むなり」と見ゆ、これは雨水などの溜り水なり。また井の水を神水として飲むこともあり。

二一三問、錢を包みて、御初穂と書きて、献することいかい。

答、延喜式、祈年祭祝詞に、皇神等能依左志奉者初穂乎波云々と見ゆ、古は稻穂を抜きて收りたり、倭姫世紀に先穂とも書けり。稻の早穂より轉じて、何物にても最初なるもの、最新なるものを神に献るを、初穂といふ。新錢を初穂と云

ひて、神祇に献りしことは、三代實錄貞觀十二年八月の條、清和天皇の、新錢貞觀永寶を、神社に献らるゝ告文に、早穂二十文乎云々とあり。後世に云ふ所は、新錢ならねど、己が得し金錢の初穂の意にても有らん、又稻の初穂の料と見てもあるべし。

二一四問、賽錢か、散錢か、いづれ正しき。

答、散錢を正しとす賽錢と書くは、いと後のことなり。ある説にははじめ散米とて、米を打蒔きて献りしを、その散米の代りに、錢を打ちて奉ることゝなりて散錢といふことは生まれりと云へり。支那にても似たることあり。韓愈か論佛骨表に、令群僧迎佛骨云々、百姓愚冥云々、百十爲群解衣散錢、自朝至暮云々と見えたり彼國にて祭祀に紙錢又は泥錢を用ゐることあり我國にても新錢の初穂を神社に献りしこと史に見ゆれば必しも米の代とも云ふべからず、散すことは献る時のさまにて散供散米の散と同じ。

二一五問、十二銅とて、十二文の錢を献るは、如何なりや。  
答、十二灯の料に奉るなり。

二一六問、修祓に、大麻行事と、御鹽行事と、同一目的の事を、並べ行ふは如何。

答、同一目的の如く見ゆれど、よく之を極むる時は、祓と禊との、二つを行ふなり。大麻は素盞鳴命の祓に、御鹽は伊弉諾命の禊に起因せり。

二一七問、修祓に、御鹽を灑ぐ理由。及堅鹽と、鹽湯と鹽水と何れを正しとするか。

答、祓に、鹽を灑ぎ清むること、伊弉諾命の、橿原に、身滌き給ひし古事に因る。即ち、海水に浴する意なり。これを供神物に灑ぐは、人を斯くして清むる如く同じく、海水に洗滌する意なり。されば、海潮を酌み來りて清むるが本なるを。そは容易ならねば堅鹽を溶かし。後に堅鹽をのまゝをも、用ゐるに至れ

るなり。鹽湯を用ゐることについて、伴信友は、湯を用ゐるは、鹽は焼きて製したるものなれば、其火の穢あらむことの知れねば、清火にて沸かしたる湯に和して、鹽を清むるなるべしと云へり。此説、あまり穿ち過ぎたるやうなり。堅鹽を溶解せんが爲に、水に堅鹽を加へて、沸かして湯となすまでのことならん。儀式に、鹽湯を、また鹽水とも、書ける所あり。これは鹽に冷水を加へたるまゝかと思はるれど、鹽湯を鹽水とも云ひしが如し。冷水のままを用ゐ、また堅鹽のまゝを用ゐるは、これより後のことなるべし。

二一八問、修祓に大麻を以て掃ふは、僧侶が、拂子を持ちて拂ふも 同じ理なりと、某男爵云へり。果して然りや。

答、此頃の神職たちが、左右左と終の左の時、力強く祓ふ状を見ては、何等考究せざる素人は、打ち拂ふ爲なりと思ふべく。これを徐々ど、物體らしく打振らば、戴かしむるものなりとも、思ふべし。神職もまた、此意を以て、打振り

打祓はんには、これを受くる人の、然思ひなさむも、無理からぬことなり。俗に御幣を戴くと云ふことも、このそろ／＼打振るかたより、起れるならん。さてこの祓の麻は。神麻、御麻なども云ひて、大麻、小麻、切麻の別あり。小麻と、切麻は、一人の用なり。大麻は、多数の人に、及さんが爲なり。元來麻は、祓を受くる人より出すを、本義とすれども。便宜上、先づ神部等、設け備へ置きて、此を頒ち與へて徴し。後には、其の領つ分量も、小片に切ることとなりしなり。これ切麻の初なり。斯く小片に切りて、多数の人に頒つことも、いと煩はしければ。樹枝又は、串に著けて、これに觸れしめ引取る状をなさしむ、之を大麻を引くと云ふなり。斯く人々に引き撫でしめん爲に、大麻をさし捧ぐるより、やがては、その引くべき人々も、畏み引きたり、と云ふ心持にて引きもせずして、頭をのみ下ぐるることなり。打ち捧ぐる神部等も亦、其の意にて徐オモロに其の面前にて振りたりしなり。これ即ち、大麻行事の始めなり。

斯くて此狀は人に對してのみならず、祓ふべき物品に向ひても、鹽湯と同じく打振ふこととなれり、この趣は、朱雀門にて行はれし、二季の大神の行事を見ても、また儀式に、供<sub>ニ</sub>神麻<sub>ニ</sub>灌<sub>ニ</sub>鹽水<sub>、</sub>また曳<sub>ニ</sub>神麻<sub>ニ</sub>灑<sub>ニ</sub>鹽水<sub>、</sub>また持<sub>ニ</sub>祓麻鹽湯<sub>ニ</sub>灑<sub>ニ</sub>潔供神物並雜物<sub>、</sub>また神祇官頒切麻と有るにてもまた古今集に、大麻の引手あまたになりぬれば云々など、あるにても知らるるなり。

二一九問、貴説の如くば、神饌に向ひて大麻を行ふことは無意義ならずや。答、上に答へたる所は、大麻の沿革を述べたるのみ、形に影ある如く、信念も變遷して世に伴ふものなり。またたとひ供神物を、人格視して、之に祓をおはすとしても、何の不可があらん。信念を離れては、鹽を灑ぐも、麻を執るも、等しく意義あることなからん。問者の言の如きは未だしきことなり。

二二〇問、大神は、オホハラへと唱ふべきか、またオホハラヒと稱すべきか。答、オホハラヒと云ふべし。凡て祓は、ハラへと唱ふるをよしとす。祓詞の祓



給も、ハラへたまへなり。書紀に、祓具を波羅閉都母能。靈異記に、祓、波良遍。伊呂波字類抄に、祓、ハラヘス。新撰字鏡に、祓、波良戸同書禊上己乃波良戸。公事根源に、上己のはらへとて、皆東流の水上にて、はらへするよし云々。萬葉集に、伊比波良倍。伊勢物語に祓へ具して、紫式部集に、はらへどの神、などあるにて知るべし。本居翁の説に、ハラヒは自ら爲るに云ひ、ハラへは他にせしむるに云なり、との説をうけて。ある人の説に、人に令するならねごハラへと、云ふが、古の例なれば、祓物を出して、我身に代へて、解除せしむる意なりとも。又解除は、制令によりて行ふ、即ち素盞鳴尊に行ひし場合が、最多ければ、ハラへと云ふこと、定まりて、伊弉諾尊の行はれし場合にも、云ふに至りしなるべしと云へり。

二二二問、大祓詞後釋に、祓詞を、數遍重んね讀むことは、神道者の、僧の讀經を眞似たる如くに云はれたり。果して神職の始めしことなりや、また

何時頃より始れることなりや。

答、顯廣王記に、長寛三年六月に、百座祓を修し。山槐記に、治承二年六月に、中宮(高倉徳子)御産御祈の爲に、千度御祓を、陰陽師十人をして行はしめ。又僧をして、御修法並に、千度祓を修せしめしこと見ゆ。これらによるに、法師、陰陽師などの始めたるなり。而して、其始詳ならねど、藤原氏末期には、廣く世に行はれたりき。

二二三問、祓に、紙を人形に切りて、撫物とするは、素盞鳴尊に濫觸すといふ、果して然りや。

答、釋紀に、先師申云、人形者所謂。素盞鳴尊之濫觴云々、と云へり。然れども、陰陽道より起れるが如し。其は、東西文忌寸の、人像を献じて、咒咀するにても知るべし。延喜式に、金人像、コガネノヒトガタ銀人像、ギネノヒトガタ鏡偶人、ノカタシロ木偶人、キノカタシロ菟靈等を、贖物とせり。後世それを略して、紙を以て作ること、なれるなるべし。

二三三問、祓に用ゐる散米は、邪鬼を恐れ退かしむる意なり、と云ふ。果して然りや。

答、物語文などに打まきの、雪のやうにふりかゝりなど云へるさまを見ては、その頃の人は、行ふ人も、行はるゝ人も、問者の如く、思ひたりしが如し。米を、支那にて菩薩と云ひ、印度にては、舍利と尊みしかば、米の威力さもあるべし、と思はるれど、古書の趣を見るに散米に二やうあり。一は、忌部が大殿祭に、酒、切木綿と共に、打まく米の如き。二は、陰陽師の、産室、病者など祈禱する時に、散布するが如き、之なり。一の場合は、神に供するなり。されば、之を散供とも云ふ。(サンマイの條見るべし) 二の場合は、我古俗にも、古法にもあらず。一の場合より轉じたるにて、紙錢を散らすと同じく、祓の意となりたるにて、陰陽師どもの始めしことなるべし。散供は古は稻米を用ゐたりしが、後には五穀を以てせしことあり。天孫の高千穂峰に、粃を投散し給ひしも、

一の場合なるべく思ほゆ。

二三四問、紙錢を、祓に用ゐるは、何の爲なりや。

答、紙錢は、佛家にては、これにて、諸天を祀る。陰陽道にても、また之を用う。陰陽寮式に、御本命祭の時、紙にて錢形二萬五千文、また絹形馬形とを作ること見ゆ。この錢形と云ふもの、即ち紙錢にて、錢の代りに、紙にて作りて、幣物とするなり。神之來兮風颺々、紙錢動兮錦繖搖など詠へるこれなり。家禮に、漢以來里俗、稍以紙寓瘞錢とある瘞錢は、錢形を印したる六道錢のことなれども、これ亦紙錢と云ふなり。(我國にても、佛教によりて埋錢の俗ありしが、寛政二年停止せられたり) 斯く紙錢は、漢土、天竺にて用ゐる。陰陽家、僧徒等の用ゐしものなるを、神道にて、供進のため亦修祓の時に用ゐる切麻チマてふもの、紙を代用することゝなりてその形、錢紙に似たれば、その名をかりて、錢切幣とも、カミゼニとも、云ふことゝなれるなり。切幣は、大麻オホササに

對する切麻キリマにて、麻アサを紙に略して、代へたるまでのことなり。又供神に用ゐるは大殿祭に切木綿を散す場合の如きを云ふ。帛を用うべきを省略して紙片とさせる也されば錢切の幣とも云ふなり。神宮の古記に銀の紙切と見ゆと和訓栞にあり。陰陽家の行爲にならふと思ふこと勿れ。散錢の條見るべし。

二二五問六月の祓を、なごし祓といふこと、また茅の輪チを潜ることはいかい。

答、中世より、十二月祓廢れて、夏祓のみ行はる。名越祓とも夏祓とも云ふなり名越は、夏越ナツコシの略言、また繩越ナベコシの義、また夏の名を越す義、また荒世和世の、和より出たる名、などの説あれど、荒ぶる神を、祓ナひ和ナむる祓の義と云ふ説に従ふべきが如し。茅の輪は、茅、又は菅にて作る。そを貫け出づれば、菅貫スガヰキとも云ひ、又六月の輪、輪越ワコシ神事なども云ふ。茅の輪は、備後風土記の、武塔神の教へ給し、疫氣をまぬかる、故事に因りて、人毎に腰に著くるが、本なるを、後に大なるを作りて、一時に多數の人の、越すこと、なれるなりと云ふ、公事

根根に、祓を行ふ時に、唱ふる歌とて。みな月の、なごしの祓、する人は、千年のいのち、のぶと云ふなり、を戴せたり。管貫の稱は、源平時代のものに見ゆ。

二二六問、七瀬祓、千度祓、七座祓、など祓を重ねて行ふことは、陰陽師などの始めしことなりや。

答、七瀬の祓とて、大七瀬、靈所七瀬、加茂川七瀬など、一定の場所を定めて、くどくどしく云ふは、然もあるべし。千度祓、萬度祓、七座祓、八十座祓など、數度大祓詞を復誦することも、亦彼徒の始めしことならん、然れども、祓又は禊を重ねて行ふことは、古來行はれしが如し。彼等が、之にさかしら心以て、さかしら業を、附加したるまでのことなり。極端なる、宗教じみたことは、好ましからねど、度重ねて、神詞を唱ふること、決して悪しきことにもあらず、これ切に乞祈む時の、自らなる真心なり。特に瀬々の禊の如きは、現今にても、奨勵せまほしく思ふなり、神祇に契ひて何れの海にまれ、川にまれ、經歷する

ことが、此頃流行する海水浴と云ふ銷日法よりは、いか計か養神保険の爲に益することならん。古事記に、應神天皇の、未だ太子にて坐す時、建内宿禰御供仕へて、禊し給はんとて、近江及若狹を經歷し、越前の角鹿に、假宮を作りて、坐ませしことを、古事記傳に、上代には、禊祓は貴きも、賤しきも、いささかも、心にかかる罪穢、又は禍事、又祈願ふことなど有る時は、もごよりにて、又何となき時にも爲せしにぞ有らん。さて輕き禊は、郷里近き海川にして、重きは、やや、遠き國に行きても、物せしなるべし。齋王の、伊勢に赴き給ふ路の間にて、六處の堺川の御禊あり。又京に歸坐時は、難波に下り坐して、三處の御禊あり。されば、これは、淡海の海、又若狹の海邊などにて御禊し、越前に到坐せる、なほ禊の爲なるべしと云はれたり。何の爲にいでましけん、其は暫くおきて、この太子は、皇后の御爲には、一柱の珍御子にて、天下の人民も、信頼し奉りしことなれば、保健に心深かりし、建内宿禰の御供にて、各

地の御歴禊は、いかばかりか、玉體の上にも、効果あらせられしことなりけん、と思はるるなり。

二二七問、湯立にオキヨミとて、柴の枝に鹽湯をつけて舞ふ神事あり。その始め承りたし。

答、貞觀儀式園韓祭に、御神子先廻庭火供湯立舞こと見ゆ、貴問の如きも、鹽湯行事と、神慮を和むる舞と一つになれるにても有らむ。

二二八問、二季の大祓に行はるゝ、節折といふことの語義承りたし。

答、荒世、和世の竹を以て、主上の御丈の寸法をとりて、そのほごに折りあてがへば、節折と云ふなり。その次第は、時刻天皇鳳凰の間に出御あり。先づ荒世の御服を供す、返し給ふ。次に荒世の御麻を供す、返し給ふ。次に荒世の竹を以て、大御身を量り奉ること五度。次に荒世の壺を供す、返し給ふ。和世の御服、御麻、御竹、御壺も荒世の儀の如し。畢て入御。御贖物は、河川に流し、

御麻は、祓所に附せらるゝなり。

二二九問 齋戒は、支那の古法ならずや。

答、易繫辭に、聖人以<sub>レ</sub>此齋戒、以<sub>レ</sub>神<sub>ニ</sub>明<sub>ニ</sub>其德<sub>ニ</sub>矣、注に、洗<sub>レ</sub>心曰<sub>レ</sub>齋、防<sub>レ</sub>患曰<sub>レ</sub>戒、朱子本義に、湛然統一之謂<sub>レ</sub>齋、肅然驚惕之謂<sub>レ</sub>戒、また齋齊也、將<sub>レ</sub>祭齊<sub>レ</sub>心也、戒警戒無<sub>レ</sub>虞也、慎<sub>ニ</sub>飲食舉動<sub>ニ</sub>也など云へば、支那の古法を、倣ねたるやうに思へるならん。然らば佛齋にも似たりと云はんか。觀經疏鈔に、齋戒八齋戒云々、業疏云、齋謂<sub>レ</sub>齊也、齊<sub>ニ</sub>一其意<sub>ニ</sub>戒言<sub>レ</sub>清とあり。精神の修養は、交神の手段として、いづれの宗教にも必要なり。神祇祭祀に於ても、亦然り。古今神學類編に、凡祭<sub>レ</sub>神交<sub>ニ</sub>神靈<sub>ニ</sub>事なれば、祭前誠精意志を齊へ、居所を易へ、衣服を改め、鑽<sub>レ</sub>燧和漢同旨也、と云へる如く、只相似たるまでにて、其齋法は、佛齋儒齋各異なる所あり。律令制定の當時、諸事隋唐の制に倣ひたれば、齋戒の制度に於ても、多少は彼に准據したる形蹟あれども、大祀に一ヶ月、(大同三

年までは、散齋三ヶ月なりしなり)中祀に三日、小祀に一日にて、唐禮の大祀に十日、(散齋四日、致齋三日)中祀に五日、(散齋三日、致齋二日)小祀に三日(散齋二日、致齋一日)の齋よりも軽く、(周禮は、七日の散齋に、三日の致齋、秦制は二日の散齋、一日の致齋、隋制は四日の散齋三日の致齋なり)禮記、致<sub>ニ</sub>齋於内<sub>ニ</sub>散<sub>ニ</sub>齋於外<sub>ニ</sub>齋之日思<sub>ニ</sub>其居處<sub>ニ</sub>思<sub>ニ</sub>其笑語<sub>ニ</sub>思<sub>ニ</sub>其志意<sub>ニ</sub>思<sub>ニ</sub>其所<sub>ニ</sub>樂<sub>ニ</sub>思<sub>ニ</sub>其所<sub>ニ</sub>嗜<sub>ニ</sub>齋三日乃<sub>レ</sub>見<sub>ニ</sub>其所<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>齋者<sub>ニ</sub>とありて、致齋中に、五思の法あれども、我にては更に斯ることなく、令制に、致祭唯祭祀事得<sub>レ</sub>行、自餘悉斷と見ゆるのみ。これ、彼と祭法の異なるに據る故なれども、我の齋には、斯くくたくしき定めなく、單に清く、明く、正しく、直く、高く、大く、廣き心を養ひて、専心奉仕せしなり。律疏に、凡大祀在<sub>ニ</sub>散齋<sub>ニ</sub>而、弔<sub>レ</sub>病、問<sub>レ</sub>疾、判<sub>ニ</sub>署刑殺<sub>ニ</sub>文書<sub>ニ</sub>及刑罰<sub>ニ</sub>食宐<sub>ニ</sub>、者筭五十、奏聞者杖七十、致齋者、各加<sub>ニ</sub>二等<sub>ニ</sub>の如き。また式の、散齋之日、僧尼及重服窆情從<sub>レ</sub>公之輩、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>參<sub>ニ</sub>入内裏<sub>ニ</sub>雖<sub>ニ</sub>輕服人<sub>ニ</sub>致齋

並散齋之日、不得參入の如きは、關係官人の、行事上のことにて、祀職にあるものの、精神上に關する件にあらず。思ふに齋戒の法は、佛齋、最嚴酷強制にして、神齋に至りて、精神を中府に鎮め、常識を失せず、正道を守りて、清淨を以て旨とせしのみ。さるを中古以來煩雜なる觸穢の制を設けて、却りて神事衰頽をなすに至れるはこれ神祇道の本旨にあらざるを以てなり。

二三〇問、古代に於ける齋戒のこと、及び齋戒中の心得承りたし。

答、神代紀に、忌ニ片火ニ又夜忌ニ擲櫛ニ此其縁也、また、世人慎收ニ已爪ニ此其縁也など見ゆ。これは、齋戒の例にはあらざれども、上古朴直の民俗として、平時と雖、不祥事は禁忌せしなり。谷川士清翁が、我邦勸懲皆仍故實是故、記ニ禁忌者多矣、實皇嗣無窮之盛風也、と云へるは、然ることなり。斯く平常にても、不祥事を繰返さじと、謹慎したりしほどのことなれば、神祭にはなほ更の事なり。齋戒を國語にイミといひ、イモヒといひ、物忌といふ。いみ、

いまひ、いはひ、いまはる、いもひ、ゆみ、ゆまひ、ゆまはる、皆同語源にて。善くせんとして、一方には、祝賀の意となり。一方には、嫌忌の意となれり。其は、左され、右まれ、神を祭る庭を忌庭といひ。祭祀を行ふことを、忌つくとも、忌はふともいひ。奉仕の人を、齋主、忌人、忌子、(式に見ゆ)物忌、齋女といひ。神物を造る人を、齋部といひ。神物を收むる倉を、忌庫といひ。献る神酒を忌清の御酒といひ。其を盛る器を、齋釜といひ。神衣を、忌服といひ。幣串を、忌串といひ。祭場を忌庭、忌垣といひ奉仕の動作を、忌まはり、清まはり、忌しり、齋しりといふ。わが上古には、ことくしき戒法はなけれども、これによりても、如何に神祭に、不淨、不祥、不正、を忌みしかを知るべし。而して、むねとある祭祀の前に於て、忌籠をなせしことは、神功皇后紀に、皇后選吉日ニ入ニ齋宮、親爲ニ神主と見えたり。神宮の齋宮、齋館、齋殿、忌屋殿、また、出雲神祝吉詞の、伊豆の眞屋の如きは、忌籠る家の名なり。その忌籠る間は、

如何に爲したりしかといふに、同神吉詞に、百八十六社に坐す皇神を、某甲が、弱肩に太禰取掛けて、伊豆幣の緒結び、天の美加氣と冠りて、伊豆の眞屋に籠草を伊豆の原と敷きて、伊豆瓮黒まし、天之厩和に齋イヒコモ隠りて、云々。また、野宮に、齋王の忌籠られし時の如く、専ら祭祀のことに、心身を極めしなり。これにて、儒佛に於ける齋戒と、神齋との別ある所をも知るべし。齋戒中の心得は、古は(一)佛齋清食に預ること、(二)喪を弔ふこと、(三)病を問ふこと、(四)実を食ふこと、(五)刑殺を判すること、(六)罪人を決罰すること、(七)供神以外の音楽を作すこと、(八)言語を妄にすること、(九)穢惡に觸るゝこと、(十)佛法を行ふこと、(十一)舉哀并に改葬に預ること、等を禁忌したり。律疏に據るに、大祀の散齋中に、これに違犯するものは、笞五十、致齋中ならば、各二等を加へて所罰する制なり。現時の制は、所罰の法なく、且つ齋式の内容明瞭ならざる如くなれば、未熟者の輩に有りては、迷疑の間にあるが如し。これ、

未だ古意に通曉せざる罪なれば、勉めて古典を研究し、常識を以て、齋戒に處すべきなり。齋戒を犯すが如きものあらんには、其は既に祀職たる資格なきものなり、罰則を定めず、内容を明にせざる、却りて尊き所以なるべし。(因云ふ、イモヒに二つあり、一は吉祭に行ふものにして、一は凶事に行ふものなり。吉祭に行ふものは、其事前より行ひ、凶事に行ふものは其事後より始めて、凶祭を治む、宗教にては、この二つの別を、明にせざるが如くなれども、神祇道にては其區畫分明なり混すべからず。)

### 二三一問、齋戒中の心得承りたし。

答、予が奉祀の神社にては、大正三年四月一日、齋戒内規を定めたり。左に掲げて参考に供す。

一、齋戒せんとする時は、前夜より參籠す、齋戒當日早旦沐浴し、白衣に更ふ。但參籠は、例祭の外は、當分自宅に於て齋宿することを得。

- 二、齋戒は清潔を旨とす、言語飲食等を慎み、専心祭の事を行ふ。
- 三、齋戒中は、殊に祭神の偉徳を欽念し、奉仕に際し神人感交の至誠を期すべし。
- 四、沐浴し、衣を改め畢らば、齋員相會し一揖す、祭儀主任、齋の始る由を告げ祭式次第を讀む。
- 五、祭事畢りて、解齋の時は、祭儀主任齋戒終る由を告げ、互に一揖し續て直會を行ふ。

二三三問、延喜式、齋宮の忌詞の内七言、外七言といふことあり。内と云ひ、外と云ふはいかひ。

答、内言とは佛に關する言語、外言とは普通の言語なり。これ佛家の言にして普通の人の云ふ所としては、内を外とし、外を内とせることにて誤も甚しと云ふべし。況や、神祇式にして斯の如し。慨歎の至りならずや。書籍を稱するに

も、佛書を内典と稱し、以外の書を外典と云ふ。佛家の稱するは或は許すべしむも。佛者以外のものにして、國史を外典と稱するあり。否國史中に國史のこととを、外典と云へるあり。これらは、何等の考慮もなく、云ひ慣れたるまゝに書けるにも有らむ。史家の不注意、不見識驚くべし。漢土にても儒者自ら、佛書を内典と云ふを、譏りたることあり。日知錄に、佛教之傳、寢盛、後之學者、遂謂其書爲内典、推其立言之旨、不將内釋而外吾儒乎、夫内釋而外吾儒、此自緇流之語、豈得士人亦云爾乎と。

二三三問、延喜齋宮式の忌詞の、内七言、外七言、また別忌詞の解釋承りたし。

答、内言七言の、佛を中子と云ふ故は、谷川士清の説に、心をナカゴと訓むは、中疑ナカゴの意にて佛を云ふも、心を以て、宗意とすればなりと云へるは非なり。中心を中子と云ふなり。佛は堂の中心に、安置せり。又思ふに、佛の左右に、



夾侍(脇侍)なり、脇士とも書く)と云ふ。所謂挾侍菩薩を立つれば、其中にある本尊を、中尊とも云へば、中子と云ふにてもあるべし、いづれにしても、中心に据うるよしは違はず。また佛を立すくみと云ふ。倭姫世記に、雑々事定給、内七言、佛、稱立須久美とあり。佛像は、いつも立ち竦みたればなり。經を染紙と云ふは、經は多くは、黄檗紙を用うるが故なり。紺紙に金泥を以て書けるもあり。黄卷朱軸など云ふが如きなり。皇大神宮儀式帳に、經乎志目加彌止云々とあれば、シメガミと唱ふべし。塔を阿良良岐とは、塔は塔婆にて、卒塔婆の略なり、地水火風空の五重、また三層十二層などに造る。その高く立ちたる状の、蘭の臺に似たりれば云ふなり。アラ、ギとは、荒々葱の意にや。現々と塔の立つよしなりや。俗に、菜葱類の、花の咲くを、塔が立つと云ふは、この忌詞を、反對に用ゐたる稱呼なるべし。寺を瓦葺と云ふは、日本紀に、瓦舍をカワラブキと訓じたるが如く、寺は瓦舍なればなり。齊明天皇の宮闕を瓦舍

になし給はむとせられしが果さず、爾來宮闕と神社は、瓦を以て葺くこと更に無し。僧を髮長と云ふは、その反を云ふなり。尼を女髮長と云ふも、同じく髮を削りたればなり。齋を片膳と云ふは、普通人は、朝夕に兩回の食事をなすを、佛齋には、午前に一回のみなれば、片食と云ふ也。齋をトキと云ふは、義訓にて、時也、時食のことを云ふ。佛齋には朝一回の食のみにて、時に非らざる食を、戒むるを以て云ふなり。されば、午後の食を非時と云ふなり。「以上内七言なり。」外七言の、死を奈保留と云ふは、反語なり。病を夜須美と云ふも、同じく反語なり、吾妻鏡には病を歡樂と云へり、哭を鹽垂と云ふは、涙に袖のぬれたるが、蟹の袖濡れて、潮水の垂る、狀に似たればなり。血を阿世と云ふは、血は皮膚より流れ出るものなれば汗と云ふなり、打を撫と云ふも、反語なり。笞を以て罪を決するを、打と云ふなり。穴を菌と云ふは、肉片は茸の破片に似たれば也。クサヒラとは、茸の一名にて、草片なり。穴人の姓をもタケヒト

と云ふなり。墓を壤ツナクレと云ふは、古代の墓は所謂土鍔頭なれば、其形状を以て、土塊と云ふなり。「以上外七言」別忌詞の、堂を香燃コリタキと云ふは、佛堂にて、むねと香を燃けばなり。但香と云ふは忌まず。これ寺院に限らず、元朝、即位等の時にも燃けばなり。優婆塞ウパサヤを角筈ツノハネと云ふは、其の被たる頭の状の、角筈に似たるよし也。元來忌詞とは、忌み避けて、云はぬやうにする詞なり。それを止むを得ずして云ふ時は、その不祥語の反對なる吉詞を、代用するなり。されば、成るべくは、その代用語をも、云はぬやうにするを、齋戒中の心得とすべし。

二三四問、現今に於ても齋戒中には、忌詞を用うべきか。

答、齋戒中に忌むべき詞として、規定せられしは、齋宮式の内七言、外七言、別二言とす。儀式大嘗祭の條に、五言あれども、こは外七言中にあり。現今にしてこれらの諸言をば、齋戒中に忌むべき規定なければ。必ずしも避けざるも、不可なからん。然れども、能くこれを思ふに、齋戒中は、諸事を謹慎すべけれ

ば、言語の如きも、妄りに爲すべからず。殊に不祥の詞をば、忌み避くるを、當然のことなりと云ふべし。斯く云はゞとて、式の忌詞を、そのまゝ、用うべしと云ふにあらず。常識を以てする誠意の謹慎は、自ら不祥の言語を、避くるに至るべしと云ふなり。儀式、戰場、航海中等に、縁起を好みて、苟くも爲さるは、最も大切の場合なればなり。祭事は、猶更重大なれば、誠意より發する忌詞ならずば、何等の効果もあるべからず。髪を剃り、若菜を切り、左義長を焼くなどの、剃、切、焼、を榮ハヤすと云ふが如き、臍緒ツツを切るを、續ツクと云ふが如き、婚禮に客の別るゝを、開ヒラくと云ふが如き、戰場にては、敵の爲すには、首を切る、馬を引く幕を引く、と云ふを、我の爲すには、首をつぐ、馬をすゝむ、幕を打つ、と云ふが如き。此他病を歡樂、日蝕、月蝕を日の映、月の映、火災を水流、巾キレを繼ツギ、梨をアリノミ、米シネをヨネ、葦をヨシの如き、皆所謂縁起を云ふなり。然れども、極端に失する時は、滑稽に陥るべし。武家にて、武道が成

り下るとて、葡萄を植ゑず。此城を焼くとて、鱸を食はざりしが如き類なり。  
貞丈雜記に、四の膳を、よのせんと云ひ、四こんめをば、よこんめと云ひ、凡  
て物の數を云ふに、四と云ふ詞を忌むは、死といふ事を嫌ふ故也。死といふ詞  
だに忌まば、料理に用ゐる魚の死骸、鳥の死骸、などは用うまじき事なれども、  
其をば用ゐて祝ふなり。魚鳥の死骸を用ゐながら、四の字を忌むは、おかしき  
事なれども。古より忌まぬことは忌まず、忌むことは忌むを、禮とするなり。  
かやうのことに、理窟を云ひて、古法を捨つるは、却りて物知らずなりと云へ  
り。心得ふべきことなり。

二三五問、直會の言義、及び起源を承りたし。

答、直會はナホリアヒの約也。直るとは平常のさまに復するを云ふ、病の直る  
と云ふも、平常の健康に復することなり。祭事を奉仕する爲に、關係の人々齋  
戒して、諸事平常の狀の如くならざりしが、茲に滞りなく、祭事を竟へたれば、

平常に復せんとて、齋員相會して、酒食するを直會ナホリアヒと云ふ也。其饗膳には、或  
は徹下の神供の物を以て充て、其饗膳を行ふ殿を、直會殿、また解齋殿とも云  
ふ。其起源は、物忌と同時なるべく、物忌は、遠く神代に行はれしが如し。然  
れども、この語の史に見えたるは、續紀天平神護元年十一月の詔に、大新嘗乃  
猶良比ナホリアヒ云々、と見えたるを始めとす。

二三六問、神酒を戴くことは、古き例なりや。

答、神武天皇の、撤供物をめし給ひしこと、神武天皇紀に見ゆ。延喜式に凡新  
羅客入朝、給神酒云々、また常陸風土記、にも鹿島神宮の條に見ゆ。

二三七問、勸盃とは、

答、クエンハイ、またケンハイと云ふ、クハンハイと云はぬ例なり、酒をすゝ  
むることなり。

二三八問、神拜の前に、手を洗ふことは、上古よりの風なりや。

(十二)行  
事作法に  
關する件  
二十七

答、然り。遠き上代よりのことなるべし。允恭紀元年の條に、大中姬命が、手水を執りて、捧げ献りしこと見ゆ。此は天皇に、御手を洗ひて、神器を受けませとの御事なり。敏達紀十年閏二月の條に、蝦夷人が、下泊瀬中流、而面三諸岳、漱水而盟日、と見ゆるは、三諸神を拜せしなり。常陸風土記に傳驛使等將臨國、先洗口手、東面拜香島之大神、然後得入也とあり。寛平御遺誠に、朕(宇多天皇)未旦求衣之勤、毎日整服盥嗽拜神、とのたまへり。儀式帳に洗手不干之氏二所大神乃朝大御饌夕御饌乎日別齋敬仕奉と見え、源平盛衰記に、判官は、(源義經)軍負色に見えければ、鹽瀬の水に、口を嗽ぎ、目を塞て、合掌八幡大菩薩を、祈念し奉云々と見ゆ。其他儀式等に、御手水のことあるは、枚擧に遑あらず。元來祭祀に臨んで、手を洗ふこと、支那の古俗に於ても然り。鹽字の如き手に水を掬する象形字なり。我に於て、タラヒと云ふ、則ち手洗なり。清禊にして神に接するは、通則たり。而して我國最之を重んず。因に云ふ俗に

芝手水シハチウヅとて、神佛を拜む時に、木の葉に手を觸るゝは、佛教より出たり。佛經に之を草淨と云ふ。熱帶地方の僧ども、水なき時、草木の葉を以て、手足の塵土を拭ひて、衣を著すとなり、彼の國の俗さもあるべし。

### 二三九問、八開手ヤヒラテとは如何。

答、八開手とは文字の如く、八度手を開き、手掌タテツコも摺亮ヤラに拍ち上ぐるを云ふ。儀式踐祚大嘗祭の條に、拍手四度々別八遍神語所謂八開手是也。また同式に拍手四段々別八度所謂八開手者也、などあるによれば、この拍手一段とは、手を八つ拍つことにて此を八開手と云ふなり。その八開手を、四度即ち三十二拍つが拍手四段にて、これ禮の最なり。こゝに八開手を、神語と云ふを思ふに、上古には、拍手は七つ八つばかりも拍ちしを、八開手といひけんが、後に八つに定まりて、其の半數四つを拍ち、また其の半數の二つを拍つこととなりて、(江家次第に拍手三段など、あるは、故實を忘れたる後のことなり)朝廷の儀式に

は多數重ねて拍手する事は廢れ、(後にはこれさへ停められたり) 神祭にのみ、八開手を行ふことゝなりしかば、神語と稱するなるべし。

二四〇問、長拍手、短拍手と云ふこと、承りたし。

答、長拍手は、齋宮式に、長拍手兩段とあり。八開手の事なり。短拍手はシヌビテ、ミジカデ、ヒキデとも訓せり。大神宮式に拍<sub>二</sub>八開手<sub>一</sub>兩段次拍<sub>二</sub>短手<sub>一</sub>、また短拍手とも見ゆ。長拍手を音低くしぬび手に、早く、短く拍つことなるべし、八開手の四つとも二つともなれるが如く、短手も二つとも一つともなりて、今は大方一つ拍つこととなれり。

二四一問、拍手することは、支那の大古の禮法なりと云ふ説あり。如何。又拍手の理由承りたし。

答、周禮九拜のその第四に、振動とて兩手を撃つ禮あり。集韻に、今倭人拜以<sub>二</sub>兩手<sub>一</sub>相擊蓋古之遺法、と見ゆ。これによりて、わが拍手を振動より出づ、と云

ふならん。こは、額突は彼の稽首より、頸根突<sup>ウナネツキヌキ</sup>拔は彼の空首より出づ、と云はんが如し。適彼の古代に、わが拍手に似たる禮有りしなり。抑拍手のことたるや、至情の發露に起る。賛成演説に拍手するが如き、東西古今同一なるを以て察るべし。酒宴に手を拍つこと、歡喜の發露なり。宴を古言にウタゲと云ふ、手を拍ち上げて喜び飲む故なり。酒宴に拍手せしこと、書紀顯宗卷に見えたり。又音樂などを聞きて拍手することも、感歎の餘なり。陽成天皇元慶三年に、雅樂寮にて音樂を聞きて、飛彈工等二十人不<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>感悅<sub>一</sub>起座拍手歌舞せしかば、合座大いに咲ひしこと三代實錄に見えたり。稱徳天皇の世、慶雲見はれたりとて齋を設けられしかば、僧ども横手を拍ちて喜びしことあり。このことを續日本紀に此日緇侶進退無<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>法門<sub>一</sub>之趣、拍手歡喜一同<sub>二</sub>俗人<sub>一</sub>とあり。合掌を常とする彼等も、喜ばしさに、自然の發露には堪えざりけん。これらにても、神明に對し、恩賴を欽仰し、感謝する誠意の自然の發露の、拍手となりたること知

て、自然の發露には、東西古今の別なきをも、思ふべきなり。

二四二問、拍手の拍ちやう承りたし。

答、二つ拍つ時は、前を短く、後を高く拍つべし、なご云へど、いかゞあらん。本居翁は、江家次第抄に、上卿拍手作法不<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>聲、手のさきを合せて、やをらやをらと打合すなりとあるは後世のさまにて、甚く本意を失へることなり。其聲高く大に拍つをば、貌よからぬ態として、たゞ容貌をつくらへるものなり。いかにもいかにも、大に拍つこそ本意にありけれ。と云はれたり。こはまことに古意を得られたることなれど。大に拍ちて、亂がはしくあらんも、本意ならねば。その意もて清らかに正しく、拍たまほしきことなり。

二四三問、拍手を、カシハデと稱するは、いかゞ。

答、拍の字を、柏と誤り違へたるなり。然るを、拍手する時手の狀柏葉に似たり。又は、君手を拍ちて膳<sup>カシハデ</sup>を召す、臣手を拍ちて之を献するが故に、カシハデ

と云ふなご云へるは、採るに足らぬ説也。

二四四問、上古には、拍手の禮は神拜のみならず、普通の禮にも用ゐられし

と云ふ。事實なりや。

答、持統紀に、皇后即<sub>ニ</sub>天皇位<sub>ニ</sub>公卿百寮羅列匝拜而拍手焉とあるが如く、天皇を拜するにも用ゐしが、外來思想の爲めに、我國固有のことは、迂遠なるが如く思ふ心より、追々に止むことゝなりて、終に神拜に限れることゝなりし也。

日本後紀に、延暦十八年正月朔皇帝御<sub>ニ</sub>大極殿<sub>ニ</sub>受<sub>レ</sub>朝文武百官九品以上蕃客陪<sub>レ</sub>位減<sub>ニ</sub>四拜<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>再拜<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>拍<sub>レ</sub>手以<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>澎海使<sub>ニ</sub>也、とあるにても知るべし。四度拜はわが固有の拜なるを、漢風に再拜とし、拍手をば全く止められしなり。異國人には殊更にも、皇大御國の禮儀をこそ示さまほしきわざなるを、然あらぬ古の恨は、今の世のうへにも同じく、憤ほろしく思はるる事の多きは、慨きことの限なり。

二四五問、拍手は、禮の爲に行ふものなりや。

答、然り。拜と並べて、行ふ禮なり。稽首するも、拍手するも、その誠意を表する動作にて、やがて、これが禮となりたるなり。中にも拍手の方は、ことさらに、感激の發露なれば、天皇神祇等に、對するが如き、重き敬意を表す時には、拜に重ねて、行はるゝに至りしなり。

二四六問、現今は拍手は、祝詞の前後にて行ふを、以前には、祝詞奉讀の、後に於て行ひたり、何れを正しとするや。

答、白川家にては、祝詞の前後にて、拍手を行ひ。吉田家にては、祝詞奏上の後に行ひたり。維新前の神職は、吉田家に屬したれば、その拜法を傳へたるなり。いづれを正、いづれを否と、云ふことあるべからず。時々の制に従ふを可とせん。今吉田家の拜法、用ゐられずとて、非なりと云ふべからず。太神宮に行はるゝ八開手ヤヒラテは、祝詞奏上の後なり。九條年中行事に、神主着座、拜讀祝詞、畢

再拜兩段、拍手四度、と見えたる、等にて知るべし。

二四七問、神酒を戴く前に、手を拍つは、何の爲なりや。

答、盃を採る時に、先づ手を一つ拍つは、敬禮の爲にて、拍手の略なるべし。拍手は、神拜にのみ残りて、朝儀には行はずなりたれども、盃を採る時には、普通にも行はれたり。北山抄、辰日節會事の條に、天皇云々、次供御饌、賜臣下饌、次供白酒黒酒、次給臣下、稱名給之、拍手飲之、とあるにて知るべし。物の授受に、拍手することも、忝しども、喜れしども、思ふ心を表する禮なり。古事記雄略天皇の段に、一言主神の手を拍ちて、捧物を受け給ひしこと見ゆ。現今玉串を受くる時、神饌臺を受くる時にも、手を拍つことあり。これみなその意なりと知べし。

二四八問、拜のこと委しく承りたし。

答、拜はヲガムと云ふ。古言にヲロカムと云へり。折屈フリカカムの轉にて、身體を折屈

むるよし、釋紀に説けり。上古は天皇、及神祇に對する、重き拜は、七八度も稽顙するを敬禮となしたりけん。跪伏ながら、頭を上げみ、下げみ、幾度もするは、恭敬の至なり。斯くて後に拜法定りて、再拜を重ぬるを、兩段再拜、又は四度拜とも稱し、四度拜を重ぬるを、八度拜とも、八拜とも云ふなり。四度を普通の重き拜とし、八度拜を最重き拜とす。されば、八度拜は、天皇と、神祇に主と用ゐられしが如し。北山抄に、本朝之風、四度拜神、謂之兩段再拜、とあり。神のみならず、君主に對しても、四拜の、普道の拜なりしことは、古事記安康卷に、圓臣が、大長谷王(雄略天皇)に對し、八度拜せし事見え、同記同卷に、大日下王の、勅使に對し四拜せられしこと、續紀聖武卷に、藤原廣嗣が勅使に向ひて、再段再拜せしことにて、知るべし。推古紀十六年八月、大唐使裴世清らは、持書兩段再拜、言上使旨而立とあり、これ彼等も、我國の禮によりたりしなり。類聚國史に、延喜十八年、春正月丙午朔、皇帝御大極殿受

朝、文武官九品以上蕃等陪位、減四拜爲二拜不拍手、以有澎海使也とあるによれば、此頃までは、神拜ならぬ朝儀にても、重き禮には、その拜の數は四拜にて、拍手をも行ひたりし也。之を外客に見らるゝを憂く思ひて、再拜とし、拍手をば全く停めしなり。これより朝廷の儀には、拍手なく、拜は再拜に省略せられければ、寛弘の頃には、世人みな、兩段再拜は、拜神の禮とのみに思ふに至れり。そは小右記、寛弘二年三月十二日、大原野御社神殿預貊茂樹宿禰、行啓日、設前駐馬副等饗並馬秣葛、云々、仍今日給祿、纏頭兩段再拜、如拜神太奇也、とあるにて知るべし。斯る状態れば、古朴を嫌ふ風は神事にもうつりて、早くも儀式、延喜式にも時によりて再拜を用ゐたり。斯くて、現今の行事作法の如く、二拜二拍手に定りて、八拜八開手の如き、重き禮の行はれしことも、知らぬ輩多きに至れり。

二四九問、漢風の拜には、何時改められしや、またその以前の拜の状は、如



何なりしや。

二二六

答、書紀に、蘇我馬子上壽歌に、安見知志、我大君の、隠ります、天の八十蔭  
出立す、御空を見れば、萬世に。斯しもがも、千世にも、斯くしもがも、畏みて  
仕奉らん、折屈て、仕奉らん、うたづきまつる。また萬葉集、鹿じもの、い這  
ひ拜み、鶉如す、い這廻り。また、鹿じもの膝折伏せ。また、鹿じもの、い這  
ひ伏つ。などの歌によれば、身を折り屈め、這ひ伏せて、今通常人の禮の如  
く、頭を下げ、兩手を衝きたりしなり。神代紀に、於中床則、據其兩手と  
見え、推古紀十二年九月の條に、改朝禮、因以詔曰とありて、凡出入宮門、以  
兩手押地、兩脚跪之、越相則立、と見え。また、後漢書東夷列傳に、倭云  
々、俗皆徒跣、以蹲踞爲恭敬、また魏志皇國傳にも、傳辭說事、或蹲或跪  
兩手據地爲之恭敬とあり。これによりて、折屈みて、手を據きたりしを、知  
るべし。然るを、天武紀十一年九月の條に、勅自今以後、跪禮匍匐禮並止之、

更用難波朝廷之立禮と見え。なほ止まざりしかば。續紀に、文武天皇慶雲元  
年正月、始停百官之跪伏之禮とありて、斯く度々の制令によりて、朝廷の拜  
は、漢風節中のものとなりしなり。然れども、上代よりの習慣として、容易に  
止み難かりしらば、同四年十二月に、更に古法によるものは、嚴に糺彈を加ふ  
べきよし詔あり。而してまた日本紀弘仁九年三月の詔に、其朝會之禮云々、卑  
逢貴而跪等、不<sub>レ</sub>論男女改依<sub>三</sub>唐法<sub>一</sub>ともあり。官人には、斯く嚴勅ありて、支  
那式節中の拜法となりたれども、民間には其制なかりしかば、千餘年の今日まで  
上代の禮法は、その倣ながら、傳はれるなり。以て習慣の、止み難きを知るべ  
し。何をか、支那式節中の拜と云ふ。此時全然支那式に改められたらむには、  
再拜なるべし。然るに延喜十八年までは、四拜にして、拍手をさへ用ゐられた  
ること、既に答へたるが如し。何をか上代の禮は、倣ながら傳はれりと云ふ。  
上代の禮は、跪伏ながら、四度八度、頭を上げみ、下げみして、しじまひ畏み

二二七

て、恭敬の誠意を表せしなり。近年までは、行幸を路すがら拜む状の、これに似たることありき。また今の俗に、民間相互の挨拶に、先づ一伏して、久瀾を述べ、また一伏して、時候を述べ、また一伏して、健康をのべ、また一伏して要件を述べ雑談にうつるが如き、之を古の倅と云ふなり。

二五〇問、拜禮座法を承りたし。

答、後押小路内府抄に、拜事（後拜稽顙、曰吉拜、稽顙後拜、曰凶拜、稽顙而面下地）九條殿、流人、諸拜時突左膝、爲不令落懷中扇疊紙也、但於御前者、突御前方、不嫌所、猶有突左說、云々於當家不爲御前者、不謂座上下、突左於御前、突御前方也、其拜體、先折腰、隨下首、引笏頭、並手本次第引下、如揖時頸以下爲善、折腰後即突左膝、次突右居入、拜、當家如此、知定院流人、（藤原忠實子孫）不居入云々、不居入拜時者尻高、尤見苦也、首伏之後、以三息爲度、以息出入爲一度冠額不付地事、三寸許、

頸不可折、頸與袍頭上不離、爲善、近來人、不然、冠額突地、似啄泥、古人誠之、凡如此作法、口傳、並練習可沙汰知也、と云へるは、よく盡せり。神職は神前を御前とすること、勿論のこと也。

二五一問、揖の作法承りたし。

答、新任辨官抄に、公郷辨官作法、只在揖、云々、欲揖之間、以左右手同把笏、不顯手、笏本引寄前、笏上傾外二寸餘、身並笏共傾揖。笏平成笏端不仰不昂程也、一念了起揚也、伏間並起間、不疾不徐也、可得疾徐之中也、又伏起、笏與面之間、相去間可同也、不可隨伏面近笏也、起事又同、又伏仰之間、頭頸肩背不可直也、不可屈、又不可反也、是立損也座揖大略准之、突膝居、以左足置前右足猶退揖也、去留同揖、とみゆ。

二五二問、揖の意義、又揖の種類承りたし。

答、揖とは、推讓の意にて、會釋なり。立揖あり。坐揖あり。小揖あり。深揖

あり。深揖とは、兩手にて笏を持ち、腰を折て俛伏するなり。小揖また、閑揖と云ふ。腰を折るのみにて、俛伏せざるなり。列に就きたる後にも、列を離れんとするにも、座を起たんとするにも、座に就きたる後にも、階に昇らんとする前にも。階を下り了りたる時にも揖す。其法極めて煩雜なれば、昔時は、公卿辨官の作法は、只揖にありと云へりき。

二五三問、周禮の、九拜のこと承りたし。

答、稽首、(拜頭至<sub>レ</sub>地を云ふ)頓首、(拜頭叩<sub>レ</sub>地を云ふ)空首、(拜頭至<sub>レ</sub>手也、これを拜手とも云ふ)振動、(戰栗變動の義にて、以<sub>二</sub>兩手<sub>一</sub>相擊也)吉拜、(常の拜なり、拜して後に稽首する也)凶拜、(稽首して後に拜する也)奇拜、(一拜と云ふ又は一膝を屈して拜するなりとも、身を倚せて拜するなりとも云ふ)褒拜、(報拜にて再拜のことも多大の義にて、再拜に限らずとも云ふ)肅拜、(婦人の拜なり、低頭して手を下すなり、擡、また揖に同じ手を舉げ手を下す也、左傳三肅

の注に手至<sub>レ</sub>地とあり)の九つなり。周禮には、拜を擡に作る。設文に、首至<sub>レ</sub>地とも、从<sub>二</sub>兩手<sub>一</sub>也ともあり。

二五四問、佛には三拜し、神には再拜し、人には一拜するを 禮法とすと云ふ。然りや。

答、この説の如きは、僧徒の云ひ出てしなるべし。拜數の多きは、禮の厚きを示すものなれば、佛を、神より尊しと、思はしめんが爲なり。三拜は、天竺の禮にして、僧の、佛、又は人に對して、用ゐる處なれども、(九度拜するも、僧家の禮なり。故に常人も、僧に對する時には、三拜、又は九拜を、用ゐるなり。但笏を執らず、又手を禮とせり)再拜は、漢土の風にて、わが國の神に對する正拜にあらず。神拜に再拜を以てするは、中世以來のことにして、古は兩段再拜を常とし、最敬禮に至りては、八度拜を以てすること、既に答へたるが如し。人には、一拜と云ふこと、これ亦、何に據りたるか、今現に吾人の間に

於ても、一拜して久瀧を述べ、再拜して壯健を祝し、三拜して無音を謝するの  
が如きことを、行ふにあらすや。彼等三拜なるを以て、神を二拜とし、人を一  
拜として、佛を尊からしめんとす、奸智憎むべし。

二五五問、神前にては、杵は脱棄てたるまゝなるを、禮とすといふ。如何。

答、南嶺遺稿に、神前にて、杵を直すべからざることは、中山家の、山槐記に  
見えたり。神前にては、杵を脱ぎ捨にすること也。これ故實なり。とあり。

二五六問、警驛の聲は、オ、なるか、ヲ、なる。

答、和行の假字にて、ウヲと發音すべし。然るを、中古より間違ひて、ア行  
の音と誤り。世俗深深秘抄に、稱唯、時塞口、警驛時開口、とあり。近來の大家  
も亦、之を受けて、稱唯の聲を、ワ行し、警驛を、ア行とするもの多し。誤り  
も甚しと云ふべし。そのことは、予が著、日本語源に委しく云へり。

二五七問、降神式、昇神式の警驛は、何聲を宜しとするや。

答、降し奉る神の、多少にもよるべけれども、神歌を唱する數と、同數たるを  
可とせん。皇大神宮年中行事に、次以、笏御琴搔三度、度毎有、警驛、次奉、下、神  
其御歌、云々、其後三度、御琴搔、警驛之後、奉、上、神、云々、とあり。但こ  
れは三神を招請するなり。

二五八問、祝詞を奏するに聲明ありや。

答、この御尋、意外のことなり。天兒屋根命の、美はしき御詞にて、稱へ奏さ  
れしは、人の知る所なり。宣命を宣るにも、博士ありしことなれば、祝詞を奏  
するにも、明朗なる音調を以てすべきこと、云ふまでもなし。然れども、佛教  
の聲明シヤウメウの如く、求めて曲折抑揚をなし、流派を生ずるが如きことは、更にある  
ことなきなり。要するに、誠意神人を、感動せしむれば、足るなり。

二五九問、笏を持つ法を承りたし。

答、新任辨官抄に、持、笏事、右手把、之、大指與、小指、在、笏之内、中三指在、笏

外、仍堅、把之、不令動、搖笏、以左手引、右袖、繕、人差指與、中指之中、引夾、拳、蔽、人差指、舒、許、令、出、也、とあり。

二六〇問、中古笏を把ることを許されざりし神職は如何にして拜したりや。

答、貞觀十年六月廿八日格に、住吉、平岡、鹿島、香取等、神主并祝禰宜、皆是把笏、自餘神社、未預、此例、祭禮之日、拱、手、從、事、云々、とあるによれば、把笏を許されざりし神職は、手を拱きて、事に從ひしが、拜の時は、古法のまゝに手をつき、頸根突抜きて、奉仕せしなるべし。

二六一問、蹲踞の法如何。

答、蹲踞は、ウツクマリキルと訓す。ウは發語ツクマリはツクミにて、俗言のツクナムと同じ。兩膝を起て、足掌臀を座に着け、頭を垂る、高下に依りて、禮の輕重となせしなり。然るを、後世には、之をツクバフといふ。臀を突き、這ふ謂にて、貴人の面前を、過ぐる時の禮とせり。習禮抄に、御前を通る時は、

貴人の方の膝を突き、手も突き、片膝は立て、膝の上に片手を置きて、そとつくはひて通るなり。貴人兩方に御座候時、其の中を通る時は、兩膝兩手突きて通るべし。一方に貴人御座候時も、一段敬ひ候貴人には、兩膝兩手を突くべし。蹲踞は、貴人を、我脇の方に見て、通る時の禮也。蹲踞の時、頭を下げて、御禮申すには及ばず。只つくばふまで也。とあり。これによる時は、片膝を突くは、片膝を跪くなり。兩膝をつくは、兩膝跪くなり。ヒサマツクと、ウツクムとは異にして、ウツクムよりは、ヒサマツクが重し。思ふに後世、重きに從ひて、蹲踞にも、片膝つくこと、なり。なほ重きには、兩膝つくこと、なりしなるべし。祭式にては、古法によるを可とす、庭上式の時は、猶更のことなり。搔膝とて、蹲踞に際して、膝を抱くは、失禮と心得べし。

二六二問、跪とは如何。又ヒサマツクと、ウツクマルまたカシコマルの別、如何。

答、跪踞は、ヒサマツキ居ると訓す。膝爪突の急呼にて、膝と爪とを突き居るを云ふ。物の受授、又貴人より物を承る時の動作なり。カシコマルとは、カシコムの延言にて、敬畏の體なり。斯く、跪は、膝と、足の爪とを突き。蹲は、突なみ居るを云ひ。踞は膝を折りて坐したるを言へば。其が中にて兩膝を地につけ、尻を蹠に著けて、坐したるが、最長縮の體なれば、そをとりわけて、カシコマルと云ふなり。

二六三問、磬折と磬屈との別如何。

答、磬折と、磬屈とは、同じきことなり。されど、多くは、立禮に磬折と云ひ座禮に磬屈と書く。磬とは僂折如磬之背、故云磬折と云へり。文選李善注に、磬樂器其形曲折とあり。腰を折ること、磬の如きなり。之を龜腰とも云ふ。明月記に、賴平卿就版宣制二拜(實不拜只龜腰)とあり。

二六四問、三献の御酒とは如何。

答、酒肴を出して、盃を三度すゝむ、これ一献なり。又然して脩む、これ二献なり。又然してすゝむこれ三献なり。昔は、一杯の酒を飲むことを、一度と云へり。而して三度重ねるを、一献とし、而して三々九度飲むを三献とす。神前に、三献を献するも、これに準して知るべし。初め献りし神饌は、一献なり。祝詞畢りて、又献るは二献なり。二献を献り置きて、齋員再拜拍手畢らば、又献る、これ三献なり。三献を献り置きて、齋員の拜禮すること、二献の時の如くす、これにて三献を畢るなり。

二六五問、令式の大中小祀と、皇室祭祀令の大祭・小祭と、神社祭式の大祭・中祭・小祭との關係は如何。

答、現行制度の、神社の大・中・小祭は、皇室の大祭・小祭と關係なく、神社としての祭典に、等差を別ちたるのみ。皇室の大祭なるが故に、必ず、神社の大祭にあらず。神社の大祭なるが故に、國家の大祭なるにもあらず。然るに令及

(十三)諸  
祭祀に關  
する件  
二十八

び式の大・中・小祀は、これと大に趣を異にしたり。そは大嘗祭は大祀にして、賀茂の例祭は中祀なり。廣瀬・龍田・松尾・平野・春日の諸社の例祭は、小祀なるが如き之なり。

二六六問、彼岸は佛事を行ひ祖先の冥福を祈る日なれば、春秋の皇靈祭は行はるゝにや。

答、皇靈祭を此の日に行はるゝ事は、春秋二季中の最中の日なれば撰まれしなり。元來此の二季の晝夜平分の日を以て彼岸と稱し、法會を營み祖先の冥福を祈ること、印度又支那の古俗にもあらず。其起源詳ならざれども、延暦二十五年三月官符を以て、崇道天皇の爲めに國分寺の僧をして、永く二仲の月を以て七日間、金剛般若波羅密多經を續ましめしに始る、と云ふ説以て據るべし。波羅密多是、到彼岸の義なり。生死を此岸となし、煩惱を中流とし、涅槃を彼岸とし。般若の舟にて、生死の岸を離れ、煩惱の流を渡りて、涅槃の岸に登るの

經なり。此の經を讀むより其期間を彼岸と稱しまた廣く一般人民も此の間に祖先の冥福を祈ることゝなりしなり。

二六七問、四度幣に預る神とは如何、またその神はいかなる神なりや。

答、延喜十一年の官符、准於本神被附官帳預四度幣と見えたるが始にて四度とは、新年・月並・相嘗・新嘗の四度の祭に幣に預り給ふ神なり。新年の幣に預る神は、三千一百三十二座なり。相嘗祭に預る神は、七十一座なり。(六十座は畿内に他の四座は紀伊國にあり) 月並祭に預る神は三百四座なり。(新年祭に神祇官案上官幣の神なり) 新嘗祭に預る神は、月並祭に預る神と同じ三百四座なり。

二六八問、一代一度の大神寶使とは如何。

答、一代一度奉幣とも稱す。天皇即位の年、諸社に神寶を奉らるゝこと、清和天皇貞觀年中より見えたるが、一代一度大神寶使の名は、朱雀天皇の時を初見

とす。一代一度仁王會ニフクエは、聖武天皇の世に始り。一代一度佛舍利は、後朱雀天皇の頃には、慣例となりて行はれたり。思ふに一代一度といふことは、彼徒より云ひ始めたるにはあらざるか。大嘗祭に、一層重く神祇に奉幣し給ふは、古來よりのことなり。今更一代一度と申すべき要なければなり。中にも一代一度佛舍利とて、宇佐男山以下全國の名社五十社に、佛舍利を献するが如き勅使發遣の日は、天皇沐浴御直衣なり、舍利は一粒にて、銀筥に容れ、四寸許の小塔中に納め。宇佐・男山に限り、御裝束として法服一具、水精の念珠を加へらる其の始め何の時代なるか、或は行教の徒が、男山八幡宮を勸請せし以來のことならんか、忌々しきことの限と云ふべし。

二六九問、祈年祭は、天武天皇白鳳四年二月に始る由なるが、其以前には行はざれしか。

答、同四年に始まりしこと、日本書紀に見えず。大日本史に云へる如く、同年

に二月四日を以て班幣の制を始められしならん。其起源は、古語拾遺によるも遠く上代にありしもの、如し。祝詞考には、崇神天皇の御代に始まるとすべしと云へるは、推測に過ぎず。此御世に廣く天社國社に幣帛を奉らしめらるゝこと、なりしことならん。其より以前には、御年神を齋かしめ給ひけん、今委しく知るよしなし。

二七〇問、祈年祭は、天武天皇以來八百年間斷續せしを、後土御門天皇文明年中に至り、全く廢絶に歸し。以來四百年を経て、明治二年に再興せられたるなりと云ふ。その廢絶に至りし所以は朝廷の式微によるか。

答、予はこの問に對して、神職怠慢の結果、終に此の大典を、廢絶に至らしめたるなりと答へんとす。斯く云はゞ、怠慢なる神職を戒飾することを得ざるは朝憲の行はれざる所なれば、其の原因を朝廷の陵夷に歸するも、道理あることなれども。歴史によるに、其罪歴々として當時の神職にあり。これ當時神職の



選任法として、帶位者・老人若くは婦女子を擧げて、採用したる結果にもあらん。中世以後神職に大人物出でず、常に僧侶の下にありしも、これが爲ならん然のみならず、遠國は往還に不便なりしかば、直に之を神職の罪に歸するは、苛酷に失するが如しと雖。現今新年祭は鄉村社に至るまで行はれんとする時、諸氏の爲に殷鑑たらしめんとする也。今その怠慢惰落の状況を概述すべし。祈年祭班幣の日には、神祇官齋院に齋戒沐浴して、神祇伯は勿論太政大臣以下列席し。官幣に預る諸社の神職に、幣帛を交附する制なりしを、嵯峨天皇の頃より、神職の參會するもの少く。延喜の頃に至りては、懈怠益々甚しく、偶參會して幣帛を受くるものあるも、之を私して神社に持歸りて供へ奉るものなし。されば屢官符を下して之を戒飾し、且つ國司をして嚴重に監察せしめ。又遠程の國には當國の幣を以てし、或は朝集使等に附托して送達する制を設けられたり。後には此例も行はれず、龜山天皇の頃には、徒に幣帛を神祇官に放棄する

に至りしかば、之を諸社に奉るに由なく、神祇官人は其所置に困難したりといふ。斯くて終に朝威の式微と共に、文明以後には全く廢絶に至れるなり。次に延喜十四年に上りし、三善清行意見封事の一條を摘録して、之を證せん。臣伏以、國以民爲天、民以食爲天、無民何據、無食何資、然則安民之道、足レ食之要、唯在ニ水旱無レ沴、年穀有レ登也、故朝家毎年、二月四日、六月十一日十二月十一日、於ニ神祇官、立ニ祈年月次之祭、嚴加ニ齋肅、遍禱ニ神祇、乞ニ豐熟、致ニ其報賽、(百樹云ふ祈年月並のわけを簡明に云ひ盡されたり)其儀、公卿率ニ辨官及百官、參ニ神祇官、神祇官、每レ社設ニ幣帛一裏、清酒一瓮、饒鉢一枚、陳ニ列棚上、又社或有ニ奉レ馬者ニ焉、亦皆左右馬寮、率ニ列神馬、爰神祇官讀ニ祭文、畢以ニ伴祭物、頒ニ諸社祝部、奉ニ本社、(百樹云ふ、神祇官に於ける準備見るが如し)祝部須ニ潔齋、捧持各以奉進、而皆於ニ上卿前、即ニ幣絹、插ニ著懷中、拔棄ニ梓柄、唯取ニ其鉢、傾ニ其瓮酒、一舉飲盡、曾無一人全持ニ出神祇官之門者、況其神馬則、市人於

郁芳門外、皆買取而去、(百樹云ふ粗暴惡むべきかな、其罪責めざるべからざるなり。宜哉、神恩に拜答して國家の福祉を待つ神職にして然り、朝廷の式微に至りしこと。) 然則所祭之神、豈有<sub>ニ</sub>歆饗<sub>ニ</sub>乎、若不<sub>ニ</sub>歆饗<sub>ニ</sub>者、何求<sub>ニ</sub>豊穰<sub>ニ</sub>伏望申、勅<sub>ニ</sub>諸國<sub>ニ</sub>差<sub>ニ</sub>史生<sub>ニ</sub>以上一人、率<sub>ニ</sub>祝部<sub>ニ</sub>令<sub>レ</sub>受<sub>ニ</sub>取<sub>ニ</sub>此祭物<sub>ニ</sub>慥致<sub>ニ</sub>本社<sub>ニ</sub>以存<sub>ニ</sub>如在之禮<sub>ニ</sub>(百樹云ふ朝臣の誠意感すべし、この史生等の指揮を乞ふを見て、今官公吏の厄介を煩すこと、古今同例ならずば幸なり。)

二七一問、延喜式に見ゆる神今食と、神嘗祭と、相嘗祭と、新嘗祭との相違承りたし。

答、神今食は、六月・十二月月並祭班幣の夜、天皇神嘉殿にて、皇神に御食を献り給ふ御祭にて、月々に行ひ給ふべきを合せて、今日祭り給ふなり。其の儀略新嘗祭の如し。神今食の神の字は、神嘗祭の神の如く、神の御食の由にて。今食とは、今磨<sub>イモ</sub>の粃にて調ふる御食の由なり。神嘗祭は、神宮に新穀を奉る祭

なること、人の能く知る所也。相嘗祭<sub>アヒニヘマツリ</sub>は相新嘗祭<sub>アヒニテヒマツリ</sub>の義にて、十一月上卯日、山城・大和・河内・攝津・紀伊の五國に有る七十一社の神社に、神祇官にて幣帛を班ちて、新穀を献らしめ給ひし御祭にて、神宮の神嘗祭に等しき御祭なり。されば神嘗祭のことを、また相嘗祭とも云へり。新嘗祭のことは、人の能く知る所也。上の四祭、神今食は舊稻を用ゐ給ふ。これは月並<sub>ツキナミ</sub>に祭り給ふ敬神の御心なり。他の三祭は、新稻を献り給ふ御祭にて、一は神宮、一は諸神社、一は天皇の行はせ給ふを主とせり。

二七二問、月並祭の稱呼、また此祭の故由承りたし。

答、ツキナメマツリに非ず、正しくはツキナミマツリと稱ふべし。日並<sub>イナミトシト</sub>並と同じく、次々並ふよし也。月毎と云ふが如し、月並祭は、祈年祭に幣を案上に奠する神三百四座の神に、國家泰平聖體安全を祈請し、神恩に感謝する祀典にして。六月と十二月との十一日に、各社の神職を神祇官に召集して。六月には

七月より十二月まで、十二月には翌年一月より六月に至る迄の幣帛を授けて、祭らしめしなり。斯く月を合せて祭れば、ツキナメと他動詞に唱ふへきが如くなれども、古來ツキナミと唱ふるは、月々につ祭るか本義なるを以てなり。此祭は大寶二年に始まりて永く行はれたりしが、後世兵亂の爲に伊勢神宮にのみ行はれて、應仁大亂以後廢絶に歸したりき。

二七三問、招魂祭と、鎮魂祭との別如何。

答、招魂祭はセウコンマツリとも、タマヨバヒノマツリとも云ふ。多くは陰陽家の行ふ所にて、遊離の魂を招き還すの意なり。日毎に行ふあり。日を限りて行ふあり。事實に臨みて臨時に行ふあり。或は、重病に頻したる時行ふあり。或は死後、其人を蘇生せしめんとして行ふあり。招魂の文字は、禮記にも楚辭にも見ゆ。禮記は死時に、楚辭は生時に云へり。支那にても、印度にても、似たる事はあるなり。朝廷にて行はるゝ鎮魂祭は、我國醇古の式にて。この招魂祭

は、密家の去讖還來作法、及び陰陽家の招魂續魄の法と、相混じたるなり。而して、天武紀十四年十一月丙寅是月爲<sub>ニ</sub>天皇<sub>一</sub>招魂之<sub>ト</sub>とある招魂は、わが古式の鎮魂祭を行へるにて。彼の招魂が、我國の鎮魂祭に似たれば、文字を借りたるまでなり。されば古典にては、招魂と鎮魂との別なし。然は云へ、陰陽家などの行ひし招魂祭は、其儀式こそ鎮魂祭と異れ。其目的に於ては同一なれども。維新以來行はるゝ軍人の招魂祭は、其意義全く異れり。軍人の靈祭を招魂祭と云ふは、戦死者の神靈を、招待して饗祭するの意義にて。彼の死者を復活せしむる法を行ひ、愛を盡して後に葬禮を行ふの、支那的虚禮にならひたるにあらざるなり。

二七四問、氏神社の例祭には、他郷にあるものも歸村する習慣あり。古よりのことなりや。

答、古よりのことなり。昔は官吏も、氏神祭には、歸省することを許されたり

寛平七年の官符に、諸人氏神、多在畿内、毎年二月十一日、何廢先祖之常祀、若有申請者、直下官宣とあり。官より、敬神崇祖の重んずべきことを、教へたまへる也。現制にても、神社中心主義を實行して、産土神の祭日には、當該官吏に休暇を與へられたきことなり。今頃の官吏には自己の産土神の祭日は何日なりやと云ふことを知らぬもあるなり。斯く云はば、昔の官人は今日の如く休假日も無かりしが如く思はんも、然らず。令の制によるに、六暇とて、一ヶ月に六日、十二日、十八日、二十四日、卅日の六ヶ日の定暇日あり、五月と八月とには、田暇とて十五日づゝ二回賜はり、父母畿外にある時は、定省暇とて三年に一回、三十日間の暇を賜ふなり。また觸穢暇あり。暇を賜ふことは、今の官人には劣らぬなり。

二七五問、公祭に際して、私幣を奠する古例ありや。

答、答延喜式三、臨時祭遣蕃國使時祭に、右擬發使者、總祭天神地祇於郊

野云々、神祇官率官部等、唯著明衣行祭事、大使自陳祝詞、神部奠幣、訖大使以下各供私幣、神部奠神座とある神部の奠幣は、官幣なるべく、大使以下一行の奠るものは、私幣なるべし。神部これを執りて神座に奠する狀、目の前に見るべしとせらる。

二七六問、祭日に、神社に御紋章の提燈を掲げ、氏子が、御神燈など書けるを、擔前に吊ることは、何時頃より始りしことなりや。

答、篝火松明より、燈臺灯呂となり、行路には行燈あり。提燈は其より遙に後のものにて、四百年前頃には、籠にて作れるものなりき、今日の如くたゝみ持つものは、それより猶後のことにて、火を包む袋なれば、火袋とも稱する地方あり。今の提燈を、上古の人に見せなば、燃ゆる火を袋に包みたりとや思はん。そはとまれ、神社また民家の擔前に、提燈をつるは、徳川氏以後にて、近來のことなるべく、その以前は、北辰燈の如く、篝火又は燈籠の類なりしなら

二七七問、氏神社の例祭に當りて、氏中の有力者中にて頭屋といふを定めて祭祀萬端を擔當せしむ。その頭屋を定むるには、翌年の頭屋は本年の頭屋にて籤にて定むるなり、之を頭屋渡しと云ふ。若し籤に合ふものなき時は神社にて行ふ、之をアゲマツリと云ふなり。抑頭屋とは如何。

答、氏子の中にて、例祭に於ける、一切のことを賄へるものを定めて、之に當らしむることは思ふに、氏上が氏神祭を奉仕せし、上古の遺風なるべし。

二七八問、宮座ミヤザとはいかい。

答、上世の風を見るに、普通の小社には、常に神職を置かざれば。氏神社の祭祀は、氏上が氏人を率ゐて奉仕したりき。其遺風として、大原野神社梅宮神社の如きも、祭典に際して、卜串を以て氏人の中より祝部を定め、神主を撰む例なりき。後世地方の神社にて、宮座と稱して、氏子中より其人を定めて、祭祀

に當らしめしも、亦その遺風なりと知るべし。

二七九問、田植神事の如きは徒事ならずや。

答、崇神天皇の詔に、農は天下之大本也民所<sub>ニ</sub>特以生<sub>ニ</sub>也、また繼體天皇詔に故帝王躬耕而勸<sub>ニ</sub>農事<sub>ニ</sub>后妃親蠶而勉<sub>ニ</sub>桑序<sub>ニ</sub>とあり。祈年祭あり。祈雨祭あり。我國にては、殊に農事を重すること、皇祖の御心なり。清和天皇は大政大臣の弟に臨御して、耕田之禮を行ふを天覽あり。白河、鳥羽、兩院は、鳥羽殿又は八條大宮水閣に臨御して、田植の興を御覽せらる。仙洞御所の御田植は、八瀬の女仕ふるなり。忌鎌以て忌種を下し、水口に忌串立て、田祭を行ひ、插苗の期至るや、苗乙女サトメ、田子コども田に下り立ち歌ひつゝ、植う。時に田樂を加ふることあり。普通の田にて然り況や神田をや。耕種のごとは慎重にして、農事の重すべく、且御饌の慎しむべきを示すべきなり。これ古來神宮、住吉、香取等の大社に、田植神事の行はるゝ所以なり。近來人心浮薄に流れて、農事を重んぜず

田植神事の如きに至りては、徒事となし迂愚とす。歎すべきの至りなり。

二八〇問、神社に門松を建つる可否、及門松の起原を問ふ。

答、慣例によるべし。古來建てざる神社には、必ずしも此を樹つるを要せず。建つる慣例ならば、樹つるも可なり。門松の起原は、延久承保の頃には、既に行はれたりけん。本朝無題詩、惟宗孝言の詩に、鎖門賢木換貞松（近來世俗皆以松挿門戸、而余以賢木換之故云）とあり。地方によりて、竹を添へ、椎の枝をも加ふるあり。又櫛を建つるあり。其の始は、朝廷の御門に、正月には、大梓楯など立てしにたらひたるならん、と云ふ説あれば、今も伊勢神宮鳥居に、櫛を挿したる如く、門戸の柱に小枝を打付などして、門戸を齋ひけんが追々に大なるものを、別に樹つるやうになり、後には新年に限ることとなりしなり。

二八一問、我奉仕神社にては、一月に指大ばかりの楚、二本を束ねたるを、

數多神前に獻り、これを參集の氏子に擲てば、氏子等競ひ拾ひて災除の守とするなり、何の故なるを知らず。貴説承りたし。

答、これは卯杖なるべし。正月の上卯日に雜木を切りて、一株、或は二株、或は三株づゝ結ひて、朝廷に獻ること、延喜式に見ゆ。持統天皇三年に、大學寮より獻りしを始めとす。之を以て、精魅を逐ふよしなり。卯日に獻る故に、卯杖と云ふ。御杖とも、祝杖とも云へり。大神宮並荒祭宮にも、供奉りしこと見え、其他賀茂、熱田等の社記にも見ゆれば、古は國々の神社にも、傳へて行ひしなり。

二八二問、若水とて、元日に水を供すること如何。

答、若水は、去冬十二月土用前、御生氣の方の井を封じて、人に汲ましめず、立春の早旦に、主水司より獻る。之を飲めば、年中の邪氣を拂ふとなり。民間此にならひ、轉じて元日のこととして、新年の水を稱して、若水と云ふなり。

神饌に水を献するは、常の事なり。新年の水を、若水と稱して献ること非ならず。

二八三問、元日に神職試飲して、屠蘇酒を神前に献する慣例あり。不敬ならずや。

答、神社に屠蘇を献ること、正史に見えず。神職試飲は、不敬なるが如しと雖天皇に献る時は、薬子とて、童女が先飲むことなりしかば、民間にても、少者より始め、老人婪尾す。元來薬は、禮記に、君飲<sub>レ</sub>薬、臣先嘗、親飲<sub>レ</sub>薬、子先嘗、また說苑に、薬食は、卑より貴に至るよし見ゆる如く、卑少より始むるを禮とす。神職の先づ飲むこと、其意なり。その献酒の趣旨に察するに、参拜の庶人に戴かしめん爲めなりけん。我國にて屠蘇を用ゐること、嵯峨天皇弘仁年中に始まり、先づ一献に八味の屠蘇を、二献に五味の白散を、三献に九味の度障散を献ること、元日、二日、三日共同様なり。斯く天皇に献せしを以て、臣

下のも之に倣ひ、延いて神祇にまでも及びしなるべし。かゝること現に行はれたらんには、停むるにも及ばざれど、今始めんはいかゝあらん。

二八四問、神社に七種菜を献るは、廢すべきか。又其をはやす時の詞に、七種なづな、唐土の鳥が日本の土地に渡らぬ先に、と唱ふるは何の意なりや。答、公事根源に、正月禁中に七種の若葉を献ること、延喜十一年を始とするよし見ゆ。もと漢土の俗なり。神社に献ることも、朝廷に習ひたるなり。伊勢神宮へも多氣郡七見村より献り、其他神社へ献りしこと物に見ゆ。今に行はれたらんには停むるにも及ばず古儀として存すべきなり。菜を切す時の詞は漢土の故事より出たるならん。歳時記に正月夜、多<sub>ニ</sub>鬼車鳥<sub>一</sub>度<sub>レ</sub>家、家槌<sub>レ</sub>牀打<sub>レ</sub>戸、云々と見ゆ似たることなり。七草瓜とて、今日瓜の切始をなす、鬼車鳥來り。好みて人の捨つる瓜を食ふ、と云ふ說あり。斯る怪鳥の來らぬ内に、七草を食ひて、災厄を免れんとする意ならん。

二八五問、一月十五日餅の粥を、神前に献ることは如何。

答、延喜式(四十)に、正月十五日供御七種粥料とて、米、粟、黍、稗、菘、胡麻、小豆を記せり。望日モチノヒの粥なるを、餅の粥と思ひて、餅をも入るゝなり。人の食する所なれば、神に献るも不可なけん。

二八六問、三月三日菱形の草餅を、神に供することは止むべきか。

答、中古以來の慣例なれば、止むるにも及ばず。大神宮儀式帳に、三日節、新草餅作奉氏、大神并荒祭供奉、云々、集酒院、直會被給とあり。菱形は其所以を知らず。母子草また蓬を以て餅を作ること及桃花酒を飲むと、季節のものにてこのものやがて、邪氣を拂ふものなれば用ゐるなり。邪氣を拂ふよしは、古來和漢共に稱す。

二八七問、五月五日神社に菖蒲を献ることあり。こは止むべきか。

答、菖蒲を葺くこと、西宮記に、内裏殿舎に主殿寮の奉仕すること見え、また

枕草子菖蒲蓬を葺くこと見ゆ。菖蒲鬘は、天平十九年五月聖武天皇の詔に、昔者五日之節、常用菖蒲爲縵比來已停此事、從今而非菖蒲縵者、勿入宮中云々とあり。いと古よりのことなり。或は鬘にし、或は腰に佩き、或は座に置き、或は枕となし、或は湯に入れて浴し、或は酒に加へ、或は屋に葺く。みな災厄を拂ふとの意なり。菖蒲蓬を宮中に献ること、式其他に見えたり。宮中の儀式は神社に移して行ふは、常のことなり。皇大神宮儀式帳に、五日節菖蒲蓬等、供奉大神並荒祭宮瀧原宮伊雜宮、及諸殿に供奉、然則藥御酒、神宮并荒祭宮供奉云々と見ゆ古は神宮にさへ奉りしほどの事なれば其他にも推して知るべし。

二八八問、端午に粽を献ること、及粽は天岩門の茅纏矛にかたざると云ふ説

如何。又、端午に幟を社前に立つる由來いか。

答、端午は漢土の俗にて、粽も亦彼の俗也。茅を纏きて作る餅の義也。延喜式



三十三に、粽料として、糯米、大角豆、搗栗子、甘葛汁、枇杷、笋子、箸竹、串竹、青蔕、生絲等を列記せり。朝廷に行はれしことなれば、神社にても行ひしなり。五節句は廢せられたることなれば、社前に幟を立つることいかゞあらん。在郷軍人等祭典を行ひて、氏子の參拜する例ならば、不可ならねども、然もなく、單に慣例なるが故に樹つるならば、止むるを可とせん。重五の節をば、古は騎射節とも、馬射節とも稱し、天皇出御有りて、近衛、兵衛の競馬、及び騎射の天覽あり。重三の節に對して、丈夫の佳節なれば、民家にも屋内、又は庭上門戸等に、菖蒲刀、冑人形、旗幟等を飾り立てたり。今幟、吹貫等を立つるは、其餘波にして、戰陣用の旗幟なり。されば、此日に在郷軍人會の祭典を行ふが如き適はしことなるべし。

二八九問、維新前には神社へ、重陽に菊酒を供したれば、觀菊の御宴の日なごには神社にも菊酒を献することを、復古しては如何。

答、延喜式に、九月九日平旦、供<sub>二</sub>奉菊酒<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>常、と見之、菊花宴の式は、内裏式、儀式等に見ゆ。菊酒とは、酒に菊花を入るゝを云ふ。平城天皇の世より盛に行はれ、伊勢神宮にても、菊花御饌は、三月三日の桃花御饌と同儀にて、献られしほごのことなれば、諸神社にても行ひしことならん。然れども五節供は廢せられ、且つ現今の觀菊御宴は、佳節として定まりたる祝日にもあらねば、神社にこれを供すること如何あらむ。

二九〇問、月燒<sub>ツキヤキ</sub>と稱して、節分夜神前に祈りて、豆を十二箇、(潤年には十三)温灰の上に置きて、白く焼けたるを晴とし、黒くなりたるを雨と定む。農民これによりて、月の晴雨を知るなり。よく當れり。元來このことは、何時頃より始めりや。

答、竹管に入れる粥の多少によりて、五穀の豊凶を卜ふ類なり。何つ頃始められりや、其始を知らずと雖、質朴なる中古の風見えたり。

二九一問、某神社には、春の節分の夜、炒豆を散撃することを始めたり。可なりや。

答、古く行ひ来りしことならば、古式のまゝを保続するも可なり。更にかゝる慣例だに無かりしを、新に始むるは不可なり。我國にて散豆の始は、應永頃よりの記録に見ゆれば、其より以前に始まりたりけん。漢土の俗に習ひて陰陽家の始めしことなるべし。

二九二問、煤拂神事の起源を問ふ。

答、日本歳時記に、石清水八幡宮の煤拂神事、また貴布禰神社の煤拂のこと見ゆ。其起源何時代なりや今知るべからず。神社以外にて物に見えたるは、東鑑嘉禎二年十二月の條に見ゆるや始ならん。煤拂は新造の殿宇は、三ヶ年間行はざるを古來の慣例とす。

二九三問、神輿渡御は何時代に起れりや。

答、京都今宮なる、日吉社の神輿には、延暦四年五月九日の文字ありと、雍州府志に見え日吉山王新記に神輿御造進之事第五十代桓武天皇延暦十年云々兩輿唐崎神幸始也とあり。枕草子に、男山八幡宮の、なぎの花のみこしと見え、また平野神社の、みこしやどり、のこと見ゆ。その頃の記録に、日吉祇園は勿論、地方神社の、神輿振のことも多く見ゆれば、貞觀延喜の頃には、既に行はれしことなるべし。本朝世記、天慶八年の攝津國の解文に、號志多良神輿三前、以今月廿五日辰刻、從河邊郡數百人許、荷擔三輿持幣擊鼓歌舞羅列、來著當郡云々、其一輿者、以檜皮葺造鳥居、云々、今二輿者、以檜葉葺、云々と見えたり。この志多良の神輿は、檜皮又は檜葉にて葺ける、假そめのものゝ如くなれど、日枝、男山、稻荷などのものは、今の世の物にも劣らず、精巧を極めたり。雄略紀の、葛城一言主神の遊行は、後世の神輿振の如きことなりしか。聖武天皇の時、八幡宮の宇佐より大和に上りまし、時の如きは、輿なり

(十四)神  
幸に關す  
る件 六

けんと思ほゆれども、倭姫命の皇大神宮を奉じて、宮地を求め巡り給ひし御状は、如何なりけん、慥に知り難し、思ふに御船代に座せて戴き奉りしならん。但これは、舊殿より、新殿に遷座し奉る例とすべきか、後世鳳輦など、唐風の神輿を用ゐる類、その調度行列の如きは當時の朝廷の行幸に、擬し奉りしもの、如し鼻高面を先驅とし、根こじの櫛を持って行くは、天孫降臨の時の猿田彦神、天津神籬に擬したるにてもあらん。旒を樹て、弓矢を帶し、音楽を吹奏する如きは、行幸をまねびたるなり。伊勢神宮御遷座に際し、神寶を渡し奉る状の如きは、宸儀に比し奉るべく。されば必要の場合に行はるゝ神幸は、古くより行はれ、旅所と云ふを設けて、神慮を慰め奉らんが爲に行ふは、弘仁貞觀頃より、廣く行はるゝに至りしなるべく思はる。

二九四問、御旅所はいつ頃より設けられしや。

答、神幸の時の御旅所のごときは、二條、高倉天皇の頃より、祇園旅所、稻荷旅

所、賀茂旅所等見ゆ。枕草紙にみこしやごりとあり、神輿のやごる所のよしなり。神幸のごとあれば、やがて旅所あるべきなり。宿院とも云ふ。

二九五問、神輿の渡御前に、「へんばい」と云ふことを爲せしと云ふ。如何なることなりや。

答、「へんばいをふむ」と云ふことなるべし。陰陽説の盛に行はれし時代には、反閉を踏むとて、行幸又は將軍の出行の前にて、悪き方角を踏み破る呪禁を成せしなり。九字の反閉、七字の反閉、五字の反閉あり。九字とは臨、兵、闘、者、皆、陣、列、在、前、を唱へつゝ、右(臨)左(兵)右(闘)左(者)左(陳)右(皆)右(列)左(在)右(前)と足を踏むなり。斯ることを、神社の神幸前に行ひしとは、珍らしきことなり。

二九六問、神幸に大鼓を打ちつゝ進行するは、賑の爲と見てよろしきや。

答、神社の裝飾儀式等は、朝廷にならひ奉るを例とす。神輿渡御また同じく、

行幸にならひ奉りたれば、大鼓を打つ如き亦、行幸の時の如く爲せしなり。されば進行中亂打する如きは、其古を忘れたりと云ふべし。延喜式四十九に、車駕行幸云々、執鉦二人執鼓二人擊者二人云々行幸擊鉦鼓節其日質明寮承大臣命一擊動鼓三度度別平聲九下即裝束訖擊列陣鼓一度平聲九下諸司陣列訖擊進鼓三度、度別九下初擊細聲漸登大聲次擊行鼓三度、度每雙聲二下陣列或遲相尋擊之御行宮擊靜陣鉦三下云々と見えたり。神幸にても斯くの如く、動鼓、列陳鼓、進鼓、行鼓を打ち、陳列遅る時は、相尋で打ちたりけんを、行列を整ふる、相圖の爲に打つ、本義をも忘れて、賑の爲に打つものと思ふは笑止なり。但道樂の爲に打鼓するは別なり。紛ふべからず。

二九七問、神輿渡御の行列に、大行事また小行事といふを、馬に乗せて出すなり、大行事小行事とはいかに。

答、神幸の事を行ふ役人なりしが、後世には唯名のみのこととなりしなり。神

の行列には、牽山などを加へねり行けり。今其狀を思ふに、大嘗祭の時、齋場より大嘗宮に到る、悠紀主基の行列に思合さるゝなり。この行列に、行事の官あれば、これらを見習ひたるにもあらんか。百練抄稻荷社旅所焼亡のことを書きて、大行事則正旅所神主とあり。日前國懸宮にも、社人の中に、行事、權行事あり。鹿島神宮に、總大行事あり。今貴問の如く、神幸の時に限り、大行事小行事と云ふを設くるは、神幸一切の事を行ふ、役人なりしなるべし。

二九八問、神幸に、獅子頭を出すは、何の爲なりや。

答、百練抄、承安二年六月十四日、祇園御靈會、上皇有御見物、殊被ツクシ刷之、神輿三基、獅子七頭、去四日、自院被調進之、とあり。當時既に、神幸に獅子舞の行はれしかば、上皇后白河院にも、獅子頭を寄進せさせ給ひしなり。同書寛治二年日吉祭の條にも、獅子舞見えたり。江家次第に、興福寺の供養、法隆寺の御塔會にも、獅子舞のこと見ゆれば。必ずしも神事に限るにもあらず。

元來このものは、玉勝間に、白樂天の詩を引きて云はれし如く、彼國なる、五方獅子舞より、出でしなり。五方獅子舞は、五常獅子舞とも云ひて、五頭の獅子を舞はしむるなり。彼國にて、祭祀にもこれを行ふことあるより、我國にも、舞樂と共に傳へて、神祭に此を舞はしめしなり。その始を思ふに、魔を拂ふ意なりけん、されば、社頭に獅子頭を納め置きて、祭事に際して舞はしめしなり。さるを後に、田樂にもまねび、俗間の一藝となりて、太神樂、越後獅子、角兵衛獅子となれり。

二九九問、里神樂の稱、その起源承りたし。

答、樂家錄に、里神樂者、禁中殿上之外、諸社修行之、神樂也、悉名之里神樂也、(其法如内侍所)但於伊勢、石清水、加茂等、有勅被遣神樂之時、不在此名、限也、と見ゆるによれば、里は禁中に對する稱にて、宮中に行ふ以外の神樂を里神樂と云ふなるべし。さればその起源も知るべし。然れども、近來

(十五)神樂餘興燈明に關する件 十

神社に行はる、里神樂と稱するものは、上古の神樂にあらず。中には戯曲を極め、神威を汚すものあり。注意すべきなり。

三〇〇問、十二神祇の舞とはいかい。

答、佛に十二神將あり、十二天あり、十二光佛あり。十二と云ふ數は、いづれの國にても云へり。十二單衣、十二律、十二支、十二獸などの如し。里間の神樂師などが始めしことにて、何等據るべきものもあるべからず。

三〇一問、祭日に牽山を出すことは何に據れりや。

答、神社のことは、大凡朝廷の典禮儀式にならへること多し。飾鉾を牽くこと亦大嘗會の悠紀主基シルシノヤの標山より轉れるなり。續日本後紀天長十年十一月の條に、天皇仁御八省院一修三禋祀之儀二云々、悠紀主基共立標、其標悠紀則山上裁二梧桐一兩鳳集二其上一、從二其樹下一起二五色雲一雲上懸二悠紀近江四字一、其上有二日像一、上有二半月像一、其山前有二天老及鱗像一、其後有二連理吳竹一云々、など見え、また代始

和鈔に標山と云ふは、大嘗宮の前に兩國の國司列立すべき所のしるし。木に大なる山を作りさまざまの作りし物をかざりて、是を引立ることありと見ゆ。この標山を日月の山とも云ふ。日象月象を山上に懸けたればなり。斯くて後世これにならひて祇園祭に出し、迫々廣く他の神社にも及びて、その山も種々なる形状あるに至れるなり。京都の風の地方に及ぶは自らの勢なりとす。

三〇二問、だんじり山又だし山とは如何。

答、だんじりの囃をなす作山のよしなり。河内名所圖會に、古市郡野山譽田八幡宮の條に、檀輶ダンジリとも車樂ダンジリとも書けり。屋臺を車に着け、又は擔ぐもあり。大鼓打囃す人の頭巾の形鏡砲の銃架頭ダイジリに似たるを以て、ダイジリと云ふとの説は非也。尾張國津島祭に、臺尻氏を討ちとりし吉例によりて、年々同祭に其囃子を用ゐしが、それより廣く大坂以西の地方に行はるゝに至れるなりとなり。だし山は賑の爲に出し置く山なり。牽きて行くが本體なれども、こは牽かずして其

儘一定の處に飾り置くなり。

三〇三問、飾鉾と山とは異なりや。また祇園の飾鉾は何時頃より生まれりや。

答、祇園會に出すは、足利氏執政の頃よりとなり、山とは、山の如く高く作れるを以て云ふ。その山を作るに飾りたる鉾を以てす。故に飾鉾とも山鉾とも云ふ。祇園會の飾鉾は種類多し。祇園會細記に、長刀鉾、傘鉾、花盜山、孟宗山、函谷鉾、芦荻山、蟻螂山、木賊刈山、菊水鉾、霞天神山、山伏山、月鉾、郭巨山、占出山、破琴山、雞鉾、樂天山、大子山、牛天神山、放下鉾、岩戸、山船飾、橋辨慶山、黒主山、淨明山、行者山、觀音山、鈴鹿山、鯉山、八幡山、鷹山などの名あり。

三〇四問、流鏝馬の語釋、及び神社に流鏝矢を行ふゆる。

答、ヤバセウマの急呼とする説に従ふべし。矢伏射馬ヤフセイマの義と云ふ説いかゞ有らん。馳する馬に騎して矢射るなり。流鏝馬と書くも、馬に騎りて鏝矢を流飛せ

しむる意なり。騎射又馬射とも書す。五月五日に行はるゝは、推古帝の御世以來のことなりと云へり。斯く古くより朝廷にて行はれしことなれば、やがて神社にても行はるゝことゝなりしなり。飾馬、走馬を献じ、また祈願の爲に行はれしことも古く諸書に見えたり。これ神慮を慰め奉らんとなり。武事を奨励することゝもなりて神社にふさはしき催なり。

三〇五問、十二燈または四十八燈など稱する、多數の油皿の附着する燈臺に、火を點するは何の爲なりや。

答、火は暗を照らせば足るべし、多くの火を點すること佛家のことたり。佛寺の事の神社に入りしは、兩部説行はれて、社僧の神祇に奉仕せし結果なるべし。菩薩藏經に、燃<sub>二</sub>十千灯明<sub>一</sub>するは、懺悔衆罪するの功德ありと云ひ、萬燈會千燈會等を行ふ。長者の萬燈よりも貧者の一灯の諺は、これより出でたり。孝徳紀に二千七百餘灯を朝廷に燃し、且數千僧をして脂燭を擎け、讚歎供養佛を

繞ること三回、三更に至りしことあり。又天平勝寶六年正月の條に、東大寺にて二萬燈を燃したることあり。延喜式(主税)に萬燈會の油料を規定せり。神社にて行はれしは、寶曆二年二月二十五日に、天滿宮八百五十年祭に際し、萬燈會を北野に行ひし事あり。かく多數の灯を燃ること、容易のことにあらざれば、常には四十八燈又は十二燈を燃すなり。一火を點する事は、上古より我國にては忌むことなれど、無益の燈は、裝飾以外に於ては避くべきことなりとす。

三〇六問、多數の燈明を献るは、佛寺より移りしことならんには、神社にては之を止むべきか。

答、今の崇敬者が、燭を献じ、又は燈明錢を献するは、滅罪の爲にとてにはあらず。唯々神恩の有難さに、神前を明にし奉らんと意なるべし。美しき心根に因ることなれば、慣例に任すべし、されど見苦しきまで無意味に多數を燃し、又之を奨励するが如きはよろしからず。予曾て某神社に詣で、その社殿の天

井に、献者の名を記せる數百の提灯を吊したるを見、これにて村民の敬念の篤きを知りしも、社殿の神嚴を缺き、卑俗にして宗教的なるを感じ、この敬神の表物を、他の有用の器に移さんことを、神職に望みたることありき。予はこの意より社前には九華燈檠白枝燈臺など云ふを設置せざらんことを望むなり。

三〇七問、某神社に常燈とて、日中も燈火を點じたり。其の理由を聞くに、  
 三 永く絶えたることなしと云ふいかい。

答 大古には火を尊重せし風あり、これ火を燧ること難かりし故なり。然れども貴問の如きは、佛教の常灯の影響なるが如し。油断大敵と、彼等は注油に心を注ぎしなり。石清水八幡宮にて、後柏原天皇永正三年に、常灯の滅したるを續かしめしが如く、其社の歴史もありて、停むべからざる所ならんも、他の神社に於てこれに倣はんは、甚だよろしからず。俗間の神社には、由緒もなく参拜者の乞ふまゝに、日中にも點火するあり。これらは却て、神明を暗ます心

地せらるゝなり。注意すべきことなりかし。

三〇八問、神棚靈舎に燈明を献るも、佛教の影響なりや。また祭典に際し、

日中に燈明を献するは、いはれなきことならずや。

答、南嶺遺稿に、元神事に燈明を供すと云ふ證文なし佛家の流入なるべし、と云へど必しも一概に従ふべからず、燈明を佛前に献すと、神前に献すとは意味異なり。神前に點火するは、暗を照さんとの誠意のみ。神前燈明に對する信念の、佛教又は、中古盛に行はれし北辰の御燈などより、影響を受けたること、争ふまじきことなれども、全然之を彼に倣ひたりとなすは非なり。何となれば上代に於ては、庭燎又松明を以て祭庭を照らししにて知るべし。世の文明進歩に従ひて、松明を油火に替へたるまでのことなり。今假りに、油を瓦斯又は電氣に替へて神前を照したりとて、瓦斯燈は西教に起れりと云ふまじきが如し。日中の祭典に燈明を點するは、其始は夜中行ふべき祭祀を、意味したるものな



るべし。日中の葬送に提燈を用ゐるが如き此類なり。

三〇九問、生兒を産土神に参拜せしむることは、何時頃より始まれるか。

答、記録なければ今知り難しと雖、古く行はれしことなるべし。支那にても、文公家禮に、生<sub>レ</sub>子見<sub>レ</sub>廟と見え、天竺にても、王嚴<sub>レ</sub>駕抱<sub>二</sub>太子<sub>一</sub>、謁<sub>二</sub>大自在天神<sub>一</sub>、廟<sub>二</sub>(涅槃經)また乳母抱而、詣<sub>二</sub>城隍天神(法苑珠林)とあり。

三一〇問、旅立又は事ある時に、産土神に参拜する風は古來より存することなりや。

答、旅行に際して社参せしこと、吾妻鏡に見え、出陣に際して社参せしこと、源平盛衰記に見ゆ。しかしこれは、記録にたまたま見えたるにて、遠き古より行はれしことなるべし。この他事ある時に、産土神、又は氏神に参拜して、之を告ぐる事は人の至情なり。昔は出家せんとする時などには、長き御別のこととて特に社参したるものありき。

三一<sub>一</sub>問、宮籠<sub>シヤコモリ</sub>と云ひて、氏子の社籠することあり。古くより行はるゝことなりや。

答、祈願のある時に、参籠するなり。後白河、後嵯峨、後深草、龜山等の上皇には、石清水又は賀茂社へ十日又は七日の参籠あらせられたり。民間に行はるゝことも、中古よりのことなるべし。

三一<sub>二</sub>問、朔日と、十五日と二十八日とに社参する習慣は、何時頃より起りたりや。

答、朔と望とを祝ふは古きことなり。二十八日は徳川氏以來なり。明良洪範に、「伏見にて神君、(家康)先生(藤原惺窩)に御尋ね有りしは。毎月朔望の禮は、如何成故と問給ふ。先生是は日月の明を尊ふより、朔日は日の始を祝ひ、十五日は月の滿るを壽ぐより起れりと、答申さる。然は日月並に星をも祝ふべき儀也と有りしに、さればこそ、廿八日を廿八宿に値て、星の終りとて、漢土にて

は、祝ひ申す事の由申されしかば、以後我家の禮をも定めらるべしと、仰せられし由、と見ゆ。江戸城にて、この三日、大名以下總登城して、祝詞を申したりしかば、民間にも氏社に詣で、祝儀すること、なりしなり。

三二三問、新年に氏子のもの、先づ社頭に参拜して、年始回りとして、諸家に回禮するは何時頃より起れりや。

答、答江家次第に、庶人の四方拜に、氏神を拜むこと見え。中右記に、寛治八年正月十日氏神吉田社に参詣のことを記して、今朝参詣吉田平野、年首物詣以氏明神爲先之故也、とあり氏神は遠き祖先なれば斯くこそ有るべけれ。後世村民の産土詣を第一とするもその遺風なるべし。

三二四問、百度を踏むとして、社前を往反することは、いつ頃より始められや。又百度石を建つる可否いかが。

答、之を百度詣と云ふ。龜山上皇にも、賀茂社へ参籠あらせられ。絹の藁沓を

めされ、百度あらせられたり。鳥羽崇徳の御代頃、既に公卿の間にも、この事行はれければ、其始はこれより以前のことなるべし。百度石を建てしは、後の世のことならん。今現に各社に存するもの、何社にあるを古しとするか、調査せまほしく思へど及ばず。今建設せんとならば、石に百度石など、ことごとしく彫け付けんよりも、自らなる石を、こゝを境と著く居ゑて、賽者の標たらしめんがゆかしき心路す。

三二五問、宮廻りとして、社殿を一周するものあり。停止すべきか。

答、子の親を慕が如く、神威を仰ぐ真情誠に嘉すべきなり。唯殿宇の美を觀んとする徒にして、爲に社殿に害を及ぼさんにはその構もあるべし。實躬卿記に、正應六年三月云々、廿九日御宮廻如常云々、卅日御宮廻如恒、など見えたり。百度詣する時には、猶更このことありしが如し。

三〇六問、裸参と云ふことは、古より行はれしことなりや。

答、寒中苦行をなして、神佛の守護を得んとする徒、信心の所<sub>レ</sub>凝寒風も其身傷せずと云ふは、然ることならん。行者などの始めしなるべし。

三一七問、喪章を着けて神社に参拜すべからざるか、又神職は喪章を着くべからざるか。

答、喪章は凶服の略にて、恰も婦人か凶服を着せずして、其帯のみ用ゐて、喪服に代ふる類なり。貴問に答ふるには、喪の事、服紀のこと、暇の間を忌と云ふこと、忌と穢の別なること、また凶服を着くる理由等を、委しく説明せざれば、誤解を生ずべし。現今行はるる所の服紀令は、舊幕以來の習慣法なれども、今日にしては甚不備をまぬかれず。宜しく時代を考慮して、改正すべきなり。維新以前の事を知らざる今の人は、我國に凶服なし。喪服を着ることは外國の風なりなど思ふものあり。歎はしきことなり。現制によれば、親の服は一年なり。されば一年間喪章を着くべきか。然れども、事實上の忌は暇の日數五十

日なれば、五十日とすべきか。この五十日間にも、一期二期を、分つの要なきか。其他近親に對して、如何にすべきか。朋友知人の喪に對して、如何にすべきか。服紀の意義、服期中の心得進みて、君主の喪は義服にあらずして、重服中の重服なる所以をも明にすべき根本的改制ありたきことと思ふなり。斯くして始めて、神社参拜の可否も明瞭すべし。君主の爲には、喪章をつけて神社に参拜は不可なれども、親の爲には、喪章を着けては、参拜すべからず、と云ふの理なし。元來喪章は、穢の章にあらず。謹慎の表なり。穢に有らず、謹慎の表なれば國法の定むる所に從ひて可なり。神社に参拜するを避くるは、神社は神靈の坐します靈地また公衆の参集する所なればなり、されば祭日などには、殊に注意すべき也。神官の喪に遭ふや、古來普通人と異りて、初より凶服を着せざるあり。着して服するものあり。大神宮式に、凡禰宜、大内人、雜色、物忌、又小内人、遭<sub>二</sub>心喪<sub>一</sub>不敢觸穢及着<sub>二</sub>素服<sub>一</sub>、四十九日之後、祓清復<sub>レ</sub>任、其服

関之間、侍候外院、不預<sub>レ</sub>正祭物、亦不<sub>レ</sub>參入内院、とあり。貴問に對しては、  
なほ意見あり是に簡短に答ふることを得ざれば略す。

三一八問、萬歳と云ふもの、年始に神社より舞初めて、氏子の戸毎を巡る風  
あり。神社にて舞ふことを差止むべきか。

答、今マンザイと云ふもの、舞ふ舞は、古の萬歳樂より出たり。千秋萬歳と云  
ひて歌へば萬歳と云ふなり。萬葉集に、乞丐をホガヒトと訓じたるも、門に  
立ちて言して祝謳ふ故なり鎌倉頃より御所又は幕府へも、萬歳猿舞の徒參上り  
て歌舞せしことありしかば、此徒その村内を巡る時は、先づ神社より舞始めたる  
ならん。彼徒誠意を以て行はば今更差止むるにも及ぶまじ。

三一九問、神社にて祈禱を行ふは、宗教の行爲なれば、停むべきか。

答、天照大神の天石窟に幽居し給ひし時に、群臣の祈請せられしこと祈禱の起  
源なり。書紀に中枝懸<sub>ニ</sub>八咫鏡<sub>、</sub>下枝懸<sub>ニ</sub>青和幣<sub>、</sub>相與致<sub>ニ</sub>祈禱<sub>ニ</sub>焉<sub>と</sub>あり。皇孫の

(十七)祈  
禱卜占に  
關する件  
十一

天降りまさんとするや、高皇產靈神は、天津神籬を降して、皇孫の平安を祈ら  
んことを訓へ、崇神天皇は沐浴齋戒、以て疫癘の止まんことを請ひ、皇極天皇  
は、南淵の河上に雨を祈り。桓武天皇は、幣を天下の神社に献りて、國家の安  
寧を乞祈み給ひぬ。しかのみならず年々行はる、祈年祭の如きあり。其他の祭  
祀と雖、大凡祈請の意を含まざるものなし。この意味に於て、神社は一に國家  
公共の爲の祈願所たる也。然るをイノリといふことは、宗教者の爲すことなり  
として、神社に祈願の意なしと心得るはよろしからず。宗教者のイノリといふ  
ことは個人的なり。國家を離れたる個人的のイノリは神社にはあること無し。  
われの祈禱と彼の祈禱とは内容において異れり。されば神祇奉祀の職にあるも  
のは神祇道の本旨に鑑みて巫覡の徒に類したる行爲をなし、不義非法を祈りて、  
迷信を鼓吹するが如きことは、斷じて爲すべからざることなりとす。

三二〇問、戰勝祈念祭の行はれしことの始を承はりたし。

答、出陣に際して神を祀るは戦勝祈念の意なるべし。經津主神の、齋之大人となり給ひしを、始と云ふべきか。神武天皇の、丹生川上にて天神地祇を祀り給ひしは、戦役中における、戦勝の大祈願祭の、史に見えたる最著なるもの也。孝靈天皇の世に、大吉備津日子命、若建吉備津日子命は、針間の氷河の前に、忌<sup>イハ</sup>瓮<sup>ヒ</sup>を居ゑて吉備國を言向け。崇神天皇の世大彥命、彥國尊と、和珥<sup>ワケス</sup>の武鏝坂<sup>ウケ</sup>に祭典を擧げて、埴安彦を誅せしこと記紀に見えたり。これらは出陣祭なれど、やがて戦捷祈願祭なりとも云ふべし。

三二一問、雨乞祭は外國思想の信仰ならずや、筍子の、雩して雨ふるは、雩せずして雨ふるが如し。と云へる如く、無益のことの如し如何。

答、日本書紀皇極天皇元年八月大旱なりしかば、諸寺の僧に大乘經を轉讀せしめしこと見ゆるを始とし。新儀式にも、祈雨の時は大極殿に百僧を請して、晝夜讀經祈請せしめ、神泉苑、五畿の諸寺にて、祈請せしめ給ふ制さへ定められ

又陰陽寮をして、祈らしめ給へることあれば、問者は然思ふならんも、水旱は民命の繋る所、國家の大事なれば争でか斯民を救はゞやの大御心より、國風の儀式は勿論、印度支那等の祈雨法をも、行ひ盡さしめ給ひしなり。皇極天皇元年に於ける大旱の時は、村々の神社に祈りて降らず、仍て僧をして祈らしめ給ひし也。されど同じく驗なかりしを以て、天皇親ら南淵河上に幸して祈り給ひしかば、大雨五日に及びしと云ふ。桓武天皇の御世にも、天皇沐浴庭に出で、親ら祈請し給ひ、聖徳天に通じて大に雨り、民萬歳を稱せしよし史に見ゆ。神隨上古より行はれ來りし民族的儀式に、民命を重んじ給ふ餘りに、かの山川に祈り、龍穴を祀るが如き、支那印度の風をも混せ行はれしまでなり。歐陽脩が五龍に祈りし祈雨の祭文は、その文集に見え。菅公が讃岐守たりし時、阿野郡城山神に祈りし祭文は、宇多天皇實錄に見ゆ。これは儒式によりて祈られしなり。延喜式に見ゆる祈雨神は、畿内に於ける八十五座の大社にて、殊に丹生川

上社、貴布禰社には、馬を加へて献らる。(祈雨に黒毛祈請に白毛の馬なり)祈雨を無益と云ふは、病氣平癒の祈念を無益と云ふが如し。假りに之を無益とせんか、子の真情として平癒を祈るは孝の至りならずや。君主の民の爲に雨を祈り給ふも、民を思はず御心の至りなり。問者のこの質問の如きは、予の意外とする所なり。

三三二問、天災地變等に際して、祈禱の行はれし先例承りたし。

答、弘仁七年八月大風を停めん爲に、大神宮に禱あり。天長八年八月、また承和元年八月、暴風雨を止めんが爲に名神祭あり。慶雲三年七月、但馬丹波に山災ありて、神祇に祈りしに、雷雨忽ち起りて撲ずして滅せり。同八年越前に山災あり。また神祇に祈る。承元四年十月彗星出づ。司天の奏言によりて、伊勢以下の諸社に御祈あり。承和八年六月、災異によりて伊勢へ奉幣あり。これら其例、枚擧するに遑あらず。人力の及ばざることを神祇に祈るは、人の真情、

也、當時山災の如き、日を亘りて滅せず。神祇の威力に頼る外なかりしならん。

三三三問、天皇の御不豫に際し、神祇に祈りし先例承りたし。

答、天武天皇朱鳥元年、天皇御不豫なりしかば、神祇に祈りしこと書紀に見ゆ臣子の分として、いづれの御代にも行ひたりけんも、私事なれば史に記載せざりしならむ。

三三四問、祈願すれば、報賽を行はざるべからず。報賽の例一二承りたし。

答、神武天皇は、皇祖の光助を賽する爲に、その四年鳥見の山中に靈時を立て大孝を申べ給ひ。天武天皇は、戰捷奉賽の爲めに、伊勢神宮へ參拜せられ。天平寶字八年には、仲麿誅に伏せしを以て、その宿禰の賽あり。寶龜九年十月には、皇太子神宮に參拜して、病痾の平快を賽し。貞觀元年十月には、風雨の和平を祈りしに、果して驗ありしかば、天神地祇に奉賽あり。天慶五年四月には東海南海の賊、誅に伏せしを以て、太神宮に奉賽せらる。大凡これらの類、悉

列記すべからず。今その百の一を記するのみ。明治天皇の明治三十九年、伊勢大神宮に親謁奉賽あらせ給ひしが如きは、人のよく知る所也。

**三三五問**、厄除祭に何神を祀るべきか。厄のこと、及厄を禳ひし例承りたし。答、漢土にて、年忌とて初七歳以後、それに九年を加へたる年を忌むなり。所謂七起、九厄なり。これを我國にて厄年と云ふ。厄に、年厄、月厄、日厄、時厄あり。厄は困厄の義にして、其年に當る時は、必身に難の及ぶものとす。男に四十二、女に三十三を大厄とするは、三十三と四十二は、三十四と四十三との前年にて、女に陽數、男に陰數なればにやと思へど、<sup>サシヤシ</sup>三十三また四二の聲を忌みたるもの、如し。四十二の厄は、世繼物語に見え、三十三の厄は水鏡に見ゆ男も三十三を重厄とせしこと盛衰記に見え。三十七を女の厄年とせしこと源氏物語に見ゆ。拾芥抄には四十九を厄年とせり。白川法皇の四十九の重厄にあたりて、北斗御修法ありし祭文、朝野群載に載せたり。この厄を避くる爲に、年首

の式を爲し。又神佛に乞ひて年齢を加へ。(俗にもらひ年またひろひ年といふ)或は錢を路上に落すを厄落と云ふ。又代厄祭とて衣を代へて行ふ。斯くして厄を拂ふなり。吉田には厄神塚と云ふものありき。厄神日ウチノヒなご云ふこともあり。抑厄と云ふこと、中世陰陽師、僧徒どもの云出せしことにて、識者の信すべからざること、古賢の云へるが如し。然れども、迷信習俗の久しき、容易に改まるべくもあらねば、神職たるものは、よく之を善導し、若し厄除祭を乞ふものあらば、其旨を覺して、産土神、祖先の御祭を行ふが如きを可とす。厄運を禳ひし例は、貞觀十五年、また十七年に、三合に當るとて、天下の神祇に、御祈ありしを始めて、數回あり。

**三三六問**、大風を避けんとして、風神を祭るは、由なき事ならずや。

答、大風の吹き荒む時に、風神を祭るは、大雨に祈請し、大旱に霽するが如し斯る場合は、多くは陰陽家の行ひし例なり。吾妻鏡に、寛喜三年五月中旬より

日夜風休止せざれば、北條泰時前大膳亮泰貞に命じて、由比浦烏居前にて、六月十五日夜を以て風伯祭を行はしめたり。祭文は、法橋圓命の起草なりき。翌々十七日風鎮まりたれば、其効驗なりとて、泰貞へ劔を賜ひぬ。此の例により、仁治四年七月にも泰貞風伯祭を勤めたり。此後康元二年七月及び正元二年六月には、天文博士爲親東帯にて奉仕せり。これらは神職の奉仕せしことならねば、其儀式等も如何なりけん、今知るべからず。其の奉仕者の、陰陽家又は僧侶たるを問はず、年の豊凶は國家の大事たれば、冥護を仰ぎしこと、理無きにあらず。

三二七問、加持と云ふ言はカジリと云ふ國語と同言と云ふはいかゞ。

答、神武紀に、嚴呪詛此云ニ怡途能加辭離、また呪著と見え、欽明紀に、呪曰、また呪詛とみゆ、加持とは、諸佛護衛の力行、之に加入し、之を總持して、放失せざらしむることにて、修法の意に異らず、この説に従ふを宜しとす。神武

紀の文によるに、カジリツクとは、乞ふことを、つふとと繰り返へし繰り返へし説き請ひて、其の目的を達するわざを云ふ古言なり。飯田武郷の説にこのカジリより佛者のわざに轉して、加持と云ふ語の、出來たるやう云はれしは非なり。

三二八問、幣圖とて紙片に吉、又は凶など書きつけ、捻り置きて、さて幣につき上りたるを以て、定むることあり。いつ頃より行はるゝことなりや。

答、神前にて、圖をとりて疑を定むること、諸家の起録に見えたり。幣に附着せしむるは、手づから採るよりは、私なき心路して、神意なるが如く思はるべし。この紙片は所謂短籍なり。短籍の見えたる始は、書紀齋明天皇四年十一月の條に、取ニ短籍トニ謀反之事とあり。こは神に誓ひて行はれしなれど、續紀聖武天皇二年正月群臣に酒食を賜ふ條に、令採ニ短籍、書以ニ仁義禮知信之字、隨ニ其字ニ而賜レ物とあるは、餘興の採圖なり。貴問の如き總て神に誓ひて爲すこ



とは、古くより行はれしことなれども、御幣を以てすることは近き世の俗ならん。

三二九問、供米をつまみ捉り、御鬮と云ひて占ふことは、いつ頃よりありや。

答、古語拾遺に、米占コメウラと云ふこと見えたれど、其は如何なることか知るべからず。權中納言俊忠集に、「きねがとる其精米クワシネに思ふこと満つてふ數を頼む計ぞ」といふ歌あり。この歌の意は、精米を掴み捉りて、希望の協ふよしを告げたるを信賴すとなれば。當時既に、貴問の如きことを、神職、陰陽師などの行ひしなるべし。

三三〇問、神前に於て成年式を擧ぐる可否、及び行ひし先例承りたし。

答、氏子又は崇敬者の神社に詣りて成年式を行ふことは、獎勵せまはしきことなり。此式、近來民間に行はるゝことを聞かず。歎はしきことなり。青年をして發憤自重の精神を起さしめんには、此式を復古すべきなり。先例は、源義家

(十八)民間の雜祭儀式に關する件  
三十六

の、八幡宮にて元服して八幡太郎と名乗り。弟義綱の、賀茂社にて行ひ賀茂次郎と稱し。三弟義光の、新羅明神に首服を加へて、新羅三郎と稱せしこと、能く人の知る所也。その他枚擧に暇あらず。

三三一問、神社の神前結婚の先例承りたし。

答、婚姻の後新婦を伴ひて産土社に參拜し、親戚里長などを廻訪する例はあり然れども、寡聞なる余は、神社寺院などにて、晴々しく之を行ひし先例を知らず。皇室婚嫁令によりて賢所大前にて行はるゝ例は神社の例となし難し。これは畏けれど、吾人が自家の靈舎の前にて、つゝましく行ふが如きなり。然は云へ、神前結婚を惡しと云ふにはあらず。今時の人にはふさはしきことなるべしと思ふなり。

三三二問、民家に神棚を設けし始は、いつ頃よりなるか。

答、神棚また御棚といふ棚を架して、神祇を奉祀すること、最古代よりのこと

なり、天照大御神は御父の御頸玉を、御倉板舉之神として、齋き祀り給へり。斯く上代よりのことになるに神棚の名稱は鎌倉以後の記録には多く見ゆれど、其以前には見えず。伊勢の神職等が、神札を各戸に賦布せし爲に古稱の再ひ起りたるにや。大神宮の棚、惠比須棚、荒神棚、歳徳棚等あり。神職を棚守と云ふこと、平戸記寛元三年の條に見えたり。鎌倉時代に、既に此稱あるによりても、神棚の古くよりありしことは知らる。奈良朝頃に民家に神祇を祀りしことは、萬葉集の歌を始め其他、まゝ見えたり。然れども、如何にして齋きたりしかは委しく知る由なれど、各戸に佛壇を置かしめしは天武天皇十四年のことなれば、當時において神棚、靈床の每家の存在せしこと疑ふの餘地なし。

三三三問、床の間は神を祀る所なりと思ひしに佛畫を掛けて香をさぐる佛壇の略式なりと云ふ如何。

答、此說伊勢貞丈の云へる說なり。家屋雜考にも然もあるべしと云へり。今の

民家は武家より移り、武家は寺院の書院にならひたれば此說あるなり。此說動くまじく吾も人も思ふことなれども、余はいさゝか說あり。思ふに往古の家は、床の外は總て土間なるべし。そは農家にて土間の廣きを見ても知らるゝなり。初は床は臥所に過ぎざれば狭かりしを、追々に廣くなして今日の如く總間となり、斯く總間となりても上代の床は總間の一隅にその名と共に残りしを後世之を潤飾せしものなるべしと思はるゝなり。床は臥所の名なること萬葉集の歌に見ゆるが如し。臥所は神聖なる所なれば貴賓の來れる時は家族は土間に在りて之を座所に進めたりけん。されはその遺風として今に神聖なりとして之を存し時によりて神床にも靈床にも用の、佛畫をも掛け香をもたくなるべし。斯くて初めてトコと云ふ語も釋くべし。古きものに押板と云ふ名見ゆれど、床と云ふこと見えすくて後世のものとせんこと如何あらん。床を押板とも云ひたれば押板と書きしまでなり。然らざれば押板は何の用の爲に何時始めしものとかせん。

三三四問、人家の床柱に、皮付の木材を用うるは、何故なりや。

答 風流を好める、茶室より轉じたり、と云ふ説あれど、余は之を採らず。大古黒木を以て作家せし時の遺風なるべし。漢土にても、穀梁傳に、天子之桷、斲之之襲<sup>レ</sup>之加<sup>レ</sup>密石、諸侯之桷、斲之之襲<sup>レ</sup>之、大夫斲之、士斲<sup>レ</sup>本。と見ゆ。之を斲りて、密石を加ふるは豪奢なり。士にして、本を斲る、士ならざる庶人は本とも斲らざる黒木を用ゐしこと、知らる、我國にては、斲る制はなけれど、太古を忘れざる、古人の心掛けは、感歎に堪へたり。

三三五問、俗に、正、五、九月を忌むとて、竈祓せり。何の故なりや。

答、正、五、九月の三ヶ月を忌むは、云ふにも足らぬことたり。佛教にて、此の三ヶ月を齋素月、また三長月、また斷屠月とも云ふ。天帝釋寶鏡を持ちて、此三月は南贍部州を照せば、斯くは齋禁すと成り。此説大いに唐に行はれ、唐律にもこの月には、刑屠を行はぬことに定め、延て我國にてもこれを忌むに至

て、賣僧など俗を欺きて、竈神を崇敬する古俗を利用して竈祓と云ふことを始めしなり。

三三六問、歳徳棚とて明方に棚をつりて歳徳神を祭る。歳徳神とは如何なる神なりや、この風俗いつ頃より行はれしにや。

答 吉方(明方とも云ふ)また歳徳といふ名の如きは、陰陽家の云ひをめしことなり。曆林問答に、其年の方の徳にて、神名にあらずと云へり。五行書に、十干を二つに分ちて、陽徳陰徳とせり。歳徳神は、午頭天王の妃八將神の母、沙喝羅龍王の女、頗梨塞女なりなど云ふは、後の附會なるべし。和訓栞、玉禰等に云へる如く、御年皇神を祭りし古俗の、陰陽説、佛者の説と、混淆せるものなるべし。

三三七問、一月五日にゴカンニチとて、爛酒と云ふことを爲す。コカンニチとはいかに。又神前の撤供を煮熟して食ふを、福沸と云ふはいかに。

答、五カン日は、五ケ日の訛なり。五ケ日は、一日、二日、三日（これを三ケン日と云ふ）五日、十五日の五日を云へりき。一日は三元なり、また四始なり。最も目出度極なりとす。（一月一日は、歳の元、月の元、日の元なれば、三元とも、三始とも、三朔とも、三朝とも云ふなり。四始と云ふは、年、月、日、時の四始のよし也）福沸と云ふことは、反語なるべく、地方にて鏡餅を、福出と云ひ、餅を煮るを福沸と稱し、鍋を福鍋と云へば、餅の異名を福とし、福引とは餅を引くことなり、など云ふ説あり。されど一月は所謂縁起を好む故に、餅に限らず福と云ふなり。點茶の大病を、大福とし、福寶珠を加へ、福茶と云ふ貴問の如きは、食盡すを反對に、福沸と稱するなるべし。新年に言語を慎むこと、切を續ツク、焼を榮ハヤス、寢を稻を積む等、枚擧に暇あらず。

三三八問、一月に、食積を、神前に供するは、いかに。又海老、鮑、昆布、榎、橙、穂俵、搗栗、野老、串柿、數の子、豆、田作などを、積むは如何。

又、樺、齒朶、炭、串柿、橙等を飾るはいかに。

答、積重ねて食ふ故食積と云ふ。地方にて蓬萊とも云ふ。松、竹、鶴、龜なども添へたればなり。此を神前に供すること慣例なれば廢するにも及ぶまじ。又此の海老、野老、其他の品々は延喜を好みて取そろへたるまでなり。別に深き理由なし。樺は親子草と云ふ、子孫に譲るよし。齒朶は心の白きを喜ぶ。もろむきとも云ふ、夫婦諸生の義たり。又これを穂長と云ふ、稻穂の長きを意味す。炭を用ゐるは、本草綱目に、白炭除夜立戸内亦避邪惡とあり。串柿は、九子賀喜。橙は代々の意なるが如し。中古より起れる俗なり。

三三九問、織女祭のことを承りたし。

答、公事根源に云へる如く、女工の最盛に行はれし天平勝寶年中に始まりしなるべし。牽牛と織女と天漢を隔て、相對したるが、七月七日の夜相會すとて之を祭る。延喜式三十に、七月七日織女祭とありて、五色絹、木綿、紙、米、

酒、鰻、堅魚、肺、麥、鹽、海藻等を祭郎奠供し祭官祝詞讀みて祭るよし見ゆ。江家次第には瓜、梨、茄、桃、大角豆、大豆、干鯛、蒲匏等を供し、香を焼き、琴、針などを陳列すること見ゆ。もと漢土の風なり。織女星を、わが神典の棚機姫に混するは非なり。純然たる日本式に改め、女工をして栲幡千千姫命を祭らしむる風を起さまほしく思ふなり。

三四〇問、孟蘭盆會に、精靈を送るとて海に流すは如何。

答、罪咎を海に流し棄る如く、靈を恐れて海原に祓ひ追らふなり。日本紀略に正暦五年六月廿七日、爲<sub>二</sub>疫神<sub>一</sub>修<sub>二</sub>御靈會<sub>一</sub>云々、禮了送<sub>二</sub>難波海<sub>一</sub>此非<sub>二</sub>朝儀<sub>一</sub>起<sub>二</sub>自<sub>一</sub>巷説<sub>一</sub>とあり。されば盆會の精靈流も、古き世よりの俗なるべし。

三四一問、神道にても七月十四日に、靈祭を行ふべきか。

答、盆とは、孟蘭盆供の略なり。死者の倒懸の苦を盆供して救ふの義にて、佛弟子目連が亡母の爲に七月十五日に衆僧に供養せし故事に起る。我國にて推古

天皇十四年始て齋をなす。これより民間にて、此日死者を供養する習慣起れり日本歳時記(七月十三日の條)に、「今夜世俗の人、亡魂の來る夜とて、火を燃し門外に出て迎ふことあり。愚夫愚婦を責むるに足らず、士君子たる人も習て察せざるやに、佛氏の説にまごひ、實に今夜祖先の神靈、來臨すると思ひて斯る由なき事をなす、いと口惜き事に侍。」と云へり。これさることなれど、秦山集に、盆祭神道無之、(中略)重遠謂、家々祭<sub>二</sub>祖先<sub>一</sub>、我獨忽然曠、闕<sub>二</sub>人情<sub>一</sub>、有所<sub>レ</sub>不忍、焉當<sub>二</sub>更詳<sub>一</sub>之とあり。これ誠に同感なり。予は當日は、祭事はことごとしく行はねども、御酒御饌等を供するを例とせり。かの靈棚を安し麻柯アサカラの迎火を焼き、鼠尾艸ミツハキにて水を灌ぎて靈を迎へ、麻柯の箸をそへ種々の物を供する如きは、全然佛氏の式にもあらず、我が固有の靈祭式に盆供の混用せられし跡歴々と見ゆるなり。四方の硯といふ書に、七月十四日の夜、家毎に其の祖先の祭をなすを佛とむらふと云はずして、精靈まつりと云ひ、佛壇と云はずして

靈棚タケケナと云ひ棚經と云ふ。春秋の祭式は勿論、忌日にも斯く云ひたき事なり。と云へるさることなり。

三四二問、中元とて物品を贈りて祝するは如何。

答、正月十五日を上元節とし、七月十五日を中元節とし、十月十五日を下元節として祝ふこと、唐土の俗より來る。暑中間訪の禮にかなへば、上元、下元は知る人なけれど中元のみは今に行はるゝなり。

三四三問、冬至を祝するは、何故なりや。また、何時代に始まりしや。

答、冬至は三至とて、陰極の至、陽氣始めて至、日行南に至、此の故に至日とも云ふ。一陽來復を祝するなり。而して、朔旦冬至とて二十年目に一度ある十一月一日に當る冬至は、祥瑞として殊更に祝賀す。新儀式に天皇賀辭を受け給ふ儀を制定せり。もと漢土の風にして、我國にて祝賀のことの見ゆるは、續紀聖武天皇神龜二年十一月十日の冬至を以て始とす。その朔旦冬至にありては、

百官に物を賜ひ、京畿の田租を免せられしこともありき。

三四四問、節分の夜、門戸へ梶木カラノキ、茅シノカヤを一尺ばかりに切りて立て、豆を熬るに、石楠トヒラの木をたくなり。その由來いかに。

答、追儼は、昔は年末の夜行ひたりしを、轉じて春の節分に行ふことゝなれり、漢土の風なり。土佐日記に、柊ヒラ、鯰ナヨシの頭を、門に挿すこと見ゆ。これ惡鬼を恐れしむるためなり。梶木カラノキには刺あれば、柊に替へたるならん。茅も易く觸れ難きを以て、用ゐしにや。又は、蘇氏將來の故事によれるにや。石楠トヒラの木は、扉トビラに刺す木なれば此名あり。此木臭氣甚しければ、惡鬼の嫌ふなるべし。又豆熬るに用ひるは、この木の葉は、焚く時は爆竹の發するものなればなり。これ上元に爆竹を以てするも同じく、惡鬼を恐れしむるなり。大凡かゝる事は慣例ならば存すべけんも求めて行ふべきにもあらず。

三四五問、食に向ひて少許の飯粒を別にして、サバと云ふは食神に献るにや。

答、サバは、散飯、生飯、三把など書く。梵語なりと云へり。こは佛教より起りしが如しと雖。秋苑日抄に、釋氏、臨<sub>レ</sub>食出<sub>ニ</sub>飯數粒<sub>一</sub>、謂<sub>ニ</sub>之生飯<sub>一</sub>、以爲施<sub>ニ</sub>食於衆生<sub>一</sub>也、衆生、指<sub>ニ</sub>曠野鬼神、及鬼子母等<sub>一</sub>蓋古人、祭<sub>レ</sub>食之遺意而、後人奇<sub>ニ</sub>譎其說<sub>一</sub>耳、と云へるが如く必しも佛教より始まりしにもあらざらん。支那にても、古人飲食、毎<sub>レ</sub>種各出<sub>ニ</sub>少許<sub>一</sub>、置<sub>ニ</sub>豆間之地<sub>一</sub>、以祭<sub>レ</sub>先代始爲<sub>ニ</sub>飲食之人<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>忘<sub>レ</sub>本也、と云へり。今も田舎人などは、食する前におし戴き、又は箸を戴きて食ふなり。これわが國古來の風儀なるべし。食することをタブと云ふ。タブは賜ぶにて、神と君より賜はるなり。恐くも天皇にも、初穂を神に献りて、残りを聞食さんと、祝詞に宣はせり。生飯せしことは、昔は宮中及び神社にても行ひたりしが、こは食を尊む我古俗なるが故に、釋氏の生飯と混せしに過ぎず。今かゝる行をなさんは、好ましからぬども、食膳に向ひて恩を思ふことは、忘るまじきことなり。

三四六問、七五三の祝とて、小兒に新衣を着せ社參せしむるわけ承りたし。

答、昔は男女二三歳になれば髮置式を行ふ。其例多くは十一月十五日を以てす男子四五歳に至れば深會木フカツキの式あり。五六七歳にて著袴式あり。女子は之を四歳にて行ふ。此式は、遠く延喜時代に起れり。女子は、十二三四歳にして著裳式を行ひ、また十六歳に至りて鬢會木式あり。許嫁の時には、結髮式を行ひしことあり。また男子は五歳、女子は七歳にて、帶直式を行へり。紐落とも云ふ。古は男女共に九歳にて行へり。現今東京地方の風、七五三とて七歳、五歳、三歳の兒女に、新衣を着せて、社參するは、著袴、帶直等の式より轉れるなり。玉海に、承安元年三月、藤原兼實の子良通の、五歳に達するや、氏神春日社參詣の事見えたり。當時既にその習慣ありしなるべし。

三四七問、日待、月待の名義及び其の起源。

答、神道名目類聚抄に、日待、日天拜月待。月天拜日待は前夜より潔齋し、明日の日の出を待ちて拜す。月待は早朝より潔齋して月の出づるを待ちて拜す。

故に此の名ありと見え。安齋隨筆に、月待、日待の待は、祭なり、ツリの反チなるにて明かなり。子待は、子祭、己待は己祭なりと云ひ。三養雜記にも、辨財天を己己に祭るを己祭と云ひ。鶯大明神を十一月酉の日に祭るを、酉祭と云ふ。月待、日待、庚申待、廿六夜待などの待は俟にあらず。まちはまつりの約にて、崇祀の儀なりと云へり。日待は、嵯峨天皇の御宇、天照大神の託宣によりて卜部氏祖智治磨が、東山に祭りしに始まるといふ説は非なり。倭訓栞に、室町殿日記に、十月十五日今夜御日待、例年也。と見ゆ。上世には無きこと也。中世以來、密家道士に習合して、かゝることありと云へり。二川分流記に、永正元年十月十五日壬申暗、今夜日待、また實隆公記に、永正三年十月二十三日己巳了庵、爲二月待、來臨云々、と見ゆれば、此頃より以前、既に世に行はれて、足利氏以來盛になれるならん。伊呂波字類抄に、大陽祭一名二日曜祭、身御鏡祭之、御給進大陰祭一名二月と見え。吾妻鏡貞應三年の條に、日曜祭の行はれしこと、左經記長元元曜祭と見え。

年の條に、月曜祭の行はれしこと見ゆ。當時火曜祭、水曜祭、歳星祭、大白祭等、陰陽道の人によりて、行はれし時代なれば、日月二曜を祭るも、當然のことなれども。或は、この日曜、月曜祭が、後世の、日待、月待となりしにはあらざるか。近來正五九月に行はれ、また三日月待、十七夜待、廿六夜待など云ふも行はる。

### 三四八問、星祭といふこと承はりたし。

答、屬星祭なり。當年所屬の星の祭をなすを云ふ。貞觀六年に弓削是雄か、屬星祭を行ひしこと今昔物語に見えたり。四方拜にも、昔は天子其の屬星を拜し給ひしなり。また北辰星を祭るとあり。老人星祭、大白星祭、七十二星祭、七曜祭などを行ひしこともあり。然れどもこれらは、我が神道になき所にして、中世陰陽道の盛なりし時に行はれしなり。今俗間に其の遺風を存す。神職たらんものは、宜しくこれを善導して、迷信を鼓吹すること勿れ。



三四九問、甲子の日に大黒神を祭るは如何。また十日恵美須、二十恵美須といかい。

答、一年中六甲子あるうちに十一月を最とす。十一月は子の月なればなり。甲子は、支干の首なり。此日に大黒神を祭るは、一説に大黒天神は、厨家豊饒の守護神なる故に、世人鼠の厨を荒すを此神に祈るとて子の日を以て祭るなり、と云へり。僧侶などはじめしことならむ。また十日蛭子、廿日夷蛭子と云ふこと、正月十日と、十月二十日は、西宮夷神社の祭日なりし故也。

三五〇問、民家にて、水神祭とて新井を掘りたる時、又は井を浚へたる時に祭事を行ふことあり。井を望みて祭祀する古例ありや。

答、延喜式臨時祭に、御井祭あり。また産井祭あり。産井祭は、産水に用ゐるが爲に豫て行ひ、御井祭は、過つ事のありしとき、又は浚へし時に行ひしなり。

三五一問、ヘツイマツリとて、竈を祭るは如何。

答、ヘツイはヘツヒなり。親隆の歌に、檜柏ナラカシハ、其八枚手ヤヒラデを、供へつゝ、宿のへつひに、手向つる哉。また神樂歌に、止與戸川比トヨヘツヒ、み遊びすらし云々など見ゆ。竈神は、大年神の子にて大戸比賣神オホヘヒメと稱す。戸は借字にて竈カマドなり。クド、また、カマド、また、カマと云ふ。塙、竈の類、古はへと云へり。家には必竈あり。されば、家を數ふるは、へを以てす。後世カマドと云ふ。漢土にて、家を戸カと云ふより戸をへと訓す。家の稱もこのへより出でしなり。ヘツヒは竈カマドつ火なり。此神炊爨に功多かりしなるべし。大膳式に、高倍神タカヘンカミとあるも此神ならんか。

三五二問、屋堅祭ヤカクマツリに、戸主の本命星を祭るは如何。

答、非なり。これ陰陽家より來れり。吾妻鏡に、これを鎮宅法を行ふとあり。延喜式大殿祭祝詞に准據して、正しき神を祭るべきなり。

三五三問、棟上祭の式を承りたし。

答、棟上祭は、古來大工棟梁の行ふ所の重き式なり。後世、その式に眞行草の

別あり。眞は、棟梁五位の衣冠なり。徳川氏にては、兩再度行はれしのみ。行は、大紋或は布衣、草は、表袍を着す。其餘は、長上下、半上下着用なりしとぞ。宮殿、官衙、民家など、自ら重略の差あり。如何なる小家なりとも、相當の式禮を行ふべし。供物、御幣、弓、矢、唱言など、大工どもの、傳へて知る所なければども、可成不都合なきやうに、匠家故實錄などを取捨して、指導を興ふべきことなり。棟上式は、古來棟上の日に、行ふを以て例とすれば、大工の行ふを本儀とす。

三五四問、上棟祭に、餅錢を散くは何故なりや。

答、上棟にあたりて、餅錢を散すること、古くより行はるゝが如し。唐土にても、此事の行はるゝを以て見れば、陰陽家より出でたる事ならんか。之を打つに、千歳棟、萬歳棟、永々億棟など唱ふるにても、斯く思はるゝなり。古くは、銀錢を鎮物として、梁上に置きしこともあり。散錢、散米の散と同じく、散布

して献るなり。

三五五問、水口祭とは如何。

答、田の水口に忌串を立て、田ノ神を祭りて豊稔を祈るなり。萬葉集に、忌種ユキタネ蒔く荒木の小田を云々とよめり。儀制令に、春時祭田の日に、老者を集めて、郷飲酒の禮を行ふことを載せたり。此の日のことなるべし。藤原仲實の歌に、谷水を、塞く水口に、忌串立て、五百代小田に種蒔きてけり。大江匡房の歌に、苗代の、山田の小田に、注連はへて、まかする水や、雪消なるらん。などあり。

三五六問、吹革祭に稻荷神を祭るは如何。

答、鍛冶の十一月八日に、吹革祭とて、稻荷神を祭ることは、三條小鍛冶宗近に始ると云ふ。後鳥羽院大刀を打たせ給ひ、名工を召され、十二月に、其の月々の番鍛冶を定めさせ給へり。其時宗近稻荷山の土を採りて、刀を焼くに、最勝れたりしかば、それより、稻荷神を祭ることゝなれりと云ふ。さるゆかりあり

らんには、稻荷神を祭らんも悪しからねど、鍛冶の神としては、必ず天目アノノマヒトツノカミ一神を、正座として齋ひ奉るべきなり。

三五七問、大山府君祭とは如何。

答、下學集に、大山府君、(本地地藏菩薩也、在<sup>レ</sup>天云<sup>ニ</sup>轉星、在<sup>レ</sup>地曰<sup>ニ</sup>大山府君)とあり。陰陽師の祭る所にして、日本の神にあらず。

三五八問、橋の渡初式に、神祭を行ふ。その始承りたし。

答、渡初といふことは、あまり古きものに見えず。橋祈禱を行ひしは、文明九年四月伊勢宇治橋掛替の時に見ゆ。橋供養のことは、聖武天皇神龜三年、行基が橋上に法會を設けしに、洪水忽ち至りて、橋落ちたることあり。これより後には物に多く見ゆ。元來僧侶は、開拓の爲に盡力し、寄附行爲にて所々の橋梁をも、架したること多かりしかば、其式の如き、自ら彼等の手に落ちしなり。

三五九問、太神樂と云ふもの市里の間に徘徊す、その起源承りたし。

答、太神樂にあらず。代神樂とかくべしと云ふ説あり。伊勢の桑名の近村、大夫村より出するは、大神宮に。尾張の繁吉村より出するは、熱田神宮に、代りて神樂を奏する意なりとす。近來手品輕業等、道化を専らとす。其始徳川氏以來のことならん。

三六〇問、電氣會社に於て行ふ祭典には、電氣の神としては雷神イカツチを祀るべきや。

答、延喜式に、大和國添上郡の鳴雷神、また霹靂神を祭ること見えたり。西宮記、吾妻鏡等に、雷公祭あり。雷公祭は、陰陽家の行ふことなれども、古來雷神を祭りしこと、日本書紀に見えたり。雷電神を祀れる神社は、各地方に多くあり。然れども其は水を乞ひ、又は霹靂を避けんとして祭りたる也。貴問の場合に於ては貴問の如くなるべけれど其地の産土神を祀ることを忘るべからず。

三六一問、人死して七日間祭りしこと、古典に見ゆ。七の數より累進して、

四十九日を祭るも、わが國風ならずや。

答、貴問理なきにあらざれども、これは佛家の説に據るなり。佛家に、此間を中陰、また中有、また累七齋とも、七七齋とも云ふ。その説に善者死すれば、善所に生れ、惡者死すれば、惡趣に生る。善惡の極まらざるは、中有にありて、善惡の輕重に従ひて、七日毎に轉生し、四十九日に至りて、他所に生る、仍て七日毎に、死者の爲に佛事を修し。福を薦むれば、惡趣に赴くべきものも、善所に至るとなり。この説を迷信して、甚しきに至りては、生前自ら中陰の法事をなすものあり。之を逆修と云へり。我國にて、七七齋の行はれし始は、文武天皇の登遐の時にあり。爾來上下之を行ふに至れり。思ふに中陰の、斯く一般に行はるゝに至りしは、我古俗において、七日七夜の祭事を行ふ古風俗の、行はれたりしが爲にもあらん。

三六二問、神葬といふ稱の見えたる始承りたし。

答、萬葉集柿本人麿の歌に、神葬葬伊座而カムハツリハフライイマシテと詠じ、殯宮を神宮カムミヤ、薨去を神去カムサリといへり。されどこの神葬の神は、神祓カムハラヒ、神集カムツドヒの神と同じき用法にて、後世の神葬は、神道式葬儀の儀なれば、其例には引難し。儒葬、佛葬に對して云ふ神葬は、白川家、吉田家の書に見ゆるや、始めなるべき。思ふに、徳川氏に至り耶蘇宗門改のこと起り、葬送のことは、嚴重に取締ることとなりて、神葬の稱も、世俗の稱呼となりしならん。

三六三問、靈牌は佛教の制なりや。何時頃より始められりや。

答、靈牌(また位牌といふ)は、佛教の固有の制法にあらず。或は宮殿の様を模すとも或は儒の神主の制より轉れりとも云へどその證なし。而して其の始めも明に知るを得ざれど、北條氏の頃には既に記録に見えたり。思ふに神祇ミタマシロに靈代ミタマシロあれば、一般の人々にも、其ほごにふさはしき靈代の設ありしなるべく、後世に云ふ所の位牌の有らざりし以前には、位牌にかはれるもの無しと思ふべから

す。

三六四問、年忌即ち一週忌、三年忌、七年忌の如きは佛教より起れる制なりや。

答、佛教に年忌と云ふことなし。百日齋は支那六朝の頃に起り。我國にては天武天皇の御爲に之を行ひしを始とす。一週忌は服闋に本づく、三年忌は、支那の三年の喪より出しならん、一週忌を小祥と云ひ、三年忌を大祥と云ふも、支那の語也。七年忌以下は、漸次我國にて始めし也。十三年忌は十二支の一週による、光仁天皇寶龜年中、既に此忌のこと見ゆ。三十三年忌は、鎌倉末期に、七年忌は、室町幕府の始に、十七年忌、廿五年忌はその末期に起れり。二十五年忌は、十二支の再會なりと云ふ。尋いで五十年忌、六十年忌、百年忌も起れり徳川氏の世に至りて、廿一年、二十三年、二十七年、三十七年忌等あり。二十一年は、天海が、大社の二十一年目に、造營せらるゝに由りて始めたりと云ふ。

三六五問、人の死後、神に祀るに期間ありや。

答、葬喪記に、上代人死して、三年立らて神に祀る。一年盡きて、天の氣を去る、二年盡きて地の氣を去る、三年盡きて人の氣を去る。然して清淨にして、神に祀ること也。といへど、神に祀る功德あらんには、忌服の期間を闕りたならば、何時にても妨なかるべし。

三六六問、神職を大夫と云ふはいか。

答、宇津保物語に、禰宜の大夫。住吉物語に、神主の大夫など見ゆれば古くより云ふことなり。公式令に於て大政官三位以上稱大夫云々、及中國以下五位稱大夫とあれば、五位以上の神職を、神主の大夫、禰宜の大夫など云ひ。それより、五位以上ならぬをも尊みて大夫と云ひしが、一般の名稱の如くなれるなるべし。

三六七問、宮司の稱について承りたし。

(十九) 神職の名稱に關する件 二十四

答、延喜式制定當時には、伊勢、宇佐、氣比、香椎、宗像、熱田、氣多、香取、鹿島等の神宮に、置かれたり。大宮司、小宮司、また權宮司の稱もあり。延喜式によるに、宮司、大小權も同じ秩滿六年にて解任せられ。禰宜・祝の如く終身職にあらず。禰宜・神主の上にありて、社務一切のことを執行し、營造收税等を掌る。後世諸社の神職を、大宮司と稱せしは之よりうつりしなり。同式に、諸神宮司并檀日廟司とあり。檀日は、當時神宮と云はず。廟なりしかば廟司と云ひしなり。現今の制の如く、大神宮、神宮、宮、神社を通じて、宮司と云ふは、いはれなきが如し。

三六八問、神主と云ふこと承りたし。

答、神主とは元來神に承事する人々の中にて、其主たるもの、稱なり。東雅に神主は、神事を主るの義也。と云へるは非也。本居翁の、神に仕奉る主人たる人を、云ふ稱なりとの説に従ふべし。類聚國史十九、延曆十七年云々、諸國神

宮司、神主、神長等、擇<sub>ニ</sub>氏中清慎者<sub>ニ</sub>補<sub>レ</sub>之、六年相替。また類聚三代格に、或百<sub>レ</sub>任<sub>ニ</sub>神長<sub>ニ</sub>事<sub>ニ</sub>乘<sub>ニ</sub>通例<sub>ニ</sub>云々、宣<sub>ニ</sub>改爲<sub>ニ</sub>神主<sub>ニ</sub>とある、カムナサ神長も同じく神部の長の義也。諏訪社にて、之を神長官と云へり。古事記中卷に、(崇神)以<sub>ニ</sub>意富多々泥古命<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>神主<sub>ニ</sub>と書けるを。日本紀に、以<sub>ニ</sub>大田々根子<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>祭<sub>ニ</sub>大物主大神<sub>ニ</sub>之主<sub>ニ</sub>又以<sub>ニ</sub>長尾市<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>祭<sub>ニ</sub>倭大國魂神<sub>ニ</sub>之主<sub>ニ</sub>などにて、神を祭る人々の長官なることを知るべし。古は、神宮・神社の中にて、名社に之を置けり。名社には、禰宜祝など數人あるべし。されば、その祭長となるべき人を置くなり。三代實錄貞觀八年二月、大和國三歲神、舊無<sub>ニ</sub>神主<sub>ニ</sub>、而新置<sub>レ</sub>之、致<sub>ニ</sub>崇答<sub>ニ</sub>實由<sub>レ</sub>此、仍更停焉、とあるは、神主を置くことを停めたりしなり。神主なしとて、祭事は、禰宜にて仕ふれば、事缺ぐことなく却りて之を置きて舊慣を破り神意に違ひしなるべし。太神宮にては、崇神天皇の御世、大幡主を大神主となせし以來代々大神主あり。春日社に權神主あり。後世に至りて神主は、營造等の事に關するも

のあり。或は禰宜祝をも併稱し。終には、神職一般の總稱の如くなれり。

三六九問、神主は、位牌を神主と云ふと、義に於ては同じからじか。

答、神功皇后の、神主となり給ひしは、然聞えぬにもあらざれど。神長と稱せる如く、神を祀れる人の中の主の義、とするが穩なり。彼國にても、祀人を、神主と云へり。西域記十二、尸棄尼國の條に、此國王愛子嬰疾、云々、王乃躬往天祠禮請求救時、彼祠主爲神下語、云々、妄行威福我子已死、云々、殺神主除神像、云々とあり。

三七〇問、禰宜の稱について承りたし。

答、禰宜は、専ら、祭祀に従事するものなり。祈の義といふ説、穩當なるべし。古くは、祝のみ置きし社あり。禰宜、祝並置かれし社あり。名社にては、禰宜の上に、神主あり。神主の上に、宮司ありて、一社のことを、辨理せしが如し。類聚三代格、大政官符以レ女爲禰宜の條に、天長二年云々、諸國小社、或置祝

無禰宜、或禰宜祝並置、舊例紛謬准據無定、加以或國置女祝、永主其祭、左大臣宜旨、自今以後禰宜並置社者、以レ女爲禰宜云々とあり。以て證すべし。舊制、神主、禰宜祝は、八位以上、六十以上の人を以て採用す。其は、この三職は、八位及六十以上の人と同じく。課役を免せられしを以てなり。女禰宜を採用せしも、女は不課なればなり。禰宜の職は、重要な位置なりければ、後には神職の總稱の如くなれり。因に云ふ、鹿島、香取に大禰宜、神宮に權禰宜あり、又神宮にて、禰宜の上首の人を長官と云へり。

三七一問、無課の故を以て、女を禰宜、又は祝とすることは、敬を失ふこと、ちす如何。

答、天岩戸の前にて、天宇受賣命の奉仕によりて。神意を慰め奉りし、吉例にや據られけん。古來大御神には、皇女を以て、御杖代として、奉仕せしめらる神武紀に、道臣命に、汝を以て齋主と爲し。授くるに嚴媛の號を以てせん。と

勅給ひしにても、當時既に、女子の祭祀に預りしことを知るべく。神功紀にも、葉山姫をして、廣田神を。長媛をして、長田神を、祭らしめしこと見ゆ。女性は、神意を慰め奉ること、男性に勝る所あれば、古く行はれ來りしまゝに、兼て課役にも關することなれば、採用せられしなるべし。

三七二問、祝と云ふこと承りたし。

答、祝は禰宜と同じく、祭祀に従事する神部なり。祝部、祝子なども云ふ。神社によりて、大祝、權祝、副祝あり。また女祝もありしこと、類聚三代格に見えたり。令集解に、禰宜、波布里、是神部也、神主是爲三監神とあり。掌ること、禰宜に等しければ。神部の輩を、廣く祝と云ふに、至れり。言義は、新井白石、谷川士清等は、羽とは衣の袖にて、袖振り起舞ひて、神に仕ふるよしの名にて。俗に羽振が聞く、など云ふ語は、これより出たるかとも云へり。ある説に、神の御前に、侍有居るよしの義とも。また、神に願ぎて、災厄を放

る意なるべし、とも言へり。上代の状を見るに古事記垂仁段に見ゆる、青葉山の、大庭を造れる、出雲の石碕祝の如き、勢力を有せしもの、如し。

三七三問、神職の長官を、國造と云ふは如何。

答、國造は、國にある御臣の義にて、昔は、其國の祭政を總ね掌りしが。孝德天皇の朝に、國郡司を置かれしより政務は國司の掌る所なりしを以て、國造は、國司の下に立ちて、郡領に任されしもあり。又は神社の祭祀に仕へたりしもありしが。漸々廢絶して、出雲の杵築、紀伊の日前にのみ存せり。斯くて、此の二國造の補任は、朝廷にて、別に其式を設けて行はる。類聚國史に、國造を神祇部に加へたるは。當時既に國造は神事にのみ、預りし故なり。これ國造の稱が、神職の別名の如くなれる所以なり。而して、こゝに一言注意すべきは。祭祀の主宰たることを得るもの、やがて政事を行ふべきは我建國の根本義なれば。出雲國造の如き、其祖穗日命は、高皇產靈尊の神勅によりて子々孫々に大



社の祭祀を治むべき長官たりしが故に。やがて其國の政事の實權をも、執ることとなりし也。後に政事を主と思へる世となるに及びて。政事を失ふこととなりては、本來の祭祀に復ること當然のことなり。況や出雲大社の如き、離るべからざる關係に於てをや。

三三四問、主典の稱承りたし。

答、主典と云ふは、もと令の四等官の、最下の名にて。これを神職の下級の職名とせしなり。日本靈異記に、典主、典主は即彼神、社司也、とあり。但、此書に斯く書きたりて、神職を廣く典主と稱したりとも思はれず。

三三五問、嚴島の神職を、柵守と云ふは、神柵を守衛し奉る意にや。

答、嚴島に限らず、他社にても云ひし例あり。延喜式に、平野神殿守と云ふもあれば、柵守も貴問の如くなるべし。又思ふに、神饌柵を、守るよしには非るか。春日神社にて、神饌柵を、氏人が昇ぎて献りしが如く、他社にても、然ありしこと、思ふなり。

三三六問、安藝國佐伯郡にて、神職のことを、コモシキと云へり何故なりや。

答、薦敷なるべし。神事に、多くの薦を、用ゐることは、延喜式を見ても、知るべし。下級の神職は、祭祀に當りて、之を鋪設すること、常のことなり。延喜式八、遷<sub>ニ</sub>却崇神<sub>一</sub>祭詞に、横山之如久八物<sub>八物</sub>置足<sub>是謂</sub>氏宇豆乃幣帛<sub>八物</sub>乎云々、とある八物は、八種の薦のことなり。當時は、何々と辭別けて云はずとも、八<sub>ハ</sub>物とし云へば、人のよく知る所たりしなり。掃部式に、折薦帖、狹帖、短帖、折薦、葉薦、箕山城食薦、寮造食薦、各八枚<sub>是謂</sub>と見ゆ。これらの物を敷きて、推高<sub>八物</sub>く神饌を備へ置くを見ても、神職の、薦敷なるを知るべし。この外、延喜式等に薦の名稱の、見えたるものを云はし。荒薦、八封薦、蔣食薦、蒲薦、立薦等あり。但立薦は、防障に用ゐるものなり。

三三七問、齋女、忌子、巫、御神子、御子、内侍等について承りたし。

答、三代實錄に、春日神社の齋女見ゆ。これは、齋王に准して、置かれたるなり。延喜式に、禰宜、祝、及忌子とあり。イハヒコ、またイミコとも稱ふべし。物忌して、齋くよしの名なり。神宮の物忌、神祇官の巫の類なり。巫は、神を和むるよしの名。御神子は、神に仕ふる女子のよし也。ミコは、その略稱なり。内侍とは、安藝嚴島神社にて、巫女を、ナイシと云ひしこと、山槐記などに見ゆ。賢所にて、内侍朝夕奉仕するより、轉じたるならん。一般に通じて云ふべきことにはあらず、延喜式祝詞神名帳に、大御巫、御巫、巫とあり。また内藏掃部式に、神子、御神子とも書けり。これ巫の、正字なることを知るべし。和名抄に、巫、覡、遊女を、乞盜類に入れたるは。庭訓往來の、縣神子、鎌倉右大臣集の里神子。砂石集の、アルキミコと見えたる類の村巫なり。これらは、其行爲、怪異のこゝを行ひ。また淫を爲す。朝廷神社等の正しき神子と混せらるゝは歎すべし。

三七八問、祭神の子孫をして、其社の神職と爲す故は如何。

答、崇神紀に、大物主神の、其の五世の孫、大田々根子をして、祭らしめんことを乞ひ給ひしは。元來祖先の祭祀は、子孫の奉仕すべき道なればなり。氏神を氏子の祀るもこの故なり。されば朝廷の祭祀し給ふ官祭にも、可成祭神の子孫、若しくは、其祭神に直接仕奉りし人の子孫を擧用し給ひしなり。大神宮に、中臣氏、磯部氏、奉仕し。枚岡神社に、中臣氏奉仕し。宗像神社に、その妹神の子孫なる、宗像氏奉仕し。其他、大和の鴨神社、山城賀茂等。みな、その子孫の奉祀なりき。斯く云はゞ、出雲大社に、他神を以て仕へしめ給ふはいかに云はん。こは、別に理由あることなり。

三七九問、往古に於ける、宮司、神主、禰宜、祝の補任のこと、承りたし。

答、上代には、神主、祝の如きも。天皇、直に任命せられしことあれども。一般に於てはいかゞありけん。委しく知るべからず。延喜式當時には、宮司、神

主の、補任せらるゝや、大政官符を下し、途に上れば、糧食及び馬を給し。又六年を以て秩限とす。解由を交付すること等、概ね國司に同じ。禰宜には、秩限なく、補任の後、輒く替へざる制なれども外考には預りたりき。

三八〇問、中古の神官の俸給、承はりたし。

答、延喜式によるに、伊勢兩宮の禰宜には、日毎食米二升を給し。五位以上のものは、神税を以て、位祿を賜へり。位祿は、四位五位を帶する人に給し三位以上の位封に代ふるものなり。但、婦人外位には、減額す。借五位は、外五位に準ず。其額は、正四位にして、絶十疋、綿十屯、布五十端、庸布三百六十疋なり。(从四位、五位从五位は、各遞減なり。之を略す。)また、神宮の禰宜にも賜へり。季祿は、王臣を擇ばず。文武京官、其他一二の外官にして、長上の人に限り。相當の位階によりて、春夏の期、秋冬の期を以て給す。大神宮の禰宜は、从七位の官に。度會禰宜は、从八位の官に、香取、鹿島、氣比の宮司は、

從八位に。氣多宮司は、少初位の官に准じて、賜ふが如し。其額は、一位、絶三十疋、綿三十屯、布佰端、鍛百四十口。從七位にして、施二疋、綿二屯、布三端、鍛十五口なり。其他推して知るべし。類聚三代格によるに、平野神社預に月料を賜ひ。三代實錄によるに、松尾神社の物忌に、日料を賜ひしことあり。月料とは、禁闈に親事するものに、大膳職の鹽・醬・魚菜等を給するを云ふ。日料とは、毎日、大炊の寮の、御飯を賜ふなり。

三八一問、神職にも、就任赴任など云ふべきか。

答、その、任務ある地に赴き。その、任務に就く義ならば差支なきとならん。昔は、任と、補との別は。任は、相當の位階ある官に謂ひ。補は、相當の位階なき職に云へり。また、轉任とは、同一官衙の内にて、昇進するに云ひ。他の官衙に移るを、遷任と云へり。今は、他に移るに轉任と云へり。

三八二問、姓氏錄に、姓に、神主、また祝と云ふあり。神祇を祭る神主、祝

の職が、姓となりたるなりや。

答、然り。これらは、官職を以て、姓となせるなり。古事記中卷に、娶近淡江之御上祝以都久云々、などある文例によれば。神武紀の、巨勢祝、神功紀の、小竹祝、天野祝など、祝人たりしなるべし。姓氏録に、鴨部祝、紀祝、波多祝三歳祝あり。丹生祝氏文に、丹生祝あり。又姓氏録に、荒木田神主、度會神主恩智神主、穴師神主あり。度會神主は、續紀和同三年三月の條に、磯部祖父高志二人賜姓渡相神主とあり。

三八三問、維新以前に於ける、白川家、吉田家と、神職の關係承りたし。

答、應仁の亂以後、神社の行政事務は、幕府の管理する所となり。慶長以後は神祇官代には、吉田社頭を以て宛て。八神殿は、白川家の邸宅に、設けたる状なれば。神祇官は、漸く叙位祭祀を執り。伯以下名のみ職員も、僅に二十人に満たざるなり。されば、諸社の神職は、伊勢、賀茂、其他有名の大社は、堂

上諸家を以て、傳奏とし。それによりて、上申し。以外の、傳奏なき一般神社にては、白川、吉田兩家に分屬して。社格、神階、及び神職の身分等に關することを、辨じたりしなり。

三八四問、吉田家にて、神職を支配することは、いつ頃よりのことなりや。

答、吉田家は、神祇權太副まで進みて、神祇官の役人なりし故。諸國の神職と、關係を生じ。終に、之を私有せんと、するに至れり。寛文五年七月の、徳川氏の禁令に、無位之社人可著白張其外之裝束者以吉田之許狀可著之と見ゆ。此の頃より、同家の管領範圍は、強固となるに至りぬ。

三八五問、神祇の四姓のこと承りたし。

答、王氏、中臣氏、齋部氏、卜部氏が、神祇祭祀に預りし故に、之を神祇の四姓と云ひたりき。王氏とは、白川家のことにて。伯家と云ふは、神祇伯の家なればなり。職原抄に、神祇伯は、花山院御子彈正尹清仁親王俊胤相續他人不

任之とあり。維新に至るまで八百餘年。伯となる時は王號を稱するを許さる。これ、神祇を重ずる所以なり。中臣氏は、天兒屋根命より出で、その十三世の御食子の子、鎌足公が藤原姓を賜ひ。御食子の弟の國子と云ふ人の子に、國足あり。その子に、意美麿あり。其の子清麿に至りて中臣に大字を加へて大中臣と稱し。その子、今麿と云ふが、伊勢神宮の齋主に補せられ。以來奉仕したるが、藤浪家なり。齋部氏は、大玉命より出づ。神代以來、車の兩輪の如く、中臣氏と相並んで、朝儀に關したりしが、惜哉、中世より衰亡して後世、土御門家之を代勤するに至れり。卜部氏は、後に吉田と云ふ。平麿より、連綿相續せり。平麿は伊豆國の人にて、仁明天皇の頃、龜卜に妙を得たり。吉田家の傳には、この人は大中臣清麿の孫、智治麿の子とす。然れども史に證するものなし。

三八六問、維新の際まで神職なりしものにて、授爵せられし氏名承りたし。

答、出雲國造千家氏、同北島氏、紀伊國造紀氏、物部神社國造金子氏、伊勢大

宮司川邊氏、熱田大宮司千秋氏、宇佐大宮司到津氏、同宮成氏、阿蘇大宮司阿蘇氏、住吉神主津守氏、伊勢禰宜澤田氏、同松本氏、日御崎檢校小野氏、等の十二氏。神職を世襲したる、名族たるによりて男爵を授けられたり。此の外、伊勢祭主藤波氏の、子爵を授けられたるあれど。これは、素よりの公卿たるなり。

三八七問、神職を檢校と云ふはいかに。

答、檢校は、ケンゲウと云ふ。監督の意なり。修理檢校と云ふ。出雲大社、熱田宮に總檢校あり。其他の神社にても、檢校あり。社僧の階級也。日御前神宮の如き、神人の首座を檢校とせり。

三八八問、御師といふこと承りたし。

答、源氏物語に、僧を御師といへり。御禱オシノリの師の略稱なり。吾妻鏡に、御祈禱師とかけり。僧侶より轉りて、中世以後神職社僧を問はず、祈禱するものを、

御師と稱するに至る。伊勢の御師を始め、諸社に御師といふものある、皆此類なり。

三八九問、社僧のこと承りたし。

答、社僧は、宮寺にありて、佛事を修するものなり。神僧、宮僧、供僧など、も云ふ。別當、檢校、勾當、專當、執行、學頭、執當等の諸役あり。聖武天皇の世、宇佐八幡宮に彌勒寺を造り、別當を置きしに始る。此より後、諸社に設けられ。中世以降、其地位常に、神職の上において。權威を擅にし、其甚だしきに至りては。戎器を蓄藏し、干戈を弄せしものあり。當時、兩部神道盛に、行はれしかば、凡そ天下の神社にして、社僧を置かざるものは、殆どこれ無き状なりき。

三九〇問、東帯と衣冠の別を承りたし。又衣冠の祭服となりしは何時代なりや。

(二十)神  
服飾に  
關する件

答、東帯とは令制の朝服の正装にして、其具に冠、袍、下襲、袒、單、表袴、大口、革帶、襪、笏、扇等あり。朝服とは朝廷公事の服なり。衣冠は、公事にあらずして、尋常の時に着用す。其の具に冠、袍、帶、指貫、扇、鞆等あり。時によりて劔笏を用うることもあり。東帯をヒノサウヅク、またヒノヨソヒ(晝装束)とも云ふに對して、衣冠をトノキサウヅク(宿装束)と稱す。東帯は晴の服にて衣冠はその略儀なればなり。現今神職の正装は、この宿装束トノキサウヅクによれるなり。衣冠の祭服となりし時代は、詳に知り難しと雖、江家次第十二に、禰宜等(外宮なり)五人東帯袍上著ニ白木綿闕腋ニ著ニ木綿褌とある如く、他の神社にても祭祀に奉仕するものは、その身分により當色を着用し、その上に明衣を着重ねるが本體なりけんを、其は易からぬわざなれば、何時の程にか東帯のみとなり、後には衣冠となりしならむ。神職の衣冠を着用すること、既に源平時代の記録にあり。

三九一問、袍のこと、及袍の名所承りたし。

答、袍はウヘノキヌと稱す、表に着すればなり。製作に縫腋、闕腋の別ありて文官に縫腋、武官に闕腋を用ゐるなり。服色は大寶令の定には、紫・緋・緑・縹の四種にて、位階の高下によりて淺深あり。後世に至りて、紫及深緋色は一變して黒色となり、四位以上は黒袍を着することゝなれり。位階の高下によりて服すれば、位袍の名あり。又其相當の服を當色と稱す。(現今の制は位階によらず、勅任以上黒奏任は赤判任は緑なり) 袍の名所は襟をクビガミ、わなにかゝる結緒を蜻蛉トシボウ、袖の一幅の端を鳍袖奥ハタツデを大袖、身をオクミ、裾に横に着きたるを襴ラン、その左右に出たるをアリサキ、後に袋の如くなりたるを、ハコエ又角袋カクフクロ、その上の方にある小紐をワスレヲと云ふ。

三九二問、狩衣のことを承りたし。又狩衣の祭服となりしは何時頃なりや。答、狩衣は獵衣獵衣とも書く、もと畋獵の服にて、麻布にて製せしかば、布衣ホワイ

とも云へり。袖端に括條ありて、輕捷に便す。中古以來貴人鷹狩を好み、布に代ふるに綾羅を以てし、上下の着用する所となれり、當時未だ、禁中に之を着して入ることを得ざりしが、近古に至り、冠婚葬祭等にも着することゝなれり元來其起源遊獵の服なれば、終には武人の禮服と變じ、鎌倉また足利幕府にては、最上の式服に用ゐられ、徳川幕府にては狩衣を四位の禮服とし、布狩衣を布衣ホイと稱して、用人以上の禮服とす。(無位の上職者の稱呼を布衣と稱することゝなれり) 當時治平に馴れ、諸士奢りて絹布を以て布衣を製することゝなりて、織物にて製するを狩衣と云ひ、平絹にて製するを布衣と稱して、一種二物となれり。狩衣姿は其具に烏帽子、懸緒、帶アテコシ(宛腰とも云ふ)指貫、蝙蝠、淺沓(晴の時衣單あり、武家に少刀を帶せり)。狩衣の神職の服となれるは、俗神道大意に、吉田家の裁許狀は寛文五年七月の御條目(無位の社人者可著白張、其外の裝束は以吉田之許狀可著之とあるを云ふ)の如く、無位の社人に相

應の裝束を裁許せらるべきことなるに、分に過ぎたる狩衣を許し云々、然るに不學なる神職たちは、小者中間らが著る白張と紛れて見ゆることをいやがり、又布衣素襖も無位の人も著して苦しからぬものなれども、其よりは見分の宜しき物を著せんと希ふに依つて、吉田家の紋紗の狩衣を免さること、見ゆる、然れども狩衣は大中納言も著せらるゝもので、殊にこれは尋常の略服で、實は狩の時に著る物故に、神拜にはいかゞしき物ぢや。と云はれたるにても徳川氏以來のことなるを知るべし。現今の服制に之を採用せられしも、この舊慣によられしなり。(但こゝに注意すべきは、淨衣と同じき袖括なき布衣は、既に源平時代より用ゐられしこと之なり)

三九三問、指貫の名稱承りたし。

答、指貫は奴袴と書く、サシヌキノハカマの略稱なり。又絹の狩袴カウカマとも云ふ。括り着くる爲に、狩衣の袖のくゝりの如く、紐をすそに刺貫たれば指貫と云ふ

なり。これをサシヌキク、リと云ふ。後に其裾を袋縫にして、紐を其中に籠め通すなり、これをコメク、リと云ふ。然るに今はまた變じて、紐を以て釣るなり。狩袴と云ふは、原と狩の時に着くる袴なればなり。奴袴とかく文字について二説あり、一は袴を足に括りつくるは、下賤のものゝするわざなれば、奴袴とかくと云ふと、一は袴帑の誤倒なりと云ふとの二つなり。此袴は高下共に着用すること狩衣の如し。

三九四問、齋服と云ふよし承りたし。

答、齋服とは潔齋なる衣のよしにて、重き祭祀に着する服を云ふ。原と一定の名にありざりしを、其主なるものは、今云ふ所の齋服なれば、その服の名に定まるなり。天子の齋服は帛衣ハクノキヌなり、帛衣は原と天子の正服なりしを、嵯峨天皇の御宇黄櫨の御袍始まりてより重き神事の服御と定まりしなり。喪葬令に、凡天皇云々爲三三以下及諸臣之喪除帛衣「謂白練衣」外通用雜色とある



を、集解に釋云帛衣白練衣也除帛衣故者我朝以白色爲貴色云々古記云、問、除帛衣其意如何、答、當朝以帛色爲貴色云々とあり。古來純白を尊みしこと、赤玉は緒さへ光れど白玉の君がよそひし尊かりける、の豊玉姫命の御歌にても知るべし。

三九五問、明衣ミウイのこと承りたし。

答、史上明衣と書けるに三つあり、景行紀に明衣空留而屍骨無之の如く、死者の服を云ふと、祭祀の沐浴に用うるゆかたひらの、あかはを明衣と云ふと、祭服の明衣との三つなり。祭服の明衣は、神祇官人、伊勢神宮及其他神社にても用ゐたり。之をキヨキヌと稱す、清淨潔白の意なり。儀式に潔衣と書けるもこれなり。其製闕腋の袍に同じ。地質は生絹又は麻布を用う。朝廷の大嘗祭に於ける小忌の如く、神宮にては束帶又は衣冠の上に着用せり。明衣の字は、論語に齋必有明衣布とあり。明燄・明火・明水の明も同じ。祭祀に供するに云ふ。

藏器を明器と云ふも同意なり。我國にてもこの名を借りて、祭服を明衣と云ふなり。

三九六問、淨衣と云ふこと承りたし。

答、淨衣の字は、既く源平時代以前のものに見ゆ。これもキヨキヌとも云ふべく、清淨の義なること云ふまでもなし。原と明衣と同一のものなりけんも淨衣は衣冠の上に着用せず、且其製も狩衣に齊しく、生絹或は麻布を用う、昔は衣單を重ねしこと狩衣の如くなりき。神職のみならず、天皇にも、公家武家も神事に之を着用せり。

三九七問、千早とは如何。

答、神職巫女の着用せし服にて、袖なき羽織の如く長二尺計、大和錦又は練絹布にて製す。朝廷の祭祀に着用する小忌の、一變したるものなるべしと云ふ。小忌とは、小忌の官人の着用するより名く。山藍にて青の模様を摺れるより、

青摺と云ひ、専ら祭に用ゐるより齋服とも云ふ。和名抄に禪知波伎と見ゆ。動作に最疾イナバヤからしめんこと、衣袖を扶收する爲に用う。木綿手纏ユフタスキに同じこの説はいかゞ有らむ。思ふに齋服のしるしに、形ばかりのものを、袍の表、肩の邊に打ち掛け着ることゝなりて、斯く最速イナバヤく衣を作りて用に合へば、チハヤとは名けしならん。延喜式に一領と云はずして、一條と云へるもこの故ならん。かくて後には、錦などにて製ることゝなりしなるべし。

三九八問、神職の白衣ヒヤクエを着すること、何のゆゑなりや。

答、上代は、貴き卑き常に白衣白袴を着たり。天武紀に道俗の俗を、シロキキヌと訓し、持統紀に還俗をシロキキヌニカヘスと訓し、續日本紀に出家人毛白衣シロキキヌ毛相雜天とある如く、僧の外は白衣なりし也。されば今も禮服には、表衣の内モに着る服は、古のなごりのまゝに、白き小袖を用ゐるなり。ことに神職の如く祭祀に奉仕するものは、潔白を尊へば白衣だること當然なり。(因に云く、物語

書などに白衣とあるは、烏帽子をかぶり、指貫をはきて、未だ上衣を着せぬ間の、白衣すがたを云ふなり。今云ふ處といさゝか異れり)

三九九問、冠シゲモンに繁文トホモン、遠文トホモンとは如何。又冠の名所承りたし。

答、繁文とは菱文の繁きにて、遠文とは文の疎きなり。昔は有文は四位以上無文は五位以下なり。冠の具には巾子フシ、簪、纓あり。巾子は髻を容るゝ所にて、簪は巾子の上より髻を貫きて脱せざらしむる爲めのものなりしが、後世は一の飾となりて、紙縹を以て結び付くることゝなれり。纓は燕尾とも云ふ。古制に於て髻に括りて其餘を後方に垂下せしに本く。冠の名所は冠の上面前部を額ヒタヒと云ふ。額には厚額、薄額、半額、透額の別あり。巾子の接したる所を甲と云ひその間の小緒の糾ウハチへるを上緒と云ひ、冠の縁を磯と云ふ。

四〇〇問、烏帽子の假字はエボシなりや、エボシなりや。その名所等委しく承りたし。

答、阿行の假字にてエボウシなり。烏き帽子ボウシの意なり。頭に被るものなれば、古は冠の一種として、カウブリと云ひしが如し。天武紀に圭冠とあるを、私記に今之烏帽子也とあり。上圓下方の瑞玉を圭と云へば、今の立烏帽子はこの圭冠より起りしなるべし、ツと烏帽子とのみ云ひしを、後に折烏帽子出来きて、それに對して立烏帽子と云ふ也。紗絹の如き柔軟なるものにて製せしを、烏羽天皇の頃左大臣源有仁、好みて容儀を修飾し、漆を以て塗り固めしに因り、爾來強硬のものとなれり。(但冠又は冑の下に著する場合には、後世にも柔軟なるを用ゐたり)名所は巔邊ツネを峯、峯より前に臨みたる所をマネキ、その下の凹みたる所をクボ、そのクボの中程に高みたるをヒナサキ、その下の襞を眉メユと云ひ其の邊を額ヒタヒと云ふ。縁をへりと云ひ、かぶりて後方に餘る縁の處を風口と云ふ風折の名所も同じ、但風折は折伏せたる所をヒレと云ふなり。

四〇一問、檜扇疊紙を懐中するわけ、及び檜扇に廿五橋とあるはいかに。

答、此の二つは今日にては、威儀上懐中するものと心得べし。檜扇は止むを得ざる場合には、面を障へ、又は笏に代へ涼を取り、沓を正す等のことなきにしもあらざれど、成るべくは取出すべからず。廿五橋とあるは、二十五枚骨なり。昔は公卿廿五枚骨四位以下二十三枚骨とも、公卿三十枚骨殿上人廿五枚骨とも見えたり。帖紙は始は、時に詩歌を書き、或は涙鼻液を拭ひ、其他不時の用に懐中せしなるべけども、今日にては然らざること上に云へるが如し。折タ、ミたればタ、ウ紙と云ひ、懐中すれば懐紙といへり。

四〇二問、笏は皇朝のものなりや、漢土の制なりや。

答、瓊予拾遺に、天兒屋命の始制也、サクはスタと通ず直也なごありて神代より賢木サカキの笏を用うるよし云へども、こは豊受大神宮の相殿にます、天兒屋根命の神體の、笏なるより思出たる説か。またこれを兒屋根命の靈代となしたるは笏を神職の持つことゝなりし後のことにて、斯る説古くより行はれしなるか。

其は左まれ右まれ、此器は事物紀原に、周武王に始るよし見ゆる如く、漢土のものなり。又同書に晋宗以來之を手板とも云ふよし見えたり。手に持つ板なれば也。彼朝にて之を百官に執らしめしは、後周の武帝四年（我が欽明廿五年）のことなり。これ當時既に容飾の爲に、佩用するものとなりしなるべし。我國に此物の採用せられしは、推古天皇の御世のことなりけん。大寶令に至りて、始めて其制を定められたり。禮記に受命于君前書于笏とある如く、執りて忽忘に備ふるが本義なるを、容飾の具となりては、把るにも置くにも法ありて、種々の故實あるに至れり。而して貴人を拜するには必之を把れども、玉體に接近するものは、執らざるを以て禮となすことゝなれり。これ劔を解くも同じことなり。

#### 四〇三問、笏紙とはいかが。

答、笏紙とは元來笏に直に書くべきを、後には紙を張り粘けてそれに書付くる

なり。其を笏紙を押すと稱す。江次第抄に、笏者備忽忘之儀也在君前記事恐忽忘故粘紙笏上記其頭緒今笏紙之意也とあり。續後紀、承知三年二月の條に、天皇御紫宸殿引見遣唐大使右近衛大將橘朝臣宣詔其詞書笏無黃紙文とあるは、直に笏に書付けたるなり。

#### 四〇四問、笏は音コツなるを、シヤクと唱ふるはいかに。

答、塵添壙裏抄に、シヤクとて長一尺なるが故に云歟云々。また倭訓栞に、和名抄に音忽俗云レ尺と見ゆ、骨コツと同音なれば忌みて尺と云ひし也。西土の制にならへるものなれば和訓なし。唐の王玄策西域に使し、維摩居士の室を量りて十笏を得たり、故に方丈と稱するよし、釋氏要覽に見えたり。又笏尺と名目に云へること、南海寄歸傳に見え、書言故事の注にも、手板長一尺と見えたり云々とあり。學者みな此說に従ひて異論あることなし。獨貝原篤信のみは之と異なる説をなせり。そは其著大和本草に笏をシヤクと訓するは、椽の木を以て作る故

なるべし、と云へる之なり。この説尺の字音とする説より理有るやうなれど、予はこれにも従ふこと能はず。因ていさゝか愚考を述べん。上古の笏の一尺なることは、後に云ふ所の如くにして、之を尺に代用し、笏尺と云ひしことも然ることなれど、直に笏を尺と爲しこと、彼國にても其例更にあらず。況して我國にて之を尺に代用せしこと無きに、シヤクと云はんこと更に其いはれなきことならずや。或は爵の意にとりたるにはあらかと思ひしかども、猶能く考ふるに笏の本義は手記して忽忘に備ふるものなれば、冊の字を通用し、やがて其字音を以て唱ふるなりけり。斯く思得て始めて笏の起源も、其の本義も立所に了解せられたり。彼國より來りて、彼に忘れられたることの我國に存するもの器物、名稱、製法等まゝあり。これ亦其一つなるべし。元來笏のものは簡なり支那の古代に於ては、竹を割りて薄き板となし、これに漆にて科斗の字を書し、その板を韋にて編み綴じたり。抱卜子に孔子讀易韋編三絶とはこれを謂ふな

り。冊の古字は冊にて、篆書には冊なり。これ簡綴じたる形象にて、字書に象其札一長一短、中有二編之形とある如く、横の二線は編みたる韋なり。縦の長さ三線は長簡にて、所謂大笏たり。短き二線は短簡にて、所謂小笏たり。此の簡の一箇を、君前に出づる時は、手に執り持ちしが始にて、奏すべきこと承はることなどを記して、忽忘に備へしなり。されば之を手板と、笏とも、冊とも、簿とも、簡とも、策とも云ふなり。簡の字は韻會、手板也、古制長二尺四寸短者半之、蔡邕曰、漢制長二尺、短半之とあり。漢制によれば短簡は一尺なり。漢人が笏を尺に代用せしは、便利上さもあるべきことなり。笏を簿と云へるは、康熙字典に簿又笏也とあり。蜀志に以簿擊頰の注に、簿手板也とあり。又左傳桓二年笏注に、若今吏持簿とあり。冊の音は測革切サクにてシヤクなり。冊冊は同字にて、また策も同義なり。策者簡也其制長二尺短者半之など有りて通用したれば、笏に冊字をかきても不可なかるべし。日本靈異記中

卷の第一に、大政大臣正二位長屋親王が、笏にて僧の頭を打たれしことを、以て牙冊ニ以爵ニ沙彌之頭ニ頭破流レ血とあり、これ我國にて寧樂朝頃には、冊とも書きし證據にて、其項末に冊、尺乎シヤクテとあるは、笏を直に尺と書きし證とも云はレ云ふべけれど、其は冊の音を示し其送り假字をも知らしめしなり。知名抄に、笏音忽俗云レ尺、また下學集に日本曰レ尺、とあると同一筆法なるべし。斯く定むる時は貝原氏の説は、本末を轉倒せることを知らるべく、和名抄に楮、音永、漢語抄云、佐久木、木可レ爲レ笏とあるは、和漢共にこの木を以て笏を製るを以て、我國にてもサクキと稱するなり。流石の翁にも千慮の一失とや云はん。今人は専らシヤクと稱すれども、古人はサクとも云ひしこと、上の佐久木と云へる、また物語に、さく拍子ハッシなどもかけるにて知るべし。

四〇五問、神職の把笏すること、なりしは、何頃よりなりや。

答、神職の把笏は、官吏よりは遙に後のことなり。因て先づ官吏の把笏のこと

を述べん。續紀元正天皇養老三年三月の條に、令天下百姓右レ襟職事主典以上把レ笏五位以上牙笏、散位聽レ把レ笏、六位以下木笏とありて、同年六月には、諸國の史生、主政、主帳、大小毅、神祇官宮主より畫師、卒師、醫師等にも把笏を許され、これより八年を経て神龜三年九月京官吏生坊令にも把笏せしめられたり、而してこれより四拾一年を経て、天平神護二年に神宮禰宜に把笏を許さる、當時既に把笏の範圍廣く其制も弛みたりけむ、其翌年神護景曇元年には、勳六等以上にて七位を有するものには、牙笏を執ることを許されたり、これより十七年の後、天應元年に賀茂兩社の禰宜祝に、これより二十一年の後、延暦二十年に住吉の神主に、大同三年に伊勢兩宮の大内人に、弘仁十一年に鹿島神宮の禰宜祝に、承知元年に氣多太神宮の禰宜祝に、同二年に氣比、同三年に香取、同十年に阿蘇牧岡の神主に、嘉祥二年に松尾の禰宜祝に、仁壽二年に諏訪の祝に、天安元年に神宮の内人に、斯くて齋衝三年四月に至りて、諸國の神階

三位以上の神社の神主及禰宜に把笏を許されたり。當時三位以上の名神社は少數なりしなり。これ官吏の把笏せし養老三年よりは、百三十八年の後のことたり。斯く神職把笏のこの後れたるは、古儀を尊む神社にては、外國風の喜ばれざりし故にもありけむを、後には漸々に打ち馴れて、争で笏を執る人の數に加らましと、祀職の人たち相説ひて、己が仕ふる神の位階昇進の運動を試みたるが如し。其は貞觀十年の官符に、國司偏稱<sub>ニ</sub>靈驗<sub>ニ</sub>請<sub>レ</sub>増<sub>ニ</sub>爵位<sub>ニ</sub>三二年間或叙<sub>ニ</sub>三位以上<sub>ニ</sub>困<sub>レ</sub>茲諸國雜色人等皆補<sub>ニ</sub>禰宜祝<sub>ニ</sub>莫<sub>レ</sub>非<sub>ニ</sub>把笏<sub>ニ</sub>云々とあるにて知るべし。後に朝綱弛み神祇の制度も亂れて、三位以上の神社も多數となり、把笏せざる神職なきに至りて、終に笏は神職特有の器物の如くなりしなり、以て古今思想習慣の變遷を思ふべし。元來笏は束帶して把るべきなり、衣冠に用ゐることとは古に定めなかりけん。玉藥に（承元四年正月の條）參<sub>ニ</sub>賀茂下上<sub>ニ</sub>、吉田等御社<sub>ニ</sub>云々著<sub>ニ</sub>衣冠<sub>ニ</sub>取<sub>レ</sub>笏<sub>ニ</sub>云々同五年五月の條に衣冠可<sub>レ</sub>持<sub>レ</sub>笏哉否被<sub>ニ</sub>尋問<sub>ニ</sub>之予云

左可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>持<sub>レ</sub>々也、衣冠之時引刷事ニハ必持<sub>レ</sub>笏定事也云々、參<sub>ニ</sub>御棧敷<sub>ニ</sub>之衣冠者可<sub>レ</sub>持<sub>レ</sub>笏否之山大納言被<sub>ニ</sub>不審<sub>ニ</sub>雖<sub>ニ</sub>引勘無<sub>ニ</sub>所見<sub>ニ</sub>須<sub>レ</sub>持<sub>レ</sub>笏也とあり。

#### 四〇六問、笏の製法を承りたし。

答、笏の材は漢土には、天子は玉、諸侯は象牙、大夫以下魚骨木竹を以て製す我國にては天子も牙笏なり。令の制は五位以上牙笏、以下木笏なりしを、大同四年五月より五位以上も白木笏を通用することゝなれり。これ牙は得難く價尊ければ、牙に似たる白木を用ゐしなり。これより上下通じて木笏を用ゐることとなりしも、六位以下は白からぬ木を用ゐたりしものと知るべし。和名抄に椽、左久木可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>笏とあり、漢土にて此木を用ゐし故に我國にてもこれを用ゐし也。中世飛驒國位山の櫟を用う、また椎を以て作る、一位四位に音近ければなり、また女青をも用う。世俗殘深抄に、以<sub>ニ</sub>板目笏<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>善、近用<sub>ニ</sub>滿佐<sub>ニ</sub>事僻事也とあり。笏の形は漢土にては天子は摺<sub>レ</sub>筵方<sub>ニ</sub>正於天下<sub>ニ</sub>也、諸侯前誦後直、讓<sub>ニ</sub>於

天子也、大夫前誦後挫無所不讓云々、莛之言莛然無所屈也など云へり。我國にても天子の笏は西三條裝束抄に、上下方也、是朝拜を受け給ふ時の御笏也、上古は神祇を拜し給ふは前圓也、飾抄に神事之時多用給上圓也敬神之心歟とあり、以て神祇に憚り給ふ御心を察すべし。臣下の笏も彼の制に習はれしが如し、延喜式(彈正)に五位以上通用牙笏白木笏、前誦後直、六位以下官人用木前挫後方とあり。笏の上頭、半月の如くして内方に少し屈みたりしが、何時の間にか今の形となりたり。笏の寸法は東大寺献物帳の牙笏は一尺三寸二分、通天牙笏は一尺一寸三分、大魚骨笏は一尺二寸一分なり朝野群載には一尺二寸和名抄には一尺六寸とあり、時代により人により定寸あることなき也。

四〇七問、有識とは如何。

答、貞丈雜記に、有識の人と云ふは物知りの事也、識の字言編を用うるなり、今時公家方の故實を知りたる人を有職と云ふ、此職の字は耳扁を用う是誤也、

これも言扁の識の字を用ふべし、公家の故實のみに限らず何事にても物知りをば皆有識の人と云ふなり、公家の故實知りたるは公家の有識也、武家の故實知りたるは武家の有識也、識の字モノシルとよむ也。と云へるが如し。但し識の字を職と書くことも古きことなり。吾妻鏡はじめ多く見ゆ、イウシヨクをイウソクと云ふは吳音なり。

四〇八問、衣紋をとるといふこと如何。

答、平家物語に衣紋をかくと云へり、とるといふは後の事なり。衣紋を麗はしく搔き、折目を取り引きて正しく着せしむるを云ふ。古今要覽に、衣文といへること白河院の御宇までは聞えず。鳥羽院綺羅を好ませ給ひ、花園左大臣有仁公の上下の裝束こはくなし給ひしより、この公の衣紋の雜色が、藏人になりしことありしぞ、衣紋といふことの始めにて。その故實を大炊御門徳大寺の兩家に傳へしが、大炊御門は高倉に、徳大寺は山科に傳へたるよし云へり。



四〇九問、葉守神とは如何なる神なりや。

三五四

答、奥儀抄に、はもりの神は樹の神なりとあり。久々能智神なるべし。何故に葉守神と稱して崇むるやと云ふに、古は榭の葉を以て、食器に作るゆゑに、木の葉を尊重せしかば、即ち木神を葉守神と稱へしなり。枕草子に、「榭木いとをかし、葉守神の坐すらんも、最恐こし、」新古今に、玉榭繁りにけりな五月雨に葉守神のしめはふるまで、など云へるにて、知るべし。櫻木の葉守、など詠める如きは、新樹の繁れるが、美しければ、轉じたるなり。されば明徳記に、三角榭の葉のことについて柏の神と云へり。これ食器となすを以て、樹神に報ずる意なり。

四一〇問、食物の神は、紀・記に數神おはしませども、皆女神なるが如し。いかい。

答、紀に伊弉諾神の御子に、倉稻魂神ウカノミタマノカミとある、を記には大宜都比賣神とあり。ま

た紀に、月讀尊に殺され給ひし保食神を、記には速須佐之男命の、大氣津比賣神を殺し給ひしことに書ければ、これまた同神なるべし。而して伊弉諾命の孫にして、天照大神の食持神たる豊宇氣毘賣神も、女神にませり。延喜式に見ゆる、天皇の大御膳都神たる、若宇加能賣能命も、亦女神なり。而して記に、速須佐之男命の御子に、宇迦之御魂神あり。神武紀に、糧女を嚴稻魂女と稱せしによれば、思ふにこれも、女神にましけん。御食つ神の多く女神にますこと食膳は神代の昔より女性の専ら知る所のものなればなり。(このこと予が別に云へるものあり。)三代實錄に、河内國恩智大食津彦命神、恩智大御食津姫命神に正三位を授けられしこと見ゆ。この彦姫は、天兒屋命の玄孫、大御食津命夫妻の靈にて、神代の神にはあらず。

四一一問、溫泉守護神は、何神なりや。

答、延喜式に、攝津國有馬郡の溫泉神社は 大社なり。下野國那須郡の溫泉神

社、陸奥國玉造郡温泉神社、磐城郡の温泉神社、出雲國意宇郡玉作湯神社、伊豫國温泉郡湯神社は小社なり。上野國群馬郡伊賀保神社を始め、湯神は温泉開拓に功ありし、大己貴少彥名二柱なり。

四一二問、船靈とは如何なる神なりや。

答、住吉神なり。事は延喜式に、遣唐使の時に、神祇官より使を遣して、住吉社へ奉幣せらるるにても知るべし。神功皇后紀、また萬葉集十九、空見つ、倭國は、水上は、地行く如く、船の上は、床座如く、大神の鎮る國ぞ、四の船、船の舳並べ、平けき、早渡り來て、云々の歌にても、此神の、船上を守護せらるゝ事は、知られたり。

四一三問、地主神と云ふが我里にあり。何神なりや。

答、チヌシノカミ、正しく申す時は、トコヌシノカミと唱ふべし。其土地を、主領する神を稱する名にして、何神なるかは、傳なければ知るべからず。垂仁

天皇の時、大國主神を葦原中國の大地主神と稱せり。中世以降は別に社祠寺院を建立する時、舊來其地に鎮座せる神を、地主神と云ひ。又其地に、舊來より神社はなくとも、地主神を設けて祀ることありき。

四一四問、市場守護神は、何と申す神なりや。

答、大山祇神の子に、大市姫神あり。此神市に功績ありし神なるべし。されば此神を祭るべきか、然るを古く市杵島姫神を祭ることゝなれり。こは市杵島の、市の字によりたる誤なるが如し。金光寺縁起に、延暦十四年藤原冬嗣、東西市の守護神として宗像神を祭り、市姫と號せしこと見えたり。此神を辨財天とし云へば、財を喜ぶ市女ども齋ひ祭りて、眞の功ある市神は、忘らるゝに至りしなり。

四一五問、疫神祭とて、祭典を行ひ、その疫神の守冊を、門戸に帖附す、疫神とは如何なる神なりや。

答、近來は、疫除神には、少彥名命を祀れり。然れども、疫神は、所謂疫病神にして、日本の神祇にあらず。されば、疫神を祭ることも、我國の古俗にあらず。和名抄に、瘡鬼、衣夜美之加美とありて、漢土にて、顛頊の子、疫鬼と爲ると云へり。疫は、この疫神の爲す所爲と信せられしことは、遠く奈良朝にあり。日本靈異記に、聖武天皇の代、讃岐國の某、病を得て、百味を門の左右に備へて、疫神に饗せしこと見ゆ。續日本紀に、寶龜元年疫神を京師四隅畿内十堺に祭れり。これより後、疫病の流行する毎に、此祭を行ひしこと、正史に見えたり。後世疱瘡神と云ふもの、疫鬼の類也。かゝる禍津毘には、相口會ひ相交こらぬやうにするは、我古俗なるを。世降るに従ひて、あやしき邪神を祭りて、神祇道を誤らしむるは、歎かはしきこと也。

四一六問、住吉神を、和歌神と云ふは、何頃よりの事なりや。又玉津島神社

と柿本神社を合せて和歌三神とはいかゞ。

答、千載和歌集に、長元八年、關白左大臣、歌合し侍りける後、左方のかた人よろこびに、住吉に詣で云々、大納言經輔、住吉の、浪も心を、寄せければ、むべぞ汀に、立増りける、とあるによれば、當時既に、和歌に靈幸ふ神なりと信じたりしこと著し。此神、いつも翁に現形し、且つ神託は、大凡歌を以てあること、古今著聞集、源平盛衰記、其他の諸書に見えたり。其最先に見えたるは、伊勢物語に、昔住吉に御幸し給ひけり云々、御神現形し給ひて、睦まじと、君は白浪、水垣の、久しき世より、齋ひ初めてき、なごある之なり。斯ることより、和歌の神となりたるなるべし。玉津島神社は、衣通姫を祀る。この姫の歌傳はれるもの少けれど、歌に妙なれば、和歌神と云ふにや、又は和歌浦の地名より、附會せしにもあらん。人麿は、人の知れる如く、歌の聖なれば和歌神とも稱すべし。かく三神を以て和歌神と爲せること、佛者にて、彌陀、觀音、勢至を三尊と稱するより、考へ出でしが如し。

四一七問、雷神の名稱を承はりたし。又、雷 又は龍を祭りし例承りたし。答、古事記に、大雷、火雷、黒雷、折雷、若雷、土雷、鳴雷、伏雷を八雷神と稱し。日本紀に、鳴雷、伏雷を除きて、山雷、野雷を合せて八種の雷と稱せり。天武紀に、牟狹社、所居生雷神と見え。延喜式に、氣吹雷、響雷と見ゆ。鳴雷神、火雷神等は神社あれども、折雷、土雷などは無し。武猛なる神を、雷に准へて、其名を稱へたる神等も、多くますなり。こゝに掲げたるは、大方其類なるべし。イカヅチは嚴つ父の義にて、これをカミ ともカミナリとも云ふ。カミナリとは、神鳴なり。萬葉十四に、伊香保嶺にカミナリをね、とあり。村上天皇御製に、君をのみ思ひやりつかみよりも心の空になりし霄かも、なご詠み給へるは、其音響を神となしたるなり。雷鳴は、畏きものなれば、狼、虎、狐などを、神と云ひしと同じ例也。雷、又は龍を神として、直に祭祀祈願を行ひしこと無し。禁秘御抄に見ゆる、祈雨の時に行ふ雷公祭、又神泉苑の五龍

祭の如きも、陰陽師の行ひし所にして、神主祝部の預りしにはあらず。

四一八問、地震の神ありや。

答、推古紀七年四月の條に、地動舍屋悉破、則令四方倅祭地震神と見ゆ。藤恒内答問錄に、これは 當時斯る神有る事の、古傳によりて祭り給へるを。又は時にどり、神の怒を畏みて、則て地震の神として祭り給へるにや。勿論傳説なければ知り難きことなれども、古意は如何に侍らん。當時佛事多く、漢事多き頃なれば狡ら事なるべし、と云はれしは卓見なりと云ふべきか。東鑑にも地震祭を行ひしこと見ゆ。然れども、之を行ふものは、陰陽師なりき。以て證すべきか。神典に、地震の神見え。地震に際して、神社山陵に告げ、或は臨時に大祓を行ひ、或は祈禱を修めしめられしことは有り。

四一九問、海神を龍王、また龍神と稱するは如何。

答、俗に 海神を龍王と云ふは、佛經中の龍王の徳、よく海神に似たる所あれ

ばなり。龍王に、八大龍王とて八種あり。蒼溟三千の波底に金銀七寶を以て、八萬四千の宮殿を作り。億千の龍女に傳かれて、水を知り雨を降らす。と云へば、世人の信仰も高くなりて、海神を龍天と云ふに至れるなり。中世この信仰の高かりしこと、右大將實朝、「時にあひて過ぐれば民の歎なり八大龍王雨止め給へ」の歌にても知るべし。

四二〇問、竈神を荒神と云ふは如何。

答、竈神は、奥津日子神、奥津日女神（又名大戸比賣神）にまして煨オキを名におひ坐せり。火に由ある神なれば、火神は荒き神に坐すと云ふより、竈所に縁由もなき、天笠の障礙神を荒神と云ふより、貪欲神、障礙神、飢渴神の三邪毒を、佛法僧の三寶の力にて福德となすより、三寶荒神と云ふとて、三頭に髮逆立ち恐ろしげなる圖を作りて、愚民を迷はす行爲、悪みても餘あり。この妄説に同じて、神道者ども、神素盞鳴尊、速素盞鳴尊、武速素盞鳴尊の三名を、三寶荒神

とすなど云ふは、笑ふに堪へたり。古來わが國にては、朝廷にても、民間にても、竈神を春秋祭祀するのみならず、四方拜にも、毎月朔日にも、毎朝にも拜禮し、崇敬甚厚かりしかば、巫覡佛者の徒、これに乗じて附會せしなり。

四二一問、宅神をヤカツカミと云ふは如何。また其の神名承りたし。

答 ヤカツカミ、ヤケノカミとも云ふ。宅ヤカ神なり。つはのと同じ。ヤケはヤカの轉にて、屋ヤカ所なり。屋船久々遅神、屋船豊受姫神にます。古はこの祭は四月と十一月とに、最盛に行はれにき。

四二二問、妙見社と云ふあり。祭神天御中主神なりと云ふ如何。

答、現在祭神を、天御中主神とすれば、それは社號の妙見とは、關係なしとするをよろしとす。社號の妙見は、妙見菩薩とて佛教の神の名なり。妙見菩薩また北辰菩薩と云ふ、所謂星佛なり。古は北辰星を祭ること行はれ、天子も四方拜に本星を唱へ給へば、民間にも星を祭ること行はれ。やがて妙見菩薩と結

合して、信仰盛なるに至れり。貴問の妙見社の如きも、もと北辰星を祭りしを北辰星は衆生の最なれば、天之御中主神と、稱したるにもあらむ。

四二三問、大己貴命を、大黒天とする事いかい。

答、大黒天は諸天の一にて、摩訶迦羅天の譯なり。摩訶迦羅天は、或は鬪戰神なりと云ひ、五衆を護り、飲食を充饒する神なりとも云ふ。柱側に安せられて食厨を守るを以て、僧の妻を大黒と云ふは、然もあるべけれども、大黒天の徳と、其容貌とが大己貴命に似たりとて、直ちに此神を大黒天と稱するは非なり。大國、大己貴の字音とする説も、取るに足らず。嚴島神を辨天とし、海神を龍天とする類なり。

四二四問、市杵島姫神を辨天と云ふは如何。

答、辨天は辨財天の略なり。十二天部の一にて、妙音天女、功德天女とも云ふ、兩部神道者のいひをめしことなるべし。

四二五問、菅公を天神と稱すること如何。

答、天神とは、天神系に屬する神を云ふ。地祇系に屬する神社を、何々地祇神社、(延喜式、常陸國多珂郡佐波波地祇神社)と云ふが如し。延喜式神名帳に何々天神社と云ふが、七八社も見えたり。貞觀延喜の頃には、この天神稱は盛に用ゐられて、大麻天神、水分天神、中子天神、宗形天神、賀茂天神などの如く云ふに至れり。抑菅公を天神と云ふこと、醍醐天皇の時、霹靂の災多ければ、これを菅公の怨靈とし、勅して火電天神と號したり、これより天滿天神、また天滿大自在天神など號して、盛に信仰するもの出て來て、天神とし云へば専ら菅公の神號と思ひて、古來の眞の天神社も、却りて追稱の天神に奪はれて菅公と誤認せらるゝもの、多數あるに至れり。

四二六問、菅公を大自在天神と云ふは如何。

答、大自在天は、第六天魔王なりと云へば、僧徒の、かくは菅公の靈に稱した

りしなるべし。大自在天は、八臂三眼にて、白牛に騎れりと云へり。菅神の神使を、牛とするも、ゆゑあるが如し。

四二七問、天王森とて小祠あり、何神なるべきか。

答、天王とはもと佛稱なり、祇園天王、藤杜天王、牛頭天王、帝釋天王の類を祀れるものなるべし。帝釋天王に、神社として位階を授け給ひしこと、三代實錄元慶三年九月の條に見ゆ。但これは、我國の神祇なるを、帝釋と誤解せるまゝに、稱せられしも知るべからず。

四二八問、十王社と云ふは何神なりや。また轉輪王とは神なりや佛なりや。

答、佛説に十王とて、死亡せる人を分掌する、秦廣、初江、宋帝、五官、閻羅、變成、泰山、平等、都市、轉輪の十王ありと云ふ。思ふに、これをまつれる十王堂と云ふもの、やがて神社に變じたるか。或は稱呼の似たるより、十王となりたるにもあらん。予が知りたるには、龍王社を、十王社に誤りたるものあり

き。汚はしき名は、改むべきなり。轉輪王は印度の神なり轉輪聖王また輪王とも云ふ輪寶を轉じて四方を平伏すると云ふ。俱舍論に此王由輪轉旋應導威伏一切とあり。

四二九問、客神とは如何なる神なりや。

答、日本靈異記に、客神の註に、客神者佛也とあり。我が在來の神ならで、外國より來れる、マロウト神なれば、客神と云ふなり。

四三〇問、佛をも神と云ふべきか。又其例ありや。

答、書紀敏達卷に、佛神と書きて、ホトケとも、ナカコとも訓せり。欽明紀には、蕃神とあり。扶桑略記に、大唐神と云ひ、日本靈異記に客神と云へり。本居宣長は、釋迦孔子も神にしあればと詠めり。然るを内外を轉倒して、神を如來とも、菩薩とも稱するに至り、やがては、佛を我國の主人の如く思ふやうになりて、新客神の天主を、天主如來と云ひ、その教法を切支丹佛法など稱した

りき。但これは同じく西のあるじなれば、佛號を以て稱すること、ふさはしからん。

四三一問、佛菩薩の類を、神社に祀れるものありや。

答、三代實錄、貞觀九年十月、授<sub>三</sub>飛彈國正六位上四天王神從五位<sub>一</sub>また元慶二年九月の條に、石見國の石塔鬼王、帝釋天王國社神に從五位下を授けられたること見ゆ。こは石塔寺の帝釋天王なり、神を佛とせしにや、四天王は、帝釋の外臣にて、提頭賴吒、毘留勒叉、毘留博叉、毘沙門なりと云ふ。四天王神もこの四天王なりや。初より佛なりとすれば、濫祀濫授も甚しと云ふべし。

四三二問、伊弉諾尊は、天竺の神なり。と云ふ説の出所承りたし。

答、佛教に、諸天部ありて、四天、十二天、二十天、二十天、三十三天、等の名あり。此の諸天部中に伊舍那天あり。右手皿盃を持ち、右手鉞を持つと云ふ。此の伊舍那天を、伊弉諾尊と附會せしは、神皇正統記に、伊弉諾伊弉冊は

梵語なり。伊舍那天伊舍那后なりとも云ふ、とあれば、當時既にその説行はれしなるべし。されども此は偶相似たるまでにて、日神を日天、月神を月天、火神を火天、水神を水天、風神を風天と云ふが如き説のみ、云ふにも足らぬことなり。(因云、諸天中我國民の信仰するもの、梵天、帝釋天、毘沙門天、辨財天、吉祥天、摩利支天、鬼子母神、大黒天等にて、伊舍那天は忘れたるもの、如し。)

四三三問、水天宮の稱號の出所承りたし。

答、孔雀經に、西天有<sub>二</sub>水天王<sub>一</sub>名曰<sub>三</sub>惡日<sub>一</sub>是大龍王云々とありて、祈雨及水難を除くことを云へり。水天王を祭りしことは、東鑑元仁元年六月六日の條に、炎旱涉<sub>レ</sub>旬云々、十壇水天供、辨僧正定豪令<sub>三</sub>門弟等修<sub>レ</sub>之とあるにて知るべし。聖天の如きも、(大聖歡喜天とも云ふ)聖天神、また聖天宮など云ひて祭れり。これらは、吾が國の大國主神を、大黒天、嚴島姫神を、辨財天、となす如く、



其徳の似たるより、其名を借れるも有るべし。凡て諸天部は、明王部よりも、神として祀られたる多きが如し。

四三四問、第六天神とは、如何なる神なりや。

答、諸國中大全に、江戸淺草第六天神は天神第六の神豊常立尊と云へり、然れども國常立尊は、天神第一にませば、第六面足尊惶根尊を祀れるならんと云へり。平田翁は、古史傳に面足惶根とするは附會なり、皇産靈大神なること、己委しき考ありと云ひて、佛書の二十八天の、第六天の大梵王は、産靈神なるよし云はれたり。然れども予は始より第六天王を祀れるにて、我國の神ならじと思ふなり。

四三五問、しき神とは、如何なる神なりや。

答、式神また、識神とも書く。陰陽家の神にて、日本の神にあらず。陰陽家に式占とて、六壬式、太乙式、雷公式、遁甲式の、四種の占トあり。皆式盤を用

ゐるに由りて、式占といふ。その式占を掌る神なれば、式神と云ふ。此神は、占者の願使に従ふとぞ。陰陽寮は、神祇官の龜トと相並びて、此方を以て行ふ。所謂軒廊御トと稱するは、大乙式雷公式なりしなり。

四三六問、天地大明神とは何神なりや。

答、倭訓栞に、淡路國天地大明神は、津名郡伊佐奈伎神社なりと云へり。本朝奇趾談、和漢三戈圖會等に、伊弉諾尊伊弉册尊二神の稱とせり。何時頃より、何の理由ありて斯く云ひしか知らず。

四三七問、瞽者の信仰する雨夜尊といふは、如何なる神なりや。

答、仁明天皇皇子人康親王サネヤスの御事なりと、當道のもの傳へて曰く、親王明を失ひ給ひて早く薨去あり、御母皇太后は追善の爲に、大に瞽者を憐み給ひしかば、瞽者ども尊信するなり。雨夜尊の稱は、仁和元年に賜りて、山城國宇治郡山科郷四宮村柳谷山に、いはせ給へりといふ。正史によるに、親王は、上總大守常

陸大守、彈正尹など歴任し、廿八歳にして僧となり、法性と改名せられ、山科宮と稱し、四十二歳にて薨せられたれども明を失はれしこと、及び雨夜尊と追稱せられしこと等、更に見ゆることなし。果して明を失ひ給ひしとすれば、僧になり給ひしは、その故にや。雨夜とは、暗クラシとの隠語の如し。追稱としては如何あらむ、安齋の云へるが如く、附會のことなるべし。

四三八問、聖母菩薩とは如何。

答、八幡菩薩の御母のよしにて、神功皇后の御事を、比叡の山僧どもが、かくは名け奉れるなり。

四三九問、大汝貴、少彦名神を、薬師菩薩と稱するはいかに。

答、大汝貴、少彦名二神の、薬師クスシの神なることは、人の知る所なり。薬師神と稱するより、彼の七佛薬師と云ふに、附會せるなり。抑薬師は佛なれば、如來と云ふべきを、こゝに菩薩と云へるは、神の薬師なれば、一階貶したるにや。

文德實錄、齋衡二年十二月の條に、大奈母知少比古奈とあるを、同書天安元年十月の條に、大洗磯前、酒列磯前兩神號ニ菩薩名神とあり。世俗の稱によりて、式にもこの社を、薬師菩薩神社と書記し、終に二神鎮座の神社に、薬師佛を安置するに至りしなり。

四四〇問、神祇を菩薩と稱すること如何。

答、神に菩薩と云ひしは、八幡大菩薩、薬師菩薩の類なり。菩薩とは、菩提薩埵の略にて、菩提とは佛道、薩埵とは衆生と譯す、佛道に入る衆生の義也。佛の次位にありて、さまで尊き階級にもあらざるを、神明に稱するは、神祇を佛より一段貶したるなり。行基だに大菩薩なり、甚謂なきことなれば、維新の際神號に稱することは停止せられたり。

四四一問、山王七社、山王二十一社の祭神、承りたし。

答、中世僧どもの、附會せし所なれば、答辯の價値もなきことなり。山王七社

とは、日吉神（古よりおはせし神）大日吉神（傳教の新に祀りし三輪神）聖眞子社（田心姫命なりと云ふ）八王社（五男三女の神を云ふといへり）客人社（加賀白姫神と云ふ）十禪師社（鴨玉依彦玉依姫、別雷神神なり、内共奉十禪師の所祭なるを以て、斯く云ふとなり）三宮社（宗形の三女神なり）の七位なり。これに、大行事（大年神といふ）牛御子（大山咋神と云ふ）新行事（天知加流水姫神と云ふ、大山咋神父神也）下八王子、早尾、王子（別雷神といふ）聖女、惡王子、石瀧、劔宮等の十四社を加へて、山王二十一社と云ひしなり。

**四四二問**、十禪師、また禪師御子神とは、如何なる神なりや。

答、禪師とは、禪定の宗師の義にして、高僧を崇めて云ふ。十禪師は光仁天皇の世天下に名徳の僧、十人を撰擇して、置かれしに始る。續日本紀に、寶龜三年丁亥、禪師秀甫、廣達、延秀、延惠、首勇、清淨、法義、尊敬、永興、光信、或持戒足稱、或看病著聲、詔充<sub>二</sub>供養、並終<sub>二</sub>其身、當時稱爲<sub>三</sub>十禪師、其後有<sub>三</sub>關

擇<sub>三</sub>清行者<sub>二</sub>補<sub>レ</sub>之、とあるにて知るべし。山王神道の餘波として、山王社の末社十禪師社より諸國に傳はれるなり。神社啓蒙に、十禪師瓊々杵尊とありて、日吉鎮座記を引きて、十は天七地三之教、禪讓也、言十善天子釀<sub>レ</sub>國之義、人皇五十代桓武御宇、延暦二年正月十六日影向、とあれど、例の附會なり。又、鴨玉依彦神、玉依姫神、別雷神にて、十禪師の祭る神なるを以て、斯く名くとも云ふ禪師御子神は、安藝國古神名帳に、二ヶ所まで見ゆれど、これ亦如何なる神なるか。日吉の系統に屬する神なるべく思はるれば、十禪師の分社、又はそれに縁あるものなるべし。十禪師は、内供奉にて、當時世の尊敬を受けたれば、或は僧徒等齋きしもはかるべからず。

**四四三問**、嚴島神社寶曆十二年の神衣記に、大宮、中御前、若宮、大兄客人宮、隈岡客人宮とあり。その神々承りたし。

答、大宮は、嚴島神社主神を申すこと、云ふまでもなく。中御前は、例によれ

ば、中位に神座ある由なるを、これは若宮との、中間にますよしならん。若宮例によれば御子神なり、御子神を率て、この地に鎮りまし、傳説はあれど、源平盛衰記によるに、姉、中、妹と三女神を數へ奉りて、末にませば若宮とも申せしにや、衣の寸法の如きは、後に定まりしにもあらん。大兄容人宮、隈岡客人宮は、共に安藝國古神名帳に見ゆ。但大兄を大江に作る、今同國安佐郡祇園村に、村社熊岡神社あるは、此の分靈なるべし。委しくは、安藝國古神名帳考に云へり。

四四四問、安藝國古神名帳に、八王子、客人禪師御子明神、劔御子明神、今宮客人明神などあり。いかなる神なりや。

答、これらは、巖島に於ける祭神なるが如し。巖島は、山王神道の影響を、受けたるもの、如し。劔御子神は、宮寺縁事抄に、仍<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>降<sub>二</sub>伏兵魔<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>祝<sub>二</sub>劔御前<sub>一</sub>云々と見ゆ。山王二十一社の中に、劔宮とある神なるべし。巖神抄(山王權

現鎮座の御事の祭)に、八王子權現に、天照大神の御子、五男三女、八王子と云ひ。客神、宮は、白山の妙理權現と云ひ。(妙理權現とは、白山縁起に、白山比咩神を、妙理大菩薩と云ふよし見ゆ)禪師御子明神は、山王七社の内なり、火瓊々杵尊とも云へり。例の空海の輩が、神等に佛臭き名を私稱せしなり。安藝國神名帳考に委しく云へり。

四四五問、三十番神といふものは如何。

答、兩部者流の附會妄誕なり。かの本地垂迹を唱へし最澄の没後、圓仁唐より歸り、天長年中、國內有徳有勢の神三十社を以て守護と爲し、日を定めて結番せしめたるを、始とすと云へり。然らば、番神説は圓仁に始り、加除常なく、後世に至りて天地擁護番神、内侍所番神、王城守護番神、(各四方に八神づゝありて、各二十二神にて守る)、吾國守護番神、禁闕守護番神、八如法經守護番神、法華守護番神、(各三十神にて、毎日交替守護す)あるに至れる也。その番神の